

(補完資料29ページの日弁連会長としての文書からお判りのように、)

前便にお送りした時には為前をまちがえて()したので、お直し

(弁士の手紙で)

(20日)

↓ ついでに、とどける相手を拡大してつるこころ

こころでそえかたけあさるへおのり、ワザ、です。

12、11月のお手紙と資料およびカンパ、12、12月のお返事
をあり、たくうけとつてし平を越しました。

「もんじゅ」の事故は、山浦さんたちの予測と行動力の
正しさ、発見性 (あたり前のこと、ともいえますが...) を

明確に立証していただけますね。物も、こままでいたたいた資料
をよお返しして、発想や活動を拡大し理解させていくつもりです。

(一月中旬には河和さんへも送ります) (索引に山浦さんのお名前もあわせていたが、お送りした。)

今一回お送りする二冊のパンフは、物の独自の表現というより

政界の身入れをじたり、トレニシグを基本からやり直して

める時のへ遊びのようなものですが、同時に、~~おのり~~おのりの

ように生き、表現していくか、という重い一帯ごもあ

ることと山浦さんは了解して下さるでしょう。

お別れのことにはもう少し交差しますが、大めを日に思いつけず

河村さんから現金書留が「連達」ととき、カンパ一千万円と
 手紙が入ってまいりました。手紙も、いつも変わらぬ、河村さんの
 人柄がこぼれ出たよ、文章です、一カ所、うーん、と考
 えてしまったのは、河村さん、物、うーん、オウラに角入れ、とて
 いるのを、私にしておられることでした。

私としては、そうや、これも仕方ない、引きつけて、こ
 う、私、と、いや、金、くち、やう、ことを、は、り、せ、よ、う、か、と、い
 う、私、の、手、紙、も、あり、お、礼、状、を、か、け、ら、ま、ま、数、日、た、ち、ま、し、た、
 昨日、思、い、つ、つ、て、後、者、つ、ま、り、私、は、オ、ウ、ラ、に、角、入、れ、し、て、
 いる、の、で、は、ら、い、の、こと、を、私、に、か、か、り、て、河、村、さ、ん、へ、送、り、ま、し、た、
 文、末、に、山、浦、さ、ん、に、も、よ、ん、で、た、だ、け、れ、ば、幸、い、で、す、と、記、し、
 ま、し、た、の、で、河、村、さ、ん、か、ら、機、会、が、あ、ら、ば、や、せ、て、も、ら、う、て、下、さ、い、
 た、だ、か、や、と、し、て、は、い、この、問、題、に、の、め、り、な、い、こと、や、山、浦、さ、ん
 に、お、し、や、る、こと、を、あ、ま、り、切、手、ま、ち、い、か、も、知、れ、ま、せ、ん、。

(山浦さんが物の意見のかわりの部分をサポートされること
 予測できる)

和の論とは、要約すると次のようになります。

① 批評集αのオラム論や、概念集、別冊1のオラム情説論は、どのようなオラム論よりも深い批判を展開していることには、これからのオラム論でも確認できる。

② 和は、批判(α)とオラム論(β)として、提起されておられ、(α)の中にオラム論とオラム情説とを区別して記述があるとして、(β)と統一的に把握してほしい。

③ 和は、河野さん、とくに許さん、という坂本千鶴士一家の発言事件について、河野さんの心情はよく了解した上で、批判(α)とオラム(β)とを区別して、(β)を中心に、怒りの心情に

流し加えると、それを利用した権力の破防法適用(α)と、本当に和の心持(β)とを区別して、(β)を中心に、怒りの心情に

④ 和は、オラムの内部のオラム論(α)とオラム情説(β)とを区別して、(α)とオラム(β)とを区別して、(β)を中心に、怒りの心情に

の表現

かかっている。

'84~'85の東京物語の時は、「さむいのにネを上げさへ奴だ」と着守にホメて？もらいましたが、下着は二重にきて

いました！)

(96、3、11)

⑤ 60才をすぎても、こういふ覚悟をしてゐる。は、60才を

フントの初心の持経ごせめる、

という風にかまえるした。もろとくゆしく、やわらかくでずん。

山浦さんは昔本のところまで同意して下ろすと思ひます。

河村さんもよくよんで考えて下されば判つて下されるでしょう。

フントの初心を持経しおられるだけであく。

山浦さん、私よりも若うところがありませんね。12、11の

お手紙で、学生時代にアラン・ドロンの映画を見てから、

ッ男は下着をフケるいものだと考え、実行してこられた

の事知り、「ス、スゴイ！」と絶句しました。物にはくとも

マネできません。山浦さんは、〜とおろかなことと考へ

と経けるおろかれますか、〜とかくことのひまろ。八景とエー

モアにも敬服します。あつかうところが、そのような感性にと

山浦さんの講義や反唇祭活劇のユニークさの源があるはずとす。

さむいになりましたが、録音、今フキもかんぱりましう。

山浦 元 様

96、1、10

松下 昇

頃昔。へうし平もふ元氣でかんぱつて生きて下さへ

大めと日に速達書。仰面でカンパとどきました。
登へお心つかへにお礼を申し上げます。

お手紙に、知へりオウムに台身入れがしてゐるのか
少し氣になつて、つかへておられますか、うーん、さう
うけとらねても仕方ありませんか、という面と、い、マ、入主
ちへうことそキヤンと、うへへきた、という面の二つの
感想を控えました。今回、戦後、とくに'60し平
向保斗亭や'69し平、大平斗亭をサスにくぐつた
向柄としての河村さんへ、後者の面について、少し
記してあげたいと思つています。

この自由な質問や批評をして下さる。私としても
自分の不意へおこすに氣づくよ、機会が、さうから。

① 紙からオウムのへの評価は、私評値のみならず

概念自体、別冊ノをきくとよめ、4エウラして下

を3ならは、どのようならオウムの論者よりも浮くとこ

で、私判してゐることかお判りと思ひます。

(一) 一つ一つ引用やページ数の指摘はしませんか、

だけれど4エウラしても、そうするはずですよ。()

② 物け、オウムのに肩入れしてゐるつもりはありません。

追加①の私判の浮き②に訂正する、オウムの論の追加提

を提してゐるのです。③の申には、表題的には

オウムの擁護ともよめる表現があるとしても、それは

④に訂正して不ふんに提起してゐるのとあることは

だけれど4エウラしても、そうするはずですよ。

③ オウムの行爲とされるもののうち、坂本さか藤士一家

を殺害した事件は、殆ど(至)この人をも思ひませした。

自分の子どもを失った体験のある河野工人が、

(沖野のうそ暴行事件に類することを
日常茶飯事だいたうです)

(母親のチカラ外史とうばい、空中に放り投げた
銃剣で刺し殺す、さう多数のケース)

とくに、これを許さう、とあつしやる気持け、よく判
るつもりです。知れども失つてしまいますから。

しかし、その気持自体を操作し利用してゐる者たち

も許さう、さういふか、それらの者たちを刑罰しつ

てらう限り、この事件を論じるべきではな、と知れ

思つてゐるのです。また、この事件を認る事件を日本の大衆の多くは

^{国家による合法的殺人刑罰を伴つた}例を上げます。私、知人や、極中、さういふ

人たちの中に、中国大陸で子どもを殺した人、さういふ

殺したことを得意気に語る人たちがあつます。多分の

数万、それ以上の兵士たちは、同じことをやつたので

けなへせしめようか？、かへうは、それと人に語つても罰

せられず、軍人恩給をうけて平和な(一)老後を

送りつゝあります。さういふ人々への怒りの総体との

関連でこそ、根本弁論士のあ子えんのこととも考へる

のです。① 自分たちのセリウス処理として、敵へのや

オランダの人々を、さういふも、殺さしめつゝ、さういふ、
たさういふ、
母しめつゝ

命令、さういふ、行なはれず、

人たちの胎児を殺してきています。これらの人々は、自分の

の「殺害」について、責任を追究する機会、しかし、

オウム事件に論争を巻きこむのは、どうしようか？

① 郵物、とくにその子どもの肉をふししうにたへ

ちからオウムの残骸を論じる人を見つると、私は

吐き気がするしす。郵物にとつては、こういう人こそが

最も悪魔的かつ倫理的に非難されるのではなうでしょうか？

その他にも例を上げるとはできませんが、これ位にします。

念のため、この新聞は、たからオウムの殺害は、やむ

とざる限り、としか、罪は小さいといつてゐるのではあり

ません。一つ一つの生命は、それ以上に三陪の意味と

価値をもち、それとつてゐるの大小はきめられませんが、

ただ、オウムの事件だけに「死」とつてゐると、指カヤズ

コミのマインドコントロールの犠牲に与ることには確かなら

ない。

国防指かけ ← 国防法適用に利用して、ホウソウ笑んでゐるハズです。
← 今後の拡大適用の前提を実現！

④

くわしく③を訳しました。大事なことをつけ加えようと
私にはそれが保証してはくれない、というだけのこと、

うちの向題に反映してはくれないけれどもあります。

私の概念集シリーズをよむ人の中には、私が入院を

扱とする医療内題を論じると、あ、これは、へう筋

は医療内題を中心テーマにするべきかと思ふ、私に

ホーケレスを論じると、あ、これは、へう筋だけホーケレス

を中心テーマにするのか、と思ふ、（以下略）

と、いうふうな人か、つす、私の方角がよむとれている、

と、いふざると思いません。

マルクスには、つす、といふは、私の人向へたりには、全生(全体)

にかかわる、全生のテーマに、向心があり、追求してきます。

従って、つす、を論じているようには、みえるとしても

それだけに、誤解してはくれない、と、いふは、ありません。また、ただ、

と、つす、一瞬かすめて通りすぎるだけ、で、あります。

河村隆二 著

これは全生合体に役立つ方向の

96.3.11

松下 昌

私は一人論いたリーマは 持続的かつ地理的に追求
 してきますし、これまた 全てのリーマについて他のどの
 ような論者よりも 論いた 深く批評してきています
 と自覚してきます。

⑤
 ⑥ 何だか、^⑤夏への目立つ ^⑥文章に なってしまっ
 した。これも ^⑤プリントの初回は 60 本に 降も 殆ど 終
 けて ^⑥証 拠として うけとって 下さねば ^⑤ 土手 へです。

河村さんとは、この他にも ^⑤くつもの ^⑥プリント (例えば、^⑤ 坂本
^⑥ 新一郎 ^⑤ さん ^⑥ の ^⑤ 坂本 ^⑥ 守 ^⑤ 信 ^⑥ 松子 ^⑤ さん ^⑥ 一家 ^⑤ について ^⑥ 評 ^⑤ 価 ^⑥ の ^⑤ ス ^⑥ レ
 と ^⑤ 論 ^⑥ い ^⑤ 合 ^⑥ 之 ^⑤ ば、 ^⑥ 大 ^⑤ き ^⑥ の ^⑤ 成 ^⑥ 果 ^⑤ も ^⑥ 又 ^⑤ る ^⑥ と ^⑤ 以 ^⑥ 之 ^⑤ 別 ^⑥ か ^⑤ ら ^⑥ 考 ^⑤ え ^⑥ て
 い ^⑤ ます ^⑥ か、 ^⑤ ま ^⑥ た ^⑤ あ ^⑥ 合 ^⑤ っ ^⑥ た ^⑤ 時 ^⑥ に ^⑤ じ ^⑥ も。

今回の ^⑤ 年 ^⑥ 報 ^⑤ は、 ^⑥ 山 ^⑤ 浦 ^⑥ さん ^⑤ に ^⑥ よ ^⑤ ん ^⑥ じ ^⑤ っ ^⑥ た ^⑤ た ^⑥ ま、 ^⑤ 二 ^⑥ 地 ^⑤ 評
 ち ^⑥ う ^⑤ け ^⑥ る ^⑤ こ ^⑥ と ^⑤ あ ^⑥ っ ^⑤ て ^⑥ ま ^⑤ ね ^⑥ ば、 ^⑤ う ^⑥ れ ^⑤ し ^⑥ く ^⑤ 思 ^⑥ っ ^⑤ ち ^⑥ ます。

これは又、お身体に気をつけ、よいお仕事をして、

「文章としては表面に現れるくまも
 持続的かつ地理的に追求
 してきますし、これまた
 全てのリーマについて他のどの
 ような論者よりも
 論いた
 深く批評してきています
 と自覚してきます。」

No.1.

松下昇様

1.10封のお手紙と概念集シリーズへの素引と
 読、おまじ神楽資料をありがたく受け取りました。
 改めく言うまでもないと思いますが、松下さんの
 批評対象が時向時、領域時に、広くそのようにい
 二とを確信できました。締有の生感系にある
 地球の寿命に限りがあるのは誠に残念です。
 偶然(必然?)にも、1.10に、新宿にある東京法
 律事務所にて次回公判の打ち合わせ、(もんじゅ)
 の事故解説、(再)処理工場の具代的な工程の分
 析などについて、一日のりく議論してあります。
 その際、松原訴訟の代理人の一人である海渡雄一
 弁護士が今回の事故に因する日弁連会長の
 声明文を配布してくれました。コピーを同封
 します。海渡さんは「もんじゅ」訴訟も担当して
 いるので、声明文は彼が書いたものといえます。
 日弁連会長が松下さんの依頼にこたえていた
 るかと、ふと考えるようになりました。私たちが代理人の
 中に、オラム裁判で原告側の代理人をとめて

11月 4日 東京 松原

No.2

彼の宗教性、教義、人間性、権力性、所業のどのどのとて完成できるものなく、
 (海渡雄一のレベルに)私には許し難い。... 去年の週刊評論は筋がよいです。

いふ人がいますが、破防法適用については、もんじゅ
 反対の立場をとっています。
 1.14、松原橋の国立オリンピック記念青少年
 総合センターで、「原発と地震・安全委員会」があり、
 神代ともんじゅ地元の人が、生感中心さんへの
 報告をもとに、針放庁への申し入れ・交渉内容の
 討論がありました。行きがけに、河村さんに本原木
 で会い、松下さんのお手紙を讀ませてもらいました。
 今回の私へのお手紙と併せて、オラム問題も論ずる
 場合の松下さんの「前提」が「そりやうに」批判
 たい、少なくとも私は(前に書いたように)松どの
 論点は共有できます。翌本誌に同意して
 います。その一方で、河村さんが「誰か」いね、
 良く分からんね」とつぶやく心情を良く理
 解できます。おそらく、「前提」が(概念集に対
 たい)あまりに広範囲に深すぎるため、麻原
 彰晃を免罪する結論にたりのゆやいと懸念
 しているのせいで、麻原教からの解放が必要
 条件であると私は考えます。 196/1/16 山浦 元

(山浦) 貴誌先日にも述べた、物間知事さんへのテスト答をコピーも
 同封しておきます。初心を保持してほしいです。

1996.1.10 実施	1995年度前・(後期)定期試験			問数枚数	1/1
科目名	出題者氏名	受験クラス	学生証番号	氏名	
物理数学演習Ⅱ	山浦, 新名	物理1年	50SP1108	粉井 明和 舞	
持込	不可 可の場合は、記入 ()	曜日	時限	採点	100
		水曜	3限		

1. (1) $x = r \cos \varphi$, $y = r \sin \varphi$ について次を求めよ。

$$J = \frac{\partial(x, y)}{\partial(r, \varphi)} = \begin{vmatrix} \frac{\partial x}{\partial r} & \frac{\partial x}{\partial \varphi} \\ \frac{\partial y}{\partial r} & \frac{\partial y}{\partial \varphi} \end{vmatrix}$$

$$= \begin{vmatrix} \cos \varphi & -r \sin \varphi \\ \sin \varphi & r \cos \varphi \end{vmatrix} = r \cos^2 \varphi + r \sin^2 \varphi$$

$$= r$$

(2) (1)から面積要素 $dS = r dr d\varphi$ と書ける。
これを用いて原点を中心とする半径 a の円の面積 S を求めよ。

$$S = \iint_{(円)} dS = \iint_{(円)} r dr d\varphi$$

$$= 4 \int_0^{\frac{\pi}{2}} \int_0^a r dr d\varphi = 4 \int_0^{\frac{\pi}{2}} [r^2]_0^a d\varphi$$

$$= 2\pi \left[\frac{1}{2} r^2 \right]_0^a = \pi a^2$$

(3) $x = r \cos \varphi$, $y = r \sin \varphi$, $dS = r dr d\varphi$ を

利用して $\int_{-\infty}^{\infty} e^{-x^2} dx = \sqrt{\pi}$ を言明せよ。

$$\int_{-\infty}^{\infty} e^{-x^2} dy \cdot \int_{-\infty}^{\infty} e^{-x^2} dx = \int_{-\infty}^{\infty} \int_{-\infty}^{\infty} e^{-(x^2+y^2)} dx dy$$

$$= \int_0^{\infty} \int_0^{2\pi} e^{-r^2} r dr d\varphi = 2\pi \int_0^{\infty} (e^{-r^2}) dr$$

$$= 2\pi \left[-\frac{1}{2} e^{-r^2} \right]_0^{\infty} = \pi$$

$$\therefore \int_{-\infty}^{\infty} e^{-x^2} dx = \sqrt{\pi}$$

(4) (3)の結果を用いて $\frac{1}{\sqrt{2\pi}a} \int_{-\infty}^{\infty} e^{-\frac{(x-m)^2}{2\sigma^2}} dx$ の値を求めよ。

$$y = \frac{x-m}{\sqrt{2}\sigma} \text{ とおくと } dx = \sqrt{2}\sigma dy$$

$$(与式) = \frac{1}{\sqrt{2\pi}a} \int_{-\infty}^{\infty} e^{-y^2} \sqrt{2}\sigma dy$$

$$= \frac{1}{\sqrt{\pi}} \cdot \sqrt{\pi} = 1$$

(5) (3)の結果を用いて $\int_0^{\infty} e^{-ax^2} dx$ ($a > 0$) を求めよ。

$$\sqrt{ax} = t \text{ とおくと } dx = \frac{1}{\sqrt{a}} dt$$

$$(与式) = \int_0^{\infty} e^{-t^2} \frac{1}{\sqrt{a}} dt = \frac{1}{2\sqrt{a}} \sqrt{\pi} = \frac{1}{2} \sqrt{\frac{\pi}{a}}$$

(6) (5)の結果を利用して $\int_0^{\infty} x^2 e^{-ax^2} dx$ を求めよ。

両辺を a で微分すると

$$-\int_0^{\infty} x^2 e^{-ax^2} dx = -\frac{\sqrt{\pi}}{4} \cdot \frac{1}{\sqrt{a}} = -\frac{1}{4a} \sqrt{\frac{\pi}{a}}$$

$$\therefore \int_0^{\infty} x^2 e^{-ax^2} dx = \frac{1}{4a} \sqrt{\frac{\pi}{a}}$$

2. $x = r \sin \theta \cos \varphi$, $y = r \sin \theta \sin \varphi$, $z = r \cos \theta$

について次を求めよ。

$$J = \frac{\partial(x, y, z)}{\partial(r, \theta, \varphi)} = \begin{vmatrix} \frac{\partial x}{\partial r} & \frac{\partial x}{\partial \theta} & \frac{\partial x}{\partial \varphi} \\ \frac{\partial y}{\partial r} & \frac{\partial y}{\partial \theta} & \frac{\partial y}{\partial \varphi} \\ \frac{\partial z}{\partial r} & \frac{\partial z}{\partial \theta} & \frac{\partial z}{\partial \varphi} \end{vmatrix}$$

$$= \begin{vmatrix} \sin \theta \cos \varphi & r \cos \theta \cos \varphi & -r \sin \theta \sin \varphi \\ \sin \theta \sin \varphi & r \cos \theta \sin \varphi & r \sin \theta \cos \varphi \\ \cos \theta & -r \sin \theta & 0 \end{vmatrix}$$

$$= r^2 \cos^2 \theta \sin^2 \theta \cos^2 \varphi + r^2 \sin^2 \theta \sin^2 \theta \varphi + r^2 \cos^2 \theta \sin^2 \theta \sin^2 \theta$$

$$+ r^2 \sin^2 \theta \cos^2 \theta$$

$$= r^2 \sin^2 \theta (\cos^2 \theta \cos^2 \varphi + \sin^2 \theta \sin^2 \theta \varphi + \cos^2 \theta \sin^2 \theta \varphi + \sin^2 \theta \cos^2 \theta)$$

$$= r^2 \sin^2 \theta (\cos^2 \theta (\cos^2 \varphi + \sin^2 \varphi) + \sin^2 \theta (\cos^2 \theta + \sin^2 \theta))$$

$$= r^2 \sin^2 \theta$$

3. 2の結果を利用して原点を中心とする半径 a の

球の質量を求めよ。密度 $\rho(x, y, z) = \frac{k}{\sqrt{x^2 + y^2 + z^2}}$

($k > 0$) とする。

$$\iiint_{(球)} \rho(x, y, z) dx dy dz = \iiint_{(球)} \frac{k}{r} dx dy dz$$

$$= 8 \int_0^{\frac{\pi}{2}} \int_0^{\pi} \int_0^a \frac{k}{r} \cdot r^2 \sin \theta dr d\theta d\varphi$$

$$= 8k \int_0^{\pi} d\theta \int_0^{\frac{\pi}{2}} d\varphi \int_0^a r \sin \theta dr$$

$$= 8k \int_0^{\pi} d\theta \int_0^{\frac{\pi}{2}} \left(\frac{\pi}{2} r \sin \theta \right) d\theta$$

$$= 4k \int_0^{\pi} [-r \cos \theta]_0^{\frac{\pi}{2}} d\theta$$

$$= 4k \int_0^{\pi} r dr = 4k \left[\frac{1}{2} r^2 \right]_0^{\pi} = 2k \pi a^2$$

4. 後期の欠席回数を記し、その理由を述べなさい。

また、物数演習Ⅱの内容で特に難解だったことに関心を持ち、そのことを1つ挙げなさい。

1回 (1と2) 理由がせい

難解だったこと 加算率を計算、行列式 (行列)

関心をもったこと 演算子

論文を論文と見なされることが多かったです。神戸で、本業の働きとは何なのかを教えられました。目の見たり、手ぶれに慣れる。20代のうちにそのうちに本業の幸福や豊かさを思い出せる社会を、真に成熟した社会といえると思います。春休みはもう一度行ってきます。

会 長 声 明

1. 昨年12月8日、福井県敦賀市所在の高速増殖炉「もんじゅ」において、2次主冷却系の配管室でナトリウム漏えい・燃焼事故が発生した。

高速増殖炉は、炉心に猛毒物質のプルトニウムを大量に貯蔵し、核暴走事故の危険性があること、冷却材として使用されている金属ナトリウムは水や空気中で爆発的に化学反応する性質があることなどの危険性が指摘されてきた。

また、「もんじゅ」の建設費は、同規模の軽水炉に比べて設備費は数倍と言われ、商業的に成り立つか疑問が提起されていた。

このような安全性と経済性に関する問題点から、研究開発を進めてきたアメリカ、イギリス、ドイツなどの諸国も、その開発を中止している。

日弁連は、従来政府に対して、1994年5月「原子力行政に対する日弁連の提言」の中で、プルトニウムをエネルギー源とするエネルギー政策を変更するよう提言し、再処理工場の建設中止と「もんじゅ」の運転の停止を求めてきた。

2. 今回の事故については、まだ事故原因が完全に究明されていないが、従来危険性が指摘されていたナトリウムの大量漏えい事故が発生したことで、「もんじゅ」原子炉の危険性が現実のものとなったものであり、高速増殖炉開発の根幹に関わる重大な事故であると考えられ、誠に遺憾である。

伝えられるように、ナトリウムが温度検出管の折損によって漏えいしたのだとすれば、温度検出管自体の設計ミスの可能性が強く、また、折損した温度検出管によって炉内を傷付けた可能性も指摘され、同種事故再発の危険性は否定できない。ナトリウム検知の遅れ、事故時の停止措置の遅れ、事故直後の自治体への連絡の遅れ、事故後の科学技術庁への虚偽報告とビデオの秘匿、改ざんなど、動燃事業団の秘密体質と不十分な事故対策に激しい批判が集中している。

また、ナトリウムミストが原子炉内部に広範に拡散したため、配管や電気系統の腐食・劣化の危険性が指摘されている。

3. 政府は、この事故の原因調査を動燃や科学技術庁など「もんじゅ」の開発を推進してきたものに委ねようとしているが、現在進められている事故調査の体制には重大な疑問がある。事故調査の主体は、事故原因を作った当事者以外の独立の第三者機関が実施しなければ、公正な事故調査と言えない。科学技術庁は、「もんじゅ」の開発主体そのものであり、原子力安全委員会も安全審査によって事故を未然に防止できなかったという点では、この事故の当事者である。

4. 今回の原発事故の調査については、少なくとも航空機事故調査委員会に倣った事故原因者を除外した独立の事故調査団を組織し徹底的な調査を行うべきである。政府は、得られた情報すべてを公開し安全性が確認されるまで「もんじゅ」の稼働を凍結すべきである。

核燃料サイクルの将来については、政府は、上記の調査及び今回の事故のもつ潜在的な危険性、同種事故の再発の危険性、回収に要するコストなどを踏まえて、開発計画の停止を含めた抜本的再検討を行うべきである。

1996年（平成8年）1月9日

日本弁護士連合会
会長 土屋公献

1、16 号のお生紙、カンパ、資料コピーをそれぞれ取り
かたくうけとっています。

河村さん、そして山浦さんのオムに南する批評は、
それと少しずつ思なうてゐるとは、自分の出たこ
また軌跡から思も自分の生まうにふさわしい批評
として出てきてゐるの、その深さを尊重したと思つて
います。(ただ、河村さんに「フロントの初めは？」とまうてきた「気はします」)

新間さんの答はすばらしいですね。私には「あ、すか
し」ですか、河村さんには「やさしい」のでしようね。ニ
にも現れれてゐるスレをへオラムの論に生かしたいものです。

訂正リストをお送りします。こゝが主要な郵送物不届
ち、返信はご放置下さい。

山浦 元 様

96/1/24

山下 昇

連記

①

〜つてもこの心取いたたいて〜るのに、かまほして〜ます
か、家賃値上は、94夏以降、ずつと阻止し続け〜ます。

、94夏には河村さんが「自分」と山浦君とだけ、家主側の

暴力的執行を阻止できるといっておられたよう

です。私のFAXを媒介する作戦で、債主としておられ

的に阻止して〜るわけですよ。他にもお7月で値上げを

強行する例は多々あり、私のケースもそうだと予測した人

は多々ありますが、ここにも物のある程自性が示されて〜る

と〜そかに自覚して〜ます。とそれなく、安心の下ま〜

②

、17の六甲大地区一周年の集会以取られたレシメX

を同封します。

地震についての討論テーマ

96年1月17日(地震の一周年) 松下 早

(自己紹介: 36年3月生まれ。63年~70年は神戸大学教員、その後は〈無〉職)

予定日時としては、96年1月17日(水)

2月14日(水)

3月20日(水)

のそれぞれ午後1時~3時の時間帯の自由な討論の中で提起していきます。

一応のテーマ設定

- ①地震をどのように表現するか。
- ②地震をどのように生き延びるか。
- ③地震をどのように他のテーマと関連させるか。

①地震をどのように表現するか、については次のようなヴィジョンが浮かんでいます。

(配布する討論資料を媒介して展開します。)

松本 早
12
補え資料
からの図表(ペーシ)は
十分明しき

a-地震の命名: 「阪神大震災」という呼び方への疑問、〈六甲大地震〉という提起。

b-地震を体験した瞬間を振り返ってみると、

すぐには何が起こったのか判らなかつた場合があるのではないか。

〈地震〉だと判っても、それをどのようにいいあらわしてよいか

判らなかつた場合があるのではないか。

c-生きている位置や立場によって、〈地震〉のとらえ方や反応は多様ではないか。

d-全身、全生存の条件の急激な変化をどのように表現し伝達するか。

ヒトと他の動物、植物、鉱物などの場合と比較する想像力が不可欠ではないか。

e-例えば、言葉以外の音や色や匂いで〈地震〉を表現する場合の変化は何か。

f-ヒトの場合も(右と左の)脳の構造の違いで〈地震〉の感じ方が違うけれども、

これは言葉や表現方法の分岐に関わる重要問題ではないか。

g-この問題をめぐりにcの問題と統一的に考えていく必要があるのではないか。

その他、討論の過程で出てくるようなテーマについても一緒に考えていきます。(

②、③のテーマについては、①の討論を踏まえ、また、それぞれの段階の条件や関心に

応じて設定し提起していきます。

山浦 元 様

訂正リストと 2.14 集会で既布したレシユメを
お送りします。

また、うとうとぬてゐる時に考えたのですが、
ラプラス変換について 数学辞典の項のコピーを
お送りしたばかりですか？ ラプラスという人の
略歴や、なぜ、〈変換〉をこのように用いて考
えたのか、主判る範囲で、ご教示下さいませ。

パンフレットを刊行しても山浦さんのように
過大なカレバを送って下さる方は少数で、読者
の表現と交換という原則のため、かぎり苦しい
状況にあります。お中の人々へ、カレバする余裕
のない人へは、こちらからカレバとしてとさせていただきます。
それは大へん亮堂した気分のものですが……。

まことに恐縮ですけれども、紙代、コピー代や
郵送料がかぎり窮迫してまいりましたので、全く厚か
ましいことですが、刊行費カレバを重んじてお願
い致します。(多額でなくてけっこうです。)

96.2.21

松下 昇

訂正リスト

概念集への補充資料

24ページ 「春の座談会」 1段目右から8行目 「言い方には」 ↓ 「言い方は」

1段目左から2行目 「人間の側である。」 ↓ 「人間の側であると
しても。」

3段目左から2行目 「六甲活断層」 ↓ 「六甲活断層の振動」

31ページ 右から2行目 「構想」 ↓ 「構成」

概念集への索引と註

3ページ 序文の左から3行目 「しかし」 ↓ 「そして」

26ページ 最終行 「第〈13〉号21ページ ↓ 第〈12〉号34ページ
行の最後に「右」を加える。

33ページ G9・12 の訂正を示す個所に続けて、次の補充をする。
左から5行目 「従って」 ↓ 「そして」

37ページ あとがきの左から7行目 「予測」 ↓ 「想定」
5行目 「との対比」を取る。

2行目 「風の強い日」 ↓ 「風の強い日に」

34ページ右 最初の註の（ ）の中を次のようにする。 ↓ （刊行委により再構成し、多くの示唆を受け取っている。要約の仕方が不十分であったり、ホメ過ぎのものや別の意見を対置したいものもあるが、参考のためにこの形で紹介しておく。）

34ページ右 左から2番目の反応を次のようにする。

・全ての既成概念の把握と転倒という意図が、たんに目の前の既成概念(制度や関係を言
む)への反発としての論評の形態ではなく、戦後、特に69年以降を最も強く揺るがす
る過程を圧迫してくる何かに対する反撃として具体化されている。さらに反撃に比べて非
らず、これまでの表現主体が対象としえなかったものたちをも対象としつつ同時に新た
な表現主体として共闘していく方向を指し示している。

概念集・別冊1 11ページ 最後の行を次のように訂正し、中島みゆきの白筆の歌詞を
添付します。

「宇宙(そら)の掌(てのひら)の中 人は永久欠番」

100億の人々を
なれど 見捨てぬ
宇宙の掌の中
人は永久欠番
宇宙の掌の中
人は 永久欠番

地震についての討論テーマ

96年2月14日（バレンタインデー） 松下昇

第1回（1月17日）の集まりで配布したレジュメと資料を再確認して下さい。今回は、

一応のテーマとして設定しておいた

- ①地震をどのように表現するか。
- ②地震をどのように生き延びるか。
- ③地震をどのように他のテーマと関連させるか。
- ④②についてです。

②地震をどのように生き延びるか、については第1回で配布したレジュメの項目の

cー生きている位置や立場によって、〈地震〉のとらえ方や反応は別々ではないか。

（生理的な脳の構造による受け止め方の把握と、形成・鍛練過程への注目）

dー全身〈全生存の条件の急激な変化をどのように表現し伝達するか。

（ヒトだけでなく、全生命体の位置との関係・感覚を重視しつつ…）

が、そのまま連続的に今回のテーマとなってきました。これに次の項目を補充します。

aー生存の基本条件とは何か。（日常生活の幅を超えて、病氣・負傷、監獄への拘束

や水中・宇宙空間の遊泳、夢の中の行為などを含めて想像してみる。）

bーaを考える契機の一つとして〈地震〉があるとして、生存に危機をもたらす情況の

歴史性・総体性の中でとらえかえすべきではないか。

（例として―過去の地震、戦争、争い、精神的打撃などと比較する場合の位置）

eー今までの生存し生活条件を復活させるだけでよいのか。（露出した文明の弱点）

fー今までの生存し生活条件を再検討する方法は何か。（ポランティア概念の止揚）

gーライフラインという概念の再検討が緊急に必要ではないか。

（各項目に関連する配布資料を参照して下さい。その他に討論の過程で出てくるどのよう

なテーマについても一緒に考えていきます。）

註として…

個人的なレベルではあるが、私としては、特にbに関連させていうと、

少年期の空襲体験、60年安保闘争段階の権力の弾圧、69年バリケード空間の孤立、76年の子どもの突然の死などの方がはるかに自分の存在の根拠に（そして、それを媒介して情況の根拠に）迫ってくる感覚があり、今回の六甲大地震による被害感覚としての印象は殆どない。それは、実際に被害を受けた度合が少ないからであるともいえるが、それ

以上に、地震を被害にだけ重点を置いて把握してしまうと、より大きい問題を見失うのではないか、という疑問を、これまでの様々のテーマとの格闘過程から直観しているためである。被災により家族や住居や仕事を失った人々の問題も、ホームレスの人たちや私に関する70年処分・起訴以降、76年の未宇の死以降の問題の拡がりと考えている。

96. 2. 27 山浦 元

松下昇 様

2. 21 付のお手紙と訂正リスト、そして 2. 14 葉のレジュメを有難うございました。

偶然というより、もう必然とも言った方がよいでしょう。2. 14 に「原子力学会」の葉に「原子力総合シンポジウム」が神田の「原子力館」であり、そのことになりました。千原と通「もんじゅ」の事故に関するものもなる反響の産はなく、松下さんのレジュメとは全く対応してあげると、おめえと申します。ソレが批判を書くに至ります。

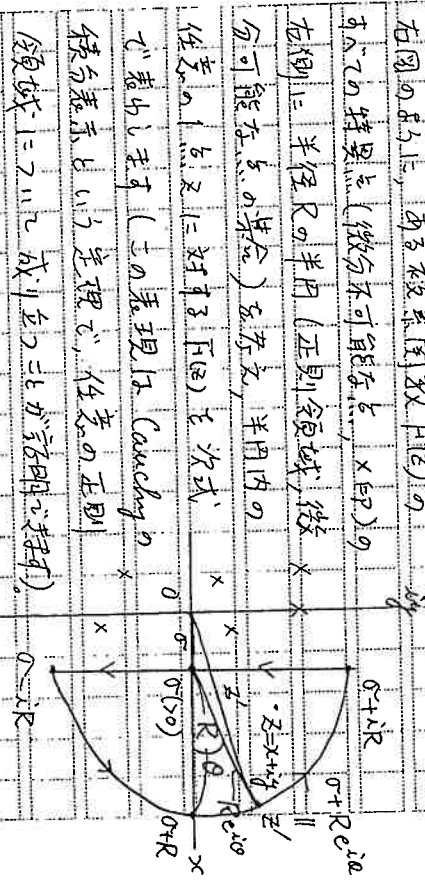
(2. 20) 恒例の中研発表会で、今までは再発問題をアポロリさせました。もんじゅの事故解析資料を配布したせいで、特に「反論」批判的な発言は多くあり、そのうち「アポロ」です。本者はシンポジウムの基調と同じです。

(ラプラス変換について) は次ページに書きます。

関係している問題が地域的人財に乏しいところ、十分なカンパが出来ず、申し分ありません。

ラプラス変換の導出

物理数学の授業で、微分方程式に説明に付、右図のように、ある複素関数 $F(z)$ の



右側の特異点(微分不可能点, xEP)の右側は半径 R の半円(正則領域), 微分不可能点の左側)をなす, 半円内の任意の点 z に対して $F(z)$ を次式で表わし得る (この表現は Cauchy の積分表示という定理で, 任意の正則領域に Γ で成り立つことが証明される).

$$F(z) = \frac{1}{2\pi i} \int_{\Gamma} F(z') dz' \quad (z \text{ は積分路})$$

(右側の半円 $\sigma > 0$) は, その右側が正則領域である境界を基に事実上無視する。

左側の半円 $R \rightarrow \infty$ の極限を考えたとき

$$F(z) = \frac{1}{2\pi i} \int_{\sigma-i\infty}^{\sigma+i\infty} F(z') dz' + \frac{1}{2\pi i} \int_{-R-i\infty}^{-R+i\infty} F(z') dz'$$

積分変換を $z' = \sigma + i\tau$ に変換して

$$F(z) = \frac{1}{2\pi i} \int_{-\infty}^{\infty} F(\sigma + i\tau) d\tau + \frac{1}{2\pi i} \int_{-\infty}^{\infty} F(-R + i\tau) d\tau$$

右側の半円 $R \rightarrow \infty$ の極限を考えたとき

No. 3

第1項 = $\frac{1}{2\pi i} \int_{\sigma-i\infty}^{\sigma+i\infty} \frac{F(z')}{z'} dz'$ 積分の上限と下限を交換して、
分母の符号を反転させると

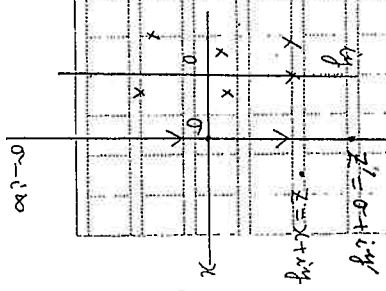
$$= \frac{1}{2\pi i} \int_{\sigma+i\infty}^{\sigma-i\infty} \frac{F(z')}{z'} dz'$$

の形になります。

第2項は $\frac{1}{2\pi i} \int_{-\frac{1}{2}}^{\frac{1}{2}} \frac{F(z')}{z'} dz'$ の形ですが、
R → ∞ とすると $|z'| = |\sigma + \text{Re}(i\theta)| \rightarrow \infty$ で被積分関数の
z'-σ の部分は分母と分子が z' に同じ次数なので
有限値に収束します。従って $\lim_{R \rightarrow \infty} F(z') = 0$
を満足する関数を引けば第2項は消失します。

すなわちラプラス変換
の場合、F(z) は第1項だけに表示して、1に関する条件は、
F(z) = $\frac{1}{2\pi i} \int_{\sigma-i\infty}^{\sigma+i\infty} \frac{F(z')}{z'} dz'$ ①

この積分路は虚軸に平行で無限に
長い直線です (右図)。



No. 4

$\int_0^{\infty} e^{(z-1)t} dt$ 左辺は指数関数の変換です。

$$= \frac{1}{z-1} \int_0^{\infty} e^{(z-1)t} dt$$

$z = \sigma + iy'$, $z = x + iy'$ と置く (同)

$\frac{1}{z-1} = \frac{1}{(\sigma-1) + iy'}$ の形に直すと
 $\frac{1}{z-1} = \frac{1}{\sqrt{(\sigma-1)^2 + (y')^2}} e^{-i \arctan \frac{y'}{\sigma-1}}$
と表すことができます。ここで $\sigma > 1$ とすると
この形が $|e^{i(\sigma-1)t}| = 1$ 、R.P.S 有界です。

これは $\sigma > 1$ で代入可能な F(z) は二重積分の形に表すことも
可能で、
F(z) = $\frac{1}{2\pi i} \int_{\sigma-i\infty}^{\sigma+i\infty} \int_0^{\infty} F(z') e^{(z-1)t} dt dz'$ 変形して

$$= \int_0^{\infty} e^{-zt} \left\{ \frac{1}{2\pi i} \int_{\sigma-i\infty}^{\sigma+i\infty} F(z') e^{zt} dz' \right\} dt$$

f(t) と置く (z' の積分が出来るはず)
右辺の関数を f(t) と置く。f(t) のラプラス変換と
F(z) = $\int_0^{\infty} f(t) e^{zt} dt = \mathcal{L}\{f(t)\}$ と置く。

$$f(t) = \frac{1}{2\pi i} \int_{\sigma-i\infty}^{\sigma+i\infty} F(z') e^{zt} dz' = \mathcal{L}^{-1}\{F(z)\}$$

と置く。逆変換と置く。

即ちラプラス変換と、その逆変換の関数 f(t) は
複素関数 F(z) に変換する二つの意味になります。
見れば、これは「解析学概論 (コベニ) P.255 ~

の形に 変位と 逆変位の 流伝式を 簡単に 導く時、

二つの 変位と 逆変位の 関係は $P. 268 \sim P. 269$ の

例の如く、 微分方程式の 初期値問題と 終値を全く行な

われない) 状態方程式に 解くことが 出来る。 Laplace 変換法が 振動

の研究に 有名な 例だから、 そのために 上記の 変位を 思い

ついでとは 向連山 等と 思われます。 Newton 力学の研究

に 関しては、 自然界の 運動は 100% 因果関係を 知ります

が、 だが、 量子力学を 踏まえた 場合には、 因果関係が、 量子力学

の 因果関係を 打ちくたせたり します。

それは、 数式や 言語は、 その 表現を 変えれば

するに、 意味や 適用範囲が 殆ど 2 倍 3 倍 になります!

(以上)

使用済み核燃料の再処理における問題点

山浦研究室

11SP1170 渡辺 昌彦

II 国内外の再処理工場の事故例と被害の実態

1 再処理工場の臨界事故例

これまで軍事用および商業用の化学的再処理工程において、8件もの臨界事故が報告されている。いずれも比較的情報公開が進んでいるアメリカ、イギリスの再処理施設における事故であり、情報公開について特に消極的な国(旧ソ連、フランス、日本など)でも報告されていない事故が多く存在すると考えられる。

これらの施設では当然、通常予測されている誤操作等も考慮した臨界管理が行なわれていたが、誤操作、作業員の引き継ぎ不完全等により簡単に臨界管理が破られている。

これらのうち、5件は、ウランないしプルトニウムを含む溶液が、形状管理されている容器から形状管理されていない容器に予定外に移送されたために発生している。(58.12.30、ロスアラモス再処理工場の臨界事故、他3件)

2 化学的事故・電気系統・漏洩事故例

(1) 溶媒火災・爆発事故

最処理工場の中で、火災・爆発の危険が高いところは、硝酸と有機溶媒を使うすべての抽出工程および硝酸と溶媒の回収工程である。再処理工場で使用される有機溶媒のリン酸トリブチル(TBP)とノーマルドデカン、還元剤ヒドロジンの引火点は、それぞれ145.6℃、73.9℃と低く、後二者は発火点(着火源がなくとも加熱だけで発火する温度)も203.9℃、270℃とそれほど高くないことが指摘されており、温度制御の失敗、急激な異常反応による反応熱、核分裂生成物の局所的堆積による崩壊熱などによって火災・爆発を起こす危険性がある。火災は、圧力による熱と炎と可燃物の移動によって工場内の他の区画に波及する。一方、化学爆発は機械的破壊力が大きく、その爆発圧は最大70~80気圧に達するとされ、再処理工場の施設を破壊し、再処理工場内の大量の放射性物質を環境に放出する。(53.1.12、サバンナリバー・プラントの爆発事故、他3件)

(2) イオン交換樹脂の火災爆発事故

再処理工場では引火性の溶媒やイオン交換樹脂が濃硝酸と化学処理されている事が多いので、ニトロ化反応などが進み火災から爆発事故につながり易い。(78.8.30、リッチランドの再処理施設の爆発事故、他3件)

(3) 異常反応事故

溶解槽やプルトニウム溶液、ウラン溶液、高レベル廃液の濃縮蒸発缶、酸回収蒸発缶では、沸点に近い温度で運転されているので、少量の不溶物の存在など小さなことがきっかけとなって局部的に急激な沸騰や容器内の圧力上昇が起こり、噴き出す危険性がある。

このような予期せぬ異常反応による化学的事故も再処理工場の危険性を示す事故であると言われている。

(4) ジルコニウムなどの金属による火災・爆発事故

使用済み燃料がせん断される前処理工程では、被覆材のジルコニウム金属粉が空気中に飛散する。これは極めて発火しやすく、1ℓの空気中に40mg存在するだけで小さい着火エネルギーによって常温で爆発する。空気中に飛散しない限り爆発はしないが、発火ないし発熱するのである。同じ危険は溶解槽に不要物として蓄積されるジルコニウムくずについても言える。この結果ジルコニウムなどの金属による火災・爆発が再処理工場でも多発している。(57.9.11、ロッキーフラット工場の火災事故、他4件)

(5) 冷却系統事故

原子力発電所では反応度事故と並んで最も危険性が高いのは冷却材喪失事故であるが、再処理工場においても同種の冷却系の事故の危険性が指摘されている。高レベル放射性廃液貯蔵タンクの冷却、換気系統に事故が起こった場合、大量の死の灰の崩壊熱で廃液の温度が上昇して沸騰をはじめ、廃液中の水分の蒸発が起こり、水素の火災爆発事故に到る。(57.9.29、ウラル・プルトニウム生産工場の核惨事、他1件)

(6) 装置の故障、換気系の故障などによる放射能放出事故

パイプの孔あき、パッキンの腐食やゆるみ、換気系のフィルター故障ないしは気圧調節のミスなどの日常的な小さな故障が大量の放射能放出につながる。(92.9.8、セラフィールド再処理工場の放射能放出事故、他6件)

3 東海再処理工場の運転経過と事故例

1981年1月17日に操業を開始してから5年間で法律上の報告事故が5件、科学技術庁の言う「軽微なトラブル」が34件である。

86年以降は法律上の報告事故が87年1件、89年1件、91年3件、92年1件となっているが、「軽微なトラブル」については一切発表しなくなった。しかし、報告事故件数からみて従来同様ないし従来以上に多くの「トラブル」が発生していると考えられる。

昨年12月8日、動力炉・核燃料開発事業団の高速増殖原型炉「もんじゅ」が懸念されていた液体ナトリウムの漏出事故を起こした。事故を事象、トラブル、不具合いなどと表現する国は海外には見当たらない。どんな科学技術の分野でもプラスとマイナスが同居している。今後の科学技術の在り方を探るために、その負性の面をきちんと見きわめることが緊急に要請されていると思われる。

使用済み核燃料の再処理における問題点

I 核燃料サイクルにおける再処理技術の問題点

山浦研究室 11SP1167 田中 弘和

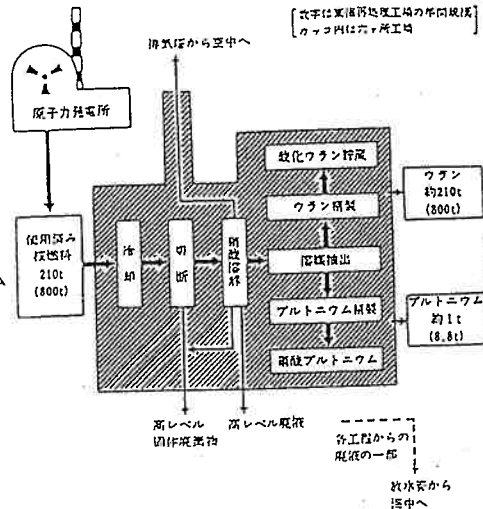
(1) 再処理とは何か

原子炉内でのウランの燃焼が進むと、核分裂を起こす成分（ウラン-235）が減ってくる。それと同時に燃料内に大量の死の灰がたまり、その中には、中性子を吸収しやすく、その後の核分裂反応の維持に妨げとなるような物質も存在する。ある程度燃焼が進んだ燃料の処理の方法として、原子炉から取り出し高レベル廃棄物としてそのまま貯蔵・処分する方法と、使用済み燃料に化学処理を施し、ウラン、プルトニウム、死の灰の3成分に大別し使えるものは使うという方法がある。後者を再処理と呼ぶ。

(2) 再処理

i) 再処理工程の概要

再処理は4つの工程からなる。まず原子力発電所から運んできた使用済み燃料を使用済み燃料プールに入れて冷却した後、ぶつ切りにする（冷却工程）。これを加熱した濃い硝酸で溶かす。その際ジルコニウムのさやや溶けずに残る（溶解工程）。この溶液をウラン、プルトニウム、その他の放射能の溶液に大別する（溶媒抽出）。その後、化学分離を繰り返してウランとプルトニウムを精製する（分離工程）。最終的にはプルトニウムは核物質防護上の観点から、もう一度一部のウランと混合し、硝酸塩から酸化物に変えられた後でウラン・プルトニウム混合酸化物として貯蔵・保存される。上記の工程から再処理工場はいわば核の化学工場であるから、核施設としての危険性と化学工場としての危険性を合わせ持っていると言える。その意味で、地上最大の汚染源とも、原発1年分の死の灰を1日で出すなどとも言われる。



ii) 技術的困難

使用済み燃料は、燃焼度が増すにつれ硝酸に溶けにくくなる。少しでも不溶解が残ると後々の化学処理の大きな妨げとなり、この不溶解分を出さぬように加熱した硝酸で煮るという過酷な作業を必要とするため溶解槽そのものが腐食しやすくなる。実際に最も耐食性の強い高クロム・ニッケル鋼でさえ穴あきが起きている（東海再処理工場）。

また燃焼度の高い燃料中でもロジウムなどの白金族元素は、化学的に安定で耐食性が強く溶けにくい。硝酸で溶かした後も小さな不溶解残渣の粒として残り、その後の化学処理の大きな妨げとなる。現在の再処理工場ではこの不溶解分を取り除くために遠心分離機にかけるなどの方法をとっているが、不溶解残渣は死の灰のかたまりであるため強い発熱性を持っており、溶接部の損傷や事故の原因となっている（ウインズケール再処理工場）。

このようにして出来た硝酸水溶液は、ピューレックスという化学分離法でウランやプルトニウムと分離される。再処理で扱われる物質は放射能レベルが高い。このため化学的に悪影響が及ぼされるわけだが、溶液の分離の際に使われるTBP（リン酸トリブチル）が非常に放射能に弱く分解しやすいため、汚染の除去率が低下してしまう。安全上最も大きな問題は、TBPと硝酸が反応してレッドオイルと呼ばれる液が形成されることである。このレッドオイルは155℃くらいの温度で爆発する爆発性物質で、実際にこれによる爆発事故例もある（サバンナ・リバー・プラント）。このほかにも爆発性物質などの様々な危険物が放射線・熱・酸の共同作業で生まれる可能性もある。このほかプルトニウムの管理や修理の難しさなど、問題は山積みである。

iii) 放射線

再処理だけの話ではないが、原発では非常に多くの放射性同位元素が扱われる。ウランやプルトニウムが原爆の材料であることは説明するまでもないが、これらの放射性同位元素は体内に入るとガンの原因になったり、染色体異常を起したりする。

再処理工場は、これらの放射性物質を気体として（特にクリプトン）、そして液体として大気中や海にたれ流し状態で大量に放出している。

iv) 世界的動向

諸外国では、安全性や経済性そして環境の問題から商業用再処理プロジェクトは次々と放棄されている。再処理の目的でありかつ核燃料サイクルの要でもある高速増殖炉の開発も多くの国で断念され、再処理によるプルトニウム利用からの撤退が世界の動向と言い得るだろう。今これを積極的に実行しようとしている国は、イギリス、日本そして核実験で世界中の非難を受けているフランスである。

また我が国では、つい最近高速増殖炉「もんじゅ」が事故を起こし、事実を隠ぺいしようとした事件が起きている。

2、27付のお手紙、お見舞、カレバをありがとうございますと
ています。全く勝負を申し込みに応じて下さり、お礼の言葉を
に気軽にほめて下さいます。いつかその仕事を、とご返信が遅
申し訳ありません。

九十研究会表会のお見舞いは本当に喜んで頂いて下さり
ます。量産的な問題もあり、すぐにはパンフレットに掲載さ
せていただくことは考えていませんが、コメントして頂いた
る人に取付して頂きます。(氏名は一応、消してあります。)
ラプラス変換については、たかさんのくわしいお見舞いをよび
ます。力はいのびますが、別紙のようなことを考えているので、
それだけでもいいかと、お見舞い教示下さい。

3月11日、満60才になりましたが、お見舞いは60年代末のま
まです。このように「非」常識的傾向とつき合って下さる山
浦さん、お見舞いありがとうございます。

山 浦

元

橋

送

神戶地教とのやりとりの

新設費用をめぐり

長瀬、そのハコピート

同封します

96.3.15

橋 下 昇

(別紙)

(
教
室
を
記
述
か
て
ま
か
く
て
恐
縮
を
お
し
)

ラプラス変換を 広く原則的に、物式²として把握する場合

① 複雑な微分方程式の計算と代数方程式の計算に置き換える
のに役立つ。(その他、同様を計算簡易化の方法の一つとして)

② ~~この方法は~~、この方法は、ある関数 (X) に

媒介的関数 $(Y) \sim \frac{1}{s} e^{-at}$ とし、 e^{-at} のよくなる t の増大と共に

e^{-at} に近づく ~~もの~~ e^{-at} と掛け合せて 関数 (Z) を作り、それにしり

関数 (Z) の 0 から ∞ までの積分を一定の値に収束させ、関数の

性質を確認したり、計算をかんたんにしたりする。

③ 前記の ~~e^{-at}~~ e^{-at} のよくなる t の増大と共に e^{-at} に近づく 関数の中 e^{-at} は、

媒介する関数が役立つのは、微分方程式の計算に(ここでは

自然現象に) e^{-at} が 基本的を構造として含まれてくるからである。そのため

e^{-at} を掛け合せると 関数の構造かんたんにする。

上記のよくなる t の方がよいのか? とくに ② に ついての 指示を

お願ひします。知たすの文明を (X) とし、それを分取、止揚するたきの

方法 (Y) とし、 e^{-at} と (Y) を (Z) とす。と (Z) が (X) よりよく!

$\downarrow e^{-at}$

~~e^{-at} を (Y) とし、 (Y) と (X) を (Z) とす。~~ 言葉や概念のレベルに変換するのは、必ずしも ~~必要~~ ^{はたして}

あてはまらない。

督促状についての西女諸

本年3月8日付の督促状が届きましたが、「納付できない事情」については、これまで繰り返し述べた通りです。

これまでの過程で特徴的なことは、裁判所事務局からの連絡ないし督促があれば、必ずこちらからはきちんと論理をつくして応答してきたにも関わらず、数ヶ月経つと裁判所事務局から前回と同じ内容の文面が、まるでこちらからの応答がなかったかのように送られてくることです。こういうことは、対等な人間相互の間のやりとりとしては極めて非礼なことではないでしょうか。それとも、裁判所事務局は、自らの職務行為は一般の対等な人間相互の間のやりとりとは次元を異にするのであるから、相手の論理的な応答など無視して当然だ、ともかく裁判所事務局のいう通りにせよ、というのでしょうか？もし、そう考えておられるのであれば、そのような態度自体が憲法の精神やそれを具体化する諸法規を無化するものであり、また一般の人間の常識や表現の原則に反するので、そのような態度からなされる連絡ないし督促に応じるわけにはいきません。

今後もし文書を送付される場合には、これまでの双方の文書の総体を踏まえて、ここはこういう風に解釈するから、このように連絡ないし督促するのだ、という内容にされるように強く要請します。

一九九六年3月12日

松下 昇

02X02 05-4 E4C

松下昇様

三・二五付のお手紙と神戸地裁への要請文を
 受け取りました。NHKの督促人がその後
 時々訪ねますが、松下さんとはいずれ内容の話も
 いし進一返していただきます。我が家のTVは25年近
 くに作り、画面や音声が^{悪化}増々劣化するを、実
 物を見せたら二度と来なくなる筈ですが、そ
 れは面白くないですから……。家内と娘のん
 ーやくを思うのは少々のういとは言葉、私も60
 年之存以来の精神状態を保持している様です
 「もんじゃ」に關する事故解析資料は、去る
 一月(0)日、秋篠公判の折も含めて東京共同
 法律事務所で行なうた際、海渡雄一弁護士
 (もんじゃ裁判にも関与している人)から入手した
 ものです。無名者だったのを確認したところ、
 もんじゃ裁判の証人でもある小林圭二氏(京大
 原子炉実験所助手)のレポートださうです。
 小林氏は「もんじゃ」裁判を最も精力的に行な

私もおまごせに42歳する時に、
 読書・教員・新聞の歴史を記している44歳。

また人ご、おっしゃる通り大変充実した内
 容をめぐり、そのまます利用させてもらいたいです。
 小林氏の著書「高速増殖炉もんじゃ」によすと
 一九五八年大連市生まれ一九五三年に「揚子」と
 ありました。個人的なつき合いはありませんが、研
 究会で一緒になったことがあります。誠実そのものと
 いう印象です。〈業績〉とは無縁に生まれる様です。
 私もラプラス変換の概念分析はいたことがないので
 確言は出来ませんが、①②③の指摘は大きな
 誤りはないものと思えます。ただ、正確には
 実関数f(t)に複素関数F(s)を掛けて、f(t)を複素
 関数F(s)に変換する。内容になります。
 もとと複素関数論は二つの実関数sin, cosから複
 素関数e^{i\omega t} (オイラーの公式)をつくり、これを
 出発点として構成されているので、ラプラス変換も
 同じ発想に基づいて創出されたものですね。
 松下さんの応用をありがとうございます。
 海渡先生とせしに依頼されたポルトランドセメント
 題の洋布書面を書き始めています。また二報告
 書も準備中です。

(追記) 松下さんとの出会いがなかつた
 多分私は挫折していたと思います。
 96.3.18 山浦 元

る、18行で早速この記事のたまたま、ありのとうりお話ししました。
いま構想している「インターネット概念の解体と再生の
ために」の後半でラプラスの方法の批判的応用を試みて
いるので、とりあえず作成中の原稿のこぼしをお送り
します。

いつもごめい、大まかしくとも自然科学者のテーマを
扱うので、不承へおすむるところがあるとは自覚している
ものの、その境界の自覚から後退してしまっているのはよく
要約には困難な挑戦と！と考えています。

指摘をありのうらむる方にして作成しました。超越南歌
という概念は（読者の多くが物にも！）よく使われる
ので、今回はやさしく表現してみました。

全体について、とくにラプラス変換の発想の応用に
ついて、不正確なところがあるのを教示下さい。
ご意見もご多量の中に認縮の旨が、よろしくお話しします。

山浦元様

返信
山浦先生の空のTVに声援を送ります。
96.3.22 山下 昌

NHK 戦争にも!

松下昇 様

原子力白書のアラ探しをなさながら準備書面

の項目作りをなさるところへ、3・22付の

お手紙とインターネット批判が届きました。

先週例によって河村論又の添削で一日をつぶ

したのですが、私が保たせたいものは余りありません

(当人にそう言っても決して怒らな、まあそう

だろ、とニヤク、いっているところが河村さんの

いとこです)。

それに引きかえ、松下さんの文章からは

教えるようなことはあり、説教がソクあります。

気がついた箇所をコピーに記入してやりました。

あくまでもご意見をまことに。

196・3・26 山浦 元

(進札) 今年になって、叔父が脳こうもくで死去、

叔母が同じ症状で倒れ、中学時代の親友が肝臓

がん、死去、と年内の兄が胃がんの子河と、不幸

が相次ぎます。母の老衰は、娘が上野にある

河村市立自由民権資料館に採用されたこと(今も) やつて、やけり私の血筋で(よか。)

インターネット概念の解体と再生のために

インターネット概念をコンピューターの技術的原理や実際の使用・アクセス方法、応用範囲や今後の展望から提示し分析するよりも、インターネットを比喩的媒介として何かへ吸引されていく私たち個々人や社会総体の失墜感覚とでもいうべきものへの考察が不可欠であるという気がする。

何かへ吸引されるという場合の対比例として、新しい情報や技術の媒体であるラジオやTVが社会の一部にだけ姿を見せはじめた段階の、それらを購入することが困難な多数の人々の驚きや憧れ、そして何年か後に自分も入手できた頃には、もはやそれを当然のこととしてかつての感覚を忘れている状態を想定するのがふさわしいし、パソコンの進展からその結合した大形態としてのインターネットが社会を包囲しても、前記のような推移をたどる面はかなりあると予測できる。

しかし、いま私たちが直面しているのは、前記のような推移からはみ出す領域であると思えてならない。その理由をいくつか挙げると、

- a-1 たんに新しい情報や技術の媒体であることにとどまらず、その媒体が各人の社会的な存在条件に不可避的に関わってくる、という予感がある。
- b-1 しかも、その機器について絶えず宣伝される利点や飛躍的な性能向上と、実際に自分が関わる場合に可能な使用範囲との間の大きい落差に対する疎外感がある。
- c-1 接触しうる情報が多すぎて、選択し応用する判断基軸が拡散し、現実と幻想の均衡関係の流動ないし崩壊感がある。

どのように対処していくかを考える軸として、すでに概念集2で提起しておいた3点から把握してみる。(このページ右に転載)

- 1 に関しては、かなりの任意の人に等距離に開放されているといえる。(経済的に購入が困難な人々や、生理的ないし法的な拘束状態にあるために使用できない人々の問題を、等距離の開放のテーマに包括していく努力は同時に不可欠であるとして。)
- 2 に関しては、自分の関心や労働条件のレベルで機器やネットワークの意味や有効性のレ

与えてくれる。ここで指摘されている「悪意」との対決方法についてのヴィジョンを構想してみよう。

一つは、便利さ、応用の広さとして提起し宣伝されてくる範囲と、個々の使用者の必要とする具体的な範囲を比較しつつ、また技術的解決や現実的解決が困難な領域の総体とのズレとして（既成の技術の限界と無関係に拡大して）逆提起することである。

もう一つは、現在のコンピュータの原理である「二進法のデジタル化（全ての情報を0と1のいずれかの記号に変換して分析・総合する）」を超えるような問わないし方法を提出することである。e 進法や、数や記号を超える「 ∞ 」進法の構想…。

端的にいえば、現在ないし未来のコンピュータ社会の根源にある文明論的な「悪意」の犠牲になるのではなく、逆にそれを遊びの素材として止揚していくだけの実力を形成する必要であり、そのためには、相手の「悪意」を上回る「悪意」も必要になるかも知れない。ただ、後者の「悪意」は自己目的ではなく、前者が潜在させている「悪意」を止揚する公開の回路の形成を目指しており、この回路こそが私たちの救出・創出していくインターネットの基本条件である。（ホランティア概念の解体と再生の試みと対応！）

関連して「悪意」とか「悪意」について考えている時に想起したイメージの一つを記しておくことにする。

ラプラスの魔（説明をこのページ右に転載）の「宇宙のすべての物体の動きは把握し予測可能である。」という発想は、「インターネットが最大限度に行き渡る社会では、情報の動きが全て把握できるから、その情報によって動く社会や人間の動きも把握し予測可能である。」という発想を導いていくのではないだろうか。いや、あえていえば、ラプラスの魔的な発想がインターネット概念の生成に深く関わっているのではないだろうか。そして、ラプラスの想定に比べて確固とした現実の網として形成されているために、私たちは逃れることが困難だという絶望もある。しかし、ラプラスの想定が不確定性理論（註2参照）によって崩壊するのと同様に、また、「宇宙のすべての物体」と「情報によって動く社会や人間」の位相の差のために、インターネットの万能性神話も崩壊するであろう。ただし、人類史がインターネット概念に到達した意味は転倒的に引継ぎ応用していきたい。

そのためにも、ラプラス（1749～1827）については、その限界だけでなく、すぐれた達成（や応用可能性）の確認も必要である。すでに概念集4の4ページで少しふれているが、微分方程式の複雑な計算を簡単な代数計算ですませることを可能にした「ラプラス交換」の方法は、私にとっては実際の計算について便利である以上に、その発想の根拠が与える示唆として重要である。詳しい説明を飛び越えて核心のみを示すと、ある関数 (X) の曲線と座標軸に囲まれた領域を 0 から ∞ まで積分する場合、大抵は領域の面積が、ラプラスは、 0 から ∞ まで積分しても ∞ まで積分する場合、大束するような関数 (Y) を見つけて、それがある関数 (X) に掛け合わせて関数 (Z) をつくり、それについて 0 から ∞ までの面積を検討することを媒介して元の関数 (X) の性質

発散（プラス無限大、マイナス無限大、または振動）する
 $\int_0^{\infty} f(t) dt$ は面積を表わすとは限りません

種類

$$F(z) = \mathcal{L}f(t) = \int_0^{\infty} f(t) e^{-zt} dt$$

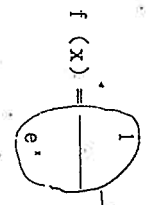
関数 (Z)
 関数 (X) 関数 (Y)

$$\lim_{t \rightarrow \infty} e^{-zt} = 0, \quad \lim_{t \rightarrow \infty} f(t) e^{-zt} = 0$$

ですが、 $\int_0^{\infty} e^{-zt} dt$, $\int_0^{\infty} f(t) e^{-zt} dt$ は有限値であればよく、 0 に近い値である必要はありません

質の把握や計算を容易にした、と要約できる。私は、ここに無限に暴走しかねない現在の文明「関数」(X)にとつての関数(Y)は何かという問いを希望のように見出ししている。

註1 ラプラス変換の発想を可能にした関数(Y)は、原型として示すと



であり、このページ右に描いてみる。自然現象の数式化

には、 e^{-x} が含まれることが多いために、これを関数(X)に掛け合わせる場合の有効性が生じてくるのであろうが、これに対応する私たちの関数(Y)をつくり出し関数

(Z)として文明批判に応用したいと夢想している。

2 ラプラスの魔的な決定論は、限界をもつ過去形の理論であるとはいいい切れない。その理由の一つは、決定論を超えるとなされている不確定性理論自体の限界である。これについては、東晃史氏が「ポスト「不確定性」文明の曙」で問題提起しており、ここで全てを紹介できないが、「観測の場」や「階層」や「意識の形成」の概念を導入して不確定性理論を再検討しつつある。その指摘にラプラスの発想の否定し止揚を連想した。

もう一つの理由は、ラプラスのいう決定論の主語としての「超人的知性」の問題である。この二百年の人類史は、人間の自由と平等を自明の前提として掲げつつも、実際には、さまざまの「超人的知性」を志向する主体やシステムの出現や支配を阻止できていず、これからも加速度的に力を増す可能性のあるそれらとの対決のためにもラプラスの魔「概念は再度想起されてよい」。

3 概念集12の「幻想性と級数展開」の項目でものべたように、地震の波動曲線をサインとコサインで近似的に合成することはできても、波動曲線をもたらす力の要素にはそのままでは迫り得ないし、仮説を設定して計算することはできても仮説自体を「プログラム設定者のレベルを超えて」提出することもできなから、この一方通行ないし偏差た何かが暗示されていないか。

4 電子機器は高度な感じをもつが、例えば地震や磁力変化に対して極めてもういことも立証されている。従って、それらに慣れてしまつたのではなく、それらがいない状態で生きていくことを基本として、かつ製造／使用の全過程に関わる距離を測定しつつふれることに意味がある。全ての機器や関係についても、位相差を把握しつつそうしたい。

5 歴史的に見ても、文字や本や情報の一部の者による独占から社会的共有度を深めていくのはよりよいことであり、必然でもあるが、インターネットの技術の高度さや使用台数ではなく、それによる情報を全ての人々生命体に役立つ方向で生かす方法の確認と共有の度合でこそ、社会的共有度は測定されるべきであり、この視点からは、まだまだインターネットの社会的共有度はゼロに近く、転倒していく積分方法の発見が必要である。

実際は複素関数 e^{zt} であるところから導い出すゆ

3、26 封のお手紙と 知のインターネット論への記教示を
ありかとうでございまして。5月はいめの刊行へ向けて大き
夏斗にやっつけています。

とこころで「技術と人間」という雑誌の、95年12月号から
アメリカの「ユナホマー」(先日、運捕の報道)のあった
科学技術批判の論文(新聞に掲載された西井約?)が
連載されたというところですが、山浦さんはおよそ
ですか、私はいくつかのことや、大雑把なもので、もしも
能うならば、コピーをお送り下さいますか？、是非お返し
してもおし教はかりかやて恐縮です。

いま作中の表現を同封します。お元気に。

山浦 元 標

96 年 4 月 17 日 松下 昌

インターネット概念心の解体と再生のために

インターネット概念をコンピューターの技術的原理や実際の使用・アクセス方法、応用範囲や今後の展望から提示し分析するよりも、インターネットを比喩的媒介として何かへ吸引されていく私たち個々人や社会総体の失墜感覚とでもいうべきものへの考察が不可欠であるという気がする。

何かへ吸引されるという場合の対比例として、新しい情報や技術の媒体であるラジオやTVが社会の一部にだけ姿を見せはじめた段階の、それらを購入することが困難な多数の人々の驚きや憧れ、そして何年か後に自分も入手できた頃には、もはやそれを当然のこととしてかつての感覚を忘れている状態を想定するのがふさわしいし、パソコンの進展からその結合く拡大形態としてのインターネットが社会を包囲しても、前記のような推移をたどる面はかなりあると予測できる。

しかし、いま私たちが直面しているのは、前記のような推移からの類推をはみ出す領域であると思えてならない。その理由をいくつか挙げる。

a- 新たに新しい情報や技術の媒体であることにとどまらず、その媒体が各人の社会的な存在条件に不可避的に関わり、規定してくる、という予感がある。

b- しかも、その機器について絶えず宣伝される利点や飛躍的な性能向上と、実際に自分が関わる場合に可能な使用範囲との間の大きい落差に対する疎外感がある。

c- 接触しうる情報が多すぎて、選択し応用する判断基軸が拡散し、自己と情報の均衡関係の流動ないし崩壊感がある。

どのように対処していくかを考える軸として、すでに概念集2の〈技術〉論で提起しておいた3点から把握してみる。(このページ右に転載)

1 に関しては、かなりの任意の人に等距離に開放されているといえる。(経済的に購入が困難な人々や、生理的ないし法的な拘束状態にあるために使用できない人々の問題を、等距離の開放のテーマに包括していく努力は同時に不可欠であるとして。)

2 に関しては、自分の関心や労働条件のレベルで機器やネットワークの意味や有効性のレベルが決定されてくることを厳密に把握すべきであり、機器やネットワークの新しさから逆規定されて対処するのは避ける方がよい。

3 に関しては、この項目で提起していることに前記のa、b、cの比重が集中してくるという関係を重視したい。従って、3の視点からa、b、cの問題を把握し直し、それを阻止してくる力とは1、2の視点から対決していくという態度が最も本質的であろう。

3の視点からa、b、cの問題を把握し直すという場合、96年1月に刊行した〈概念集への補充資料〉12ページに転載した〈コンピューター社会が崩壊する日〉が重要な示唆を

与えてくれる。ここで指摘されている「悪意」への対処方法についてのヴィジョンを構想してみると、

一つは、技術的な応用範囲とレベルの宣伝に対して、その技術によって現在の切迫する問題、例えば、この瞬間に世界に満ちている生命体が発している信号をとらえ、それぞれの間の情報交換・解決への回路を設定してみよ、と逆提起することである。

もう一つは、現在のコンピュータの原理である二進法のデジタル化(全ての情報を0と1のいずれかの記号に変換して分析・総合する。)を超えるような問いなし方法を提出することである。e 進法や、数や記号を超える「e」進法の構想…。

もともとコンピュータ技術は軍事技術に派生して発展してきたのであり、その出自に内在している文明論的な「悪意」に利用されるのではなく、逆にそれを遊びの素材として止揚していくだけの実力を形成する必要がある、そのためには、相手の「悪意」を上回る「悪意」も必要になるかも知れない。ただ、後者の「悪意」は自己目的ではなく、前者が潜在させている「悪意」を止揚する公開の回路の形成を目指しており、この回路こそが私たちの救い出し創出していくインターネットの基本条件である。(概念集12で論じたライフライン概念の解体と再生の試みとも対応する。)

関連して「悪意」とか「悪魔」について考えている時に想起したイメージの一つを記すと、ラプラスの魔(このページ右の説明参照)の「宇宙のすべての物体の動きは把握し予測可能である。」という発想は、「インターネットが最大限度に行き渡る社会では、情報の動きが全て把握できるから、その情報によって動く社会や人間の動きも把握し予測可能である。」という発想を導いていくのではないだろうか。いや、あえていえば、ラプラスの魔的な発想がインターネット概念の生成に深く関わっているのではないだろうか。そして、ラプラスの想定に比べて確固とした現実の網として形成されているために、私たちは逃れることが困難だという絶望もある。しかし、ラプラスの想定が不確定性理論(註2参照)によって崩壊するのと同様に、また、「宇宙のすべての物体」と「情報によって動く社会や人間」の位相の差のために、インターネットの万能性神話も崩壊するであろう。ただし、人類史がインターネット概念に到達した意味は転倒的に引継ぎ応用していきたい。

そのためにも、ラプラス(1749-1827)については、その限界だけでなく、すぐれた達成(や応用可能性)の確認も必要である。すでに概念集4の4ページで少しふれているが、微分方程式の複雑な計算を簡単な代数計算ですませることを可能にした「ラプラス変換」の方法(このページ右の説明参照)は、私にとっては実際の計算について便利である以上に、その発想の根拠が与える示唆として重要である。詳しい説明を飛び越えて核心のみを示すと、ある関数 (X) を0から ∞ まで積分する場合、多くの場合は発散するが、ラプラスは0から ∞ まで積分しても発散しないで有限値に収束するような関数 (Y) を見つけて、それがある関数 (X) に掛け合わせて関数 (Z) をつくり、それについて0から ∞ までの積分を検討することを媒介して元の関数 (X) の性質の把握や計算を容易に

したと要約することができる。私はここに無限に暴走しかねない現在の文明Ⅱ関数 (X) にとつての関数 (Y) は何かという問いを希望のように見出している。

註一—ラプラス変換の発想を可能にした関数 (Y) は、原型として示すと

$$f(x) = \frac{1}{e^x} \quad \text{であり、このページ右に描いてみる。自然現象の数式化}$$

には、*が含まれることが多いために、これを関数 (X) に掛け合わせる場合の有

効性が生じてくるのであろうが、これに対応する私たちの関数 (Y) をつくり出し関数

(Z) として現代文明批判に応用したいと夢想している。

2—ラプラスの魔的な決定論は、限界をもつ過去形の理論であるとはいいい切れない。その理由の一つは、決定論を超えたとされている不確定性理論自体の限界である。これについては、東兎史氏が『ポスト「不確定性」文明の曙』で問題提起しており、氏はラプラスには言及してはいないが、「観測の場」や「階層」や「意識の形成」の概念を導入して不確定性理論を再検討する姿勢は、私たちの位置からラプラスの発想を再検討する意欲を喚起してくれる。それは氏の考えを深化させるためにも必要であると考ええる。

もう一つの理由は、ラプラスのいう決定論の主語としての「超人的知性」の問題である。この二百年の人類史は、人間の自由と平等を自明の前提として掲げつつも、実際には、~~そのままの~~「超人的知性」を志向する主体やシステムの出現や支配を阻止できていず、これからも加速度的に力を増す可能性のあるそれらとの対決のためにもへラプラスの魔く概念は再度想起されてよい。

3—概念集12の〈幻想性と級数展開〉の項目でものべたように、地震の波動曲線をサインとコサインで近似的に合成することはできても、波動曲線をもたらす力の要素にはそのままでは迫り得ないし、仮説を設定して計算することはできても仮説自体を (プログラム設定者のレベルを超えて) 提出することもできない。この一方通行性ないし偏差に何か暗示されていないか。

4—電子機器は高度な感じをもつが、例えば地震や磁力変化に対して極めて面白いことも立証されている。従って、それらに慣れてしまふのではなく、それらがいない状態で生きていくことを基本として、かつ製造・使用の全過程に関わる距離を測定しつつふれることに意味がある。全ての機器や関係についても、位相差を把握しつつさういいたい。

5—歴史的に見ても、文字や本や情報が一部の者による独占から社会的共有度を深めていくのはよいことであり、必然でもあるが、インターネットの技術の高度さや使用台数ではなく、それによる情報を全ての人へ生命体に役立つ方向で生かす方法の確認と共有の度合でこそ、社会的共有度は測定されるべきであり、この視点からは、まだまだインターネットの社会的共有度はゼロに近く、転倒していく積分方法の発見が必要である。6—どのような機器も組織も、それに関わる人のレベルとの相乗積の機能しかない!

註一 インターネット状況を論じるのは、オウム情況との同時代性を探るためであった。

オウム教団が科学技術、とくに電子機器を使いこなし、製造／販売までおこなっていたことはよく知られているが、この特性とオウムの信仰や修行の関連はあまり論じられていない。直観的には、宗教性の把握の不充分さの度合だけ科学技術の機能的利用へ没入していったという把握でよいとして、さらに次のような関心が生じてきている。断片的項目として記すと、

・麻原氏の有名になった『生死を超える』には、多くの修行者たちが、より高次の精神的ステージへ到達していく過程が記録されており、特に〈別の自分〉が身体を抜け出して飛翔していく際の視覚的ウィジョンと各人の幻想性の質の関連に注目した。オウムの科学者たちは、これをコンピュータで解析し、総合し、信仰へ応用したのであるうか。おそらく、修行と技術開発を別個に進めたのではないか。分離と相互依存の限界！。

・もし、統一的に把握する視点があれば、例えば、膨大な情報量と一定の鋭いセンスでオウム論をおこなっている立花隆のインターネット論（「物理的空間」と「情報空間」の分岐が始まっており、後者の加速度的拡大に遅れるな、という指摘）を、はるか以前に、ヒトの生存形態を肯定したままの機械的三元論であると批判し得たであろうし、その位置からの現実への関わりは大きく異なってきたであろう。

・統一的に把握する視点に到達するためには、本来は、前ページの4でのべたような、電子機器に依拠せずに全世界と対決してみる位置を潜ることが不可欠であった。かりに電子機器を用いる場合も、前述の修行体験の基礎となる身体の中を貫流する幻想の管が瞑想やグルの指導（言葉ないし接触）によってどのように機能していくかを測定する媒介として（ないし、測定し得ない場合は、機器自体の限界の測定方法へ交換しつつ）設定するならば、インターネット肯定論が、社会的身体における神経細胞の拡大の肯定に過ぎず、身体的全器官の解放にとつては部分的な意味しかもち得ないことを、言葉以上の説得力で提起し得たはずである。

・極めて乱暴な（暴力的な？）いい方になるが、現段階のインターネットの機能とオウムの修行方法には、大多数者の評価としては肯定と否定に分裂しているとはいえず、共通の欠陥がある。それは、全生命体といわないまでも、ヒトの性別に対応する使用しない解脱の回路を想定していないことである。このいい方で何かが一瞬に判るヒトに期待する。このレベルで、何かが一瞬に判ることこそ、双方の最終目的の核心にあるはずだ。

・過渡的な結論ではあるが、インターネット概念の解体と再構成の作業は、オウム概念の解体と再構成の作業と対応し平行して展開していく場合に成果を得るのではないか。

以前は判読していたのが、
 以前は判読していたのが、
 以前は判読していたのが、

四一七河のお手紙とインターネットに内する表現
 をめぐるとうございませう
 4ページの註を読んで、松下さんの意図がよく
 理解できました。少々と私には「何かが一瞬に
 刺る」類に属していると感じます。
 病院の医療機器が、通常電圧の影響をきかずに
 作動の話を聞くと、技術の進歩はやはりアースか
 ら出さなくならず、はたなりかと、つくづく思います。
 「技術と人間」95年11月号に「ユナホマ」に因する文
 章がありました。たのこを因りします。12月号以
 降については、近々うちに図書館(海老名市)で調べ
 入手できたらお送りします。見つけた言があり
 ますか。多々お揃いもほおびます。
 再処理工場の必要と経済性に付する文章を
 面を一応書き上げました。ワープロ印刷と同
 好い。ワープロに何かが文章を制作したうは
 知れませんが、印刷用紙も、簡潔な表現になる
 ことを判りました。松下さんのワープロ論を、いかに
 3ページ目右から5行目

「有知性」
 は分かります

196.4.22 山浦 元

松下昇孫

(連伸)

。政府と大同のコーポをお送りします。

。その後再処理工場の閉鎖工事等の公表
されたので、準備書面の14ページ以降を
書き直しました。差しかえて下さい。

・左心1ブクリ10周年とつとんしやをテーマ
にして、日比谷公会堂で9・28集会があり
ました。山本義隆氏が挨拶されたときの
一言が、いきなり思いつかずに、当時の知人に
お会いするのいかと尋ねてみました。会場に
はいまありません。四半世紀後モウロクといっ
る私は、どなかあつらいのさうりやね。

96.4.30 山浦元

平成五年（行ウ）第四号

日本原燃株式会社六ヶ所再処理・廃棄物事業所における

再処理事業指定処分取消請求事件

原告 大下由宮子

外一五七名

被告 内閣総理大臣

準備書面（十八）

本件施設には必要性・経済性が全くなかった——ATR・FBR開発計画とプルサーマル計画の挫折による「プルトリウム需給見通し」の破綻

一九九六年五月一七日

青森地方裁判所 民事部 御中

右原告ら訴訟代理人

弁護士 浅石紘爾

同 高橋 牧夫

同 金沢 茂

同 竹田 周平

同 浅石 晴代

同 小野 允雄

同 澤口 英司

同 石岡 隆司

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小田切達	内藤隆	海渡雄一	伊東良徳	東澤靖	佐藤容子	水野彰子	齋藤護	里見和夫	

一、プルトニウム利用計画の相次ぐ挫折

原告側は準備書面95・11・10付(四)および96・2・2付(五)において、六ヶ所再処理計画が明白に挫折の一途をたどりつつあることを指摘した。要約すると、

- 1、高速増殖炉(FBR)でのプルトニウム需要が計画通りにならないのは海外で実証済みであること、軽水炉でのMOX(ウラン・プルトニウム混合酸化物)燃料利用は作爲的なプルトニウム需要であり容易に余剰に転化しうること(MIT報告)
- 2、昨年八月、大間町の新型転換炉(ATR)実証炉計画が建設費高騰を理由に突然白紙撤回され、ATR開発計画は事実上消滅したこと
- 3、そしてMIT報告を裏付けるかの如く、昨年一二月八日に発生したFBR原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏洩火災事故によってFBR開発計画も頓挫し、プルトニウムの一層の余剰が確実になったこと
- 4、次いでこれもMIT報告の予測通り、本年一月二三日、福島・福井・新潟の三大原発立地県知事が「地元軽水炉でのMOX使用(プルサーマル)計画は、もんじゅ

事故の原因究明と安全対策の徹底が行なわれるまで受け入れられない」と表明し、一九九四年六月に決定された「原子力の研究、開発および利用に関する長期計画」（新長期計画）の見直しを求める提言書を本件被告・内閣総理大臣に提出したことによって、プルサーマル計画も暗礁に乗り上げてしまったこと

5、このように僅か半年の間に我が国のプルトリウム利用計画が次々と挫折して行く中で、同じく一月二三日、電気事業連合会と日本原燃株式会社は、六ヶ所再処理工場（および高レベル廃棄物貯蔵施設）の建設コストが当初計画の八千四百億円から一兆七千億円に膨らむことによる大幅な設計変更を含む建設計画の見直しを発表して、自ら再処理工場計画の終焉を暗示したこと

以上の経緯から本件施設の必要性がなくなったことは誰の目にも明らかであるが、新長期計画に基づいて策定されたプルトリウム需給見通しが殆ど破綻し、さらに、その後判明した建設コスト高騰の実態から経済性も皆無になった事実を以下に論述する。

二、我が国の分離プルトリウムの供給、消費、在庫の実態

近年、我が国のプルトリウム利用計画の不透明さに対する国内外の批判が高まり、原子力委員会は「分離プルトリウムの管理状況」を原子力白書九四（平成六）年版から公表するようになった（表Ⅰ）。原発サイトの使用済み燃料中に含まれるプルトリウム量も明記すべきであるし、また表の数値は全て年度末における管理量（在庫量）を表わすもので、原子炉等における燃料としての年間の消費量は具体的に記載されていないが、九五（平成七）年版（表Ⅱ）と比較すると、年間の供給量と消費量が判り、今後の在庫量の推移を予測することができる。

- 1、九四年度のプルトリウム回収量（供給量）は、東海再処理工場の一一一キログラムと海外における二トン五二三キログラムの計二トン六三四キログラムである。
- 2、一方、全在庫量は九三年一二月末で一〇トン八八一キログラム、九四年一二月末で一三トン七二キログラムだから、一年間に二トン一九一キログラム増加している。
- 3、従って差し引き四四三キログラムを「もんじゅ」等で実際に消費したことになる。

4、九三年度の東海再処理工場のプルトニウム回収量は四二一キログラムであるが、後述の供給見通しで被告自ら認めているように、年平均〇・六トン（核分裂性プルトニウムで約〇・四トン）程度の供給は十分可能である。また英（BNFL社）・仏（コジエマ社）との再処理契約によって、年間二・五トン前後のプルトニウムが二〇一〇年まで海外に自動的に蓄積されて行く。さらに我が国を最大の顧客とする英THORPも九四年に操業を開始した。即ち、年間三トンを大きく上回るプルトニウム供給（能力）が今後一六年間継続することは明らかである。

5、九四年一二月末の国内在庫量は四トン三五二キログラム、海外在庫量は八トン七二〇キログラムであるから、右の供給ペースで推移すれば、今世紀末（五年後）の蓄積量は、それぞれ約七・四トン、二一・二トン、計二八・六トン、二〇一〇年末（一六年后）の蓄積量は、それぞれ約一四トン、四八・七トン、計六二・七トンに膨れ上がることになる。一、で述べた状況は、これらの殆どが余剰と化すであろうことを示唆しているが、次に需要予測との関連で具体的に示す。

三、新長期計画に基づく「プルトニウム需給見通し」の破綻

新長期計画の核心はプルトニウムの全面利用であり「二〇〇〇年過ぎに六ヶ所再処理工場の運開、二〇〇〇年代初頭にATR実証炉の稼働とFBR実証炉の着工、軽水炉でのMOX燃料の使用は九〇年代後半の少数基から始めて二〇一〇年までに十数基」を目指し、これらが順調に進むことを前提に作成されたのが「我が国のプルトニウム需給見通しについて」である（表Ⅲ、第二分科会報告書、原子力白書九四年版）。

九四年～九九年、二〇〇〇年～二〇一〇年のそれぞれについて需給がバランスするように作られているが、その内実が単なる机上の試算に過ぎなかったことを本年一月三〇日に発行された九五年版（表Ⅳ）が証している。

なお表Ⅰ・表Ⅱは非核分裂性の同位体を含む「全プルトニウム」量で、表Ⅲ・表Ⅳは何故か「全プルトニウム」の約七割に相当する「核分裂性プルトニウム」で表示されている。需給見通しの数値が余りに過大ゆえに姑息な配慮をせざるを得なかったものと思料されるが、以下、全プルトニウムに換算した数値も適宜示す。

1、九五年版に「もんじゅ」事故の記述は全くなく（原子力安全白書の刊行は延期）九四年～九九年の需給見通しに変更は見られないが、ATR原型炉「ふげん」の存在意義はなくなり、FBR実験炉「常陽」の役割は既に終わっている。また今回のナトリウム漏洩火災事故が明示したのは「もんじゅ」が原型炉の名を借りた巨大な実験炉であったという事実である。事故データの隠匿、改ざん、虚偽報告のみならず、事故後も大量のナトリウムを液状に保つために敦賀市の全世帯分を上回る七六〇万キロワット時の電力を毎月浪費し続けているような、危険性、腐敗性、不経済性きわまる実験炉の存続を市民、県民、全国民が許容する筈がない。

従って、今世紀末までの国内累積需要約四トン（全プルトニウムで約五・七トン）は不要になったことになる（表Ⅰと表Ⅱから九四年度の「研究開発」での消費量はゼロである）。仮に、予算消費の名目で「常陽」「ふげん」を稼働するとしても、合わせて高々年間〇・一トン程度であり、現在の国内在庫量のごく一部で間に合うから、東海再処理工場からの供給も一切不要である。

2、二〇〇〇年～二〇一〇年（特に二〇〇〇年代後半）における国内累積供給見通し「六ヶ所および東海再処理工場から約三五～四五トン（全プルトニウムで約五〇～六四トン）」に変更はないが、九四年版の需要項目「ATR実験炉約〇・五トン／年」が九五年版では急速「全炉心MOX-ABWR約一・一トン／年」に置き換えられ、累積需要約三五～四五トンは変えずに数字のつじつま合わせに腐心している。

3、日本原子力発電は「もんじゅ」の事故解析が五里霧中の中で、本年一月二二日、臆面もなく二〇〇〇年代初頭にFBR実験炉の着工を目指すことを公表し、世論の憤激は一層高まった。正気の沙汰ではない。このうえ一〇〇～一三〇万キロワット級の実験炉の建設を誰も認めるわけがない。従って「常陽」「もんじゅ」「ふげん」と幻想の「FBR実証炉」を合わせた二〇〇〇～二〇一〇年の累積需要一〇～一五トン（全プルトニウムで約一四～二一トン）は殆ど不要になったと言ってよい。

このように「もんじゅ」の事故は決定的であったがゆえに、被告らは逆にこれを軽視する姿勢を取り続けているのである。

4、かくてA T R・F B R計画の挫折によって、九四年～二〇一〇年の総需要のうち約一四〇一九トン（全プルトニウムで約二〇〇二七トン）は消滅し、表Ⅳの「1、国内において回収されるプルトニウムの需給見通し」が全く破綻してしまったことは明白であるが、この膨大な量が総需要見通し六九〇七九トン（全プルトニウムで約九九〇一一三トン）の約二割に過ぎないことに我が国のプルトニウム利用計画の非常識さが端的に示されている。

ストックホルム国際平和研究所等の試算によると、全世界に存在する民事用の分離プルトニウム量は九三年末の時点で約一一〇トン（原子力白書九五年版、一二六頁）、また、過去三〇年間における全世界の民事用プルトニウムの消費量は約三四トン（エネルギーレビュー、九五年五月号、核燃料リサイクルに関する国際円卓会議報告）とされており、これらと比較すれば我が国の総需要見通しが如何に破天荒な数字であるかが判る。国際円卓会議で米・元政府高官を含む国内外の専門家から徹底的な批判が相次いだのは言うまでもない。

5、総需要のほぼ八割に相当する約五五〇トン（全プルトニウムで約七九〇八六トン）はM O X燃料利用として計上されているが、このうち否応なしに蓄積されて行く海外再処理量に対する需要約三〇トン（全プルトニウムで約四三三トン）自体が量的に国際的な許容範囲を遙かに逸脱していることは前記の事実から明らかであり、これに加えて、六ヶ所と東海再処理工場からの供給を前提とした約二五〇三〇トンに及ぶ常軌を逸した更なる利用計画が国際的に認められる筈がない。

以上から、九四年～二〇一〇年の国内累積供給約三九〇四九トン（全プルトニウムで約五六〇七〇トン）の必要性は微塵もなくなったと言うべきである。

6、被告は「全炉心M O X—A B W R」を九五年版に初めて登場させ、二〇一〇年頃までの海外累積回収量約三〇トンについて「基本的には、海外でM O X燃料に加工した後、我が国に返還輸送され、全炉心M O X—A B W Rおよび軽水炉で利用する」としているが、昨年八月二五日、原子力委員会が決定した「新型転換炉実証炉建設計画の見直しについて」（資料編）の記述内容は甚だしく主体性を欠くものである。

「実証炉はそもそも実用化に至る前段階のものであり、それ自体コスト高となることはやむを得ない」と他人事のような言い訳に終始したあげく、「全炉心にMOX燃料を装荷することにより新型転換炉実証炉の二倍強の量のプルトニウム利用が可能であり、プルトニウム需給バランスも確保される」と電事連の代替案を手放して評価しているだけである。技術的見通しについても、「電気事業者において予備的評価がなされたところ、内容については概ね妥当であると判断され、現在柏崎刈羽原子力発電所において建設中のABWR（改良型沸騰水型軽水炉）の基本仕様の変更を伴うことなく実施可能との技術的見通しがあると考えられる」程度で、何らの主体的検討を行なうことなく、単に需給バランスの破綻を取り繕うために電事連が思いつきで持ち出してきた代替案をそのまま鵜呑みにしたに過ぎない。

ここには、自ら立案し決定した新長期計画の根幹の一つが一年にして崩壊してしまった深刻な事態に対して最大の責任を有する国家機関としての真摯な総括、反省、自己点検の痕跡、なかならず地元大間町住民に対する釈明と謝罪の意思表示など、対に許されない。

ひとかけらもない。被告の言う世界初のABWR型・柏崎刈羽原発六号機（一三五万六千キロワット）は去る一月二九日に試運転を開始したが、早くも二月二三日、最も懸念されていた原子炉内蔵型再循環ポンプの故障で手動停止し、ABWR自体が実験炉の段階にあることを実証した。これを上回る出力一三八万三千〜五千キロワットとされている全く未知数のMOX実験炉を大間町住民に押しつける蛮行は絶対に許されない。

7、もともと軽水炉でのMOX燃料利用計画は、海外におけるプルトニウム供給過剰に対する国際的な批判をかわすために立案された非現実的な余剰減らし対策であり、IPPNW（核戦争防止国際医師会議）をはじめ、国内外の専門家から多くの問題点が厳しく指摘されている。例えば、

- ① 再処理施設とMOX燃料加工施設は世界の限られた所にしかないので、大量のプルトニウムとMOX燃料を何千キロも長距離輸送しなければならぬこと
- ② MOX燃料の加工費はウラン燃料より遙かに高く、輸送費、警備費、保障措置費

等を加算すると、ウラン燃料コストの三倍を超えると予測されること

③ MOX燃料加工施設の稼働はウラン燃料加工施設と比較して、より大きい事故の危険性と労働者被曝をもたらすこと

④ ウランとプルトニウムは、中性子に対する核反応断面積、核分裂に際して発生する中性子の割合やエネルギー等がそれぞれ異なり、これに起因するMOX燃料固有の核物理的特性は、ウラン燃料用に設計されている軽水炉では安全上不利に働き、炉心の反応度制御機能や原子炉停止余裕が減少すること、放射性気体クリプトン・キセノンの放出量も増加すること、このように本質的にマイナス条件を持つMOX燃料は、仮に使用するとしても高々全炉心の三割程度に限定されてしまうこと

⑤ 原子炉安全余裕の減少は苛酷事故の可能性を確実に増大させ、事故に際して放出されるプルトニウム、ネプツニウム等のアクチニド元素の影響は計り知れないこと

⑥ MOX燃料利用は使用済み燃料の僅か一パーセントに相当するプルトニウム利用に過ぎず、その他は全て廃棄物として残り、廃棄物問題が一層深刻になること

⑦ MOXを核兵器用のプルトニウム金属に変換するのは容易であり、転用に対する国際的な保障措置は実質的な力がなく、世界の核拡散につながることに

このようにMOX燃料利用は、技術的困難性や非経済性以外にも様々な難題を抱え込んでいる。現在フランス、ドイツなど数ヶ国で試行錯誤的に行なわれているが、MOX加工施設のプルトニウム処理能力は、ベルギー、フランス、イギリスを合わせても僅か数トンに過ぎず(表V)、見通しが全く不確定な段階にある技術である。とりわけ輸送上最も不利な立場にある我が国のMOX計画が順調に進むとは到底考えられない。さらに冒頭で指摘したように、三大原発立地県知事からプルサーマル計画とバックエンド対策(使用済み燃料の将来的な貯蔵保管の在り方、高レベル廃棄物処理問題等)の白紙還元(見直しを迫られたことは、MOX燃料利用の遅れに一層拍車をかけることになり、二〇一〇年頃までの海外回収量の大半が余剰プルトニウムと化して残り続けるのは必至である。

以上から、もはや六ヶ所再処理工場の必要性は全くなかったと言うべきである。

四、六ヶ所再処理工場の経済性は、さらになくなった

本件施設に必要性がなくなった以上、その経済性を論ずることは本来無意味であるが、前回公判の前後に公表された建設費高騰の実態は、仮に近未来において再処理の必要性が生じたとしても経済性など皆無であることを明示している。

1、原告側は93・12・3付訴状において、本件施設の建設予定費八千四百億円に対して、使用済み燃料一トン当たりの再処理コストは海外委託の約一・七倍に相当する二億七千万円程度と予測していた(表VI)。二億四千八百万円の東海再処理工場は一五年間で二千六百六十四億円の累積赤字を出した。九一〜九三年度の同工場の収支状況(表VII)を見ても、再処理は経済的に決して引き合わないことが判る。同工場は去る四月一日に操業を再開したが「もんじゅ」の事故でプルトニウム消費のめどが立たず、今秋以降は未定である。気体・液体放射性廃棄物の放出規制が我が国の五〇倍も厳しいドイツのヴァッカーズドルフ再処理工場は三億二千万円と試算され建設計画は中止された。本件施設も確実に同じ道をたどりつつある。

2、日本原燃株式会社は一月三十一日と四月二四日、本件施設の事業申請時における建設予定費八千四百億円の内訳および計画見直しに伴なう再処理工場部分の直接工事費と間接工事費の変更内容を公表した(表VIII)。高レベル廃棄物施設部分は不明確であるが、見直し前と比較して概算を試みると、

① 再処理工場の見直し後の直接工事費一兆六千億円は申請時の約二・八倍である。一方、間接工事費は「直接工事費の二割以内に止めたい(野澤社長)」として二千八百億円を計上し、再処理工場の建設費だけで一兆八千八百億円になるという。これは申請時の七千六百億円の約二・五倍である。

② しかしながら、申請時の間接工事費一千九百億円は直接工事費五千七百億円の約三・三割強に相当している。直接工事費の膨張に相応して作業量と借入金も増大するから、人件費・利子等からなる間接工事費だけを大幅に切り詰めることは不可能であろう。この割合で計算すると、変更後の間接工事費は約五千三百億円になる。この場合の建設費は二兆一千三百億円となり、申請時の約二・八倍である。

③ 高レベル廃棄物施設の直接工事費は、「返還ガラス固化体一四四〇本分で約六百億円」を、建設予定の「約三千数百本」に換算すると、約一千四百億円になる。間接工事費は、申請時の直接工事費に対する比率（ $1/7$ ）から二百億円程度とする。建設費は約一千六百億円になる。ただし最終的には八二〇〇本分が予定されているから、この費用は今後数倍に膨れ上がって行くことになる。

④ このように現時点でごく控えめに見積もっても、再処理工場と高レベル廃棄物施設を合わせた総工事費は約二兆四百億円（二兆二千九百億円となり、事業申請時の八千四百億円の二・四〜二・七倍強に跳ね上がったことになる）。

⑤ 被告はATR実証炉からの撤退の理由として「建設費が当初見積もりの三九六〇億円から五八〇〇億円（約一・五倍）に、発電原価は軽水炉の約三倍に大幅に増加すること」を上げた（前掲資料編）。しかるに電気事業連合会は、本件施設の建設費が少なくとも二・四倍を超える見通しになったにもかかわらず「六ヶ所再処理コストは発電原価一キロワット時当たり一円強となり、海外再処理コストの同七五銭

に比べて四割程度割高で、九四年度の原子力発電電力量で換算すると約八百億円の負担増になる」という到底納得し難い試算結果を発表した。見え透いた過小評価をしてはいけない。試算の根拠と詳細を全国民の前に明らかにすべきである。申請時点における使用済み燃料の再処理コストは海外委託の約一・七倍になることを先に指摘したが、これをもとに単純計算すると、見直し後の再処理コストは海外委託の約四・一〜四・六倍にも達しうることを総工事費の膨張は示唆しているのである。

⑥ 今回の建設費増額分のうち約五割は安全対策・設備の増加・設計変更等によるものとされているが、高騰する建設費を削減するためになされた「ウラン・プルトニウム溶液精製工程の簡略化、低レベル廃液蒸発缶と乾燥装置の統合・整理、高レベル廃液貯蔵施設のガラス固化施設への移設」等の主な設計変更は安全余裕の大幅な削減にほかならない。限られた空間に複数の工程と施設を集中させることによって一つの事故が容易に他に波及し増幅し拡大し、取り返しのつかない事態に到る確度は一層高まる。経済性の喪失は危険性の増大と同義語である。

⑦ 経済性の喪失がもたらした更なる危険性は、もう一つの設計変更に表われている。工程と施設を極度にコンパクト化する一方で、使用済み燃料の受け入れ施設は大幅に拡張し、再処理工場の操業開始時期が当初予定から三年遅れて二〇〇三年にずれ込んだにもかかわらず、使用済み燃料の受け入れだけは予定通り開始するとして、来年六月の一五〇トンから始めて、二五〇トン、三〇〇トンと段階的に搬入量を増やし、二〇〇四年度以降は八〇〇トン体制にするという。言語道断である。

原告側は本件訴状において、再処理事業の申請者である日本原燃株式会社は、事業計画の採算、事業失敗のリスク、経営状態、事故時の損害賠償能力、支援会社等、肝心の経理的基礎が全て欠如していることを詳述し（表VI）、原子炉等規制法・第四四条の二第一項三号の要件「事業遂行の技術的能力・経理的基礎」の許可基準に全く適合していない事実を指摘した。野沢日本原燃社長は「経理的基礎の欠如」を自ら認め、再処理工場の建設費を捻出するために使用済み燃料の受け入れを早急に開始せざるを得なくなったのである。と同時に、再処理事業の進展の如何にかかわ

らず、全国の原子力発電所で発生する使用済み燃料を全て六ヶ所村で処分する計画が、被告および原子力産業界の既定方針であったことも疑う余地がない。東京電力柏崎刈羽原子力発電所は、四月一九日に被告に許可申請を出した使用済み燃料貯蔵設備の各号機共用化計画を柏崎地区の各世帯に配布し「当発電所の使用済み燃料の全数を将来的には青森県六ヶ所村に搬出する」と述べている。全国の原発サイトの貯蔵プールに保管されている使用済み燃料は、昨年三月末で約四千六百トンであるから、現時点では五千五百トン前後と推測されるが、このペースで今後累積して行く膨大な量の高レベル物質が低・中・高レベル廃棄物（ガラス固化体）と共に六ヶ所村を埋め尽くすことになる。放射性物質が超高密度で凝集した施設の事故の危険性と、ひとたび事故が発生した場合の「経済性」は論ずるまでもないであろう。

⑧ 建設費増額分の約五割は過去九年間における物価上昇に起因するとされている。もともと非生産的で経済的メリットのない高レベル廃棄物施設を含めて、今後も物価上昇等により建設費がさらに高騰し続けるのは必定である。

表 I (原子力白書 1994(平成6)年版)

70

表2-1-5 我が国のプルトニウム管理状況

1. 分離プルトニウム量 (1993年12月末現在) (単位: kg)

再処理施設	施設名	動燃再処理施設
	硝酸プルトニウム (溶解後、分離されてから、混合転換工程までのプルトニウム)	288
	酸化プルトニウム (酸化プルトニウムとして貯蔵容器に貯蔵されているもの)	38
	合計	326

燃料加工施設	施設名	動燃プルトニウム燃料加工施設
	酸化プルトニウム (酸化プルトニウム貯蔵容器に貯蔵されているもの)	2,339
	試験及び加工段階にあるプルトニウム	790
	新燃料製品 (燃料体の完成品として保管されているもの)	140
	合計	3,269

原子炉等	原子炉名等	常陽	もんじゅ	ふげん	研究開発
	原子炉に保管されている新燃料製品並びに研究開発に供されているもの	15	637	12	425
	合計				1,089

注. 研究開発は臨界実験装置等である。

2. 原料となる酸化プルトニウムの使用状況 (1993年) (単位: kg)

供給量	動燃再処理施設回収量	海外からの移転量
	421	1,508

使用量	もんじゅ	ふげん
	454	

3. 海外の酸化プルトニウム (1993年12月末現在)
(基本的に海外でMOX燃料に加工して我が国の軽水炉で利用予定)
(単位: kg)

英 国	1,286
フ ラ ン ス	4,911
合 計	6,197

[原告註] 全在庫量 = 4,684 (国内) + 6,197 (国外)
= 10,881 kg

五、結論

以上から、本件施設の必要性と経済性は一切なくなり、仮に建設し稼働したとしても、火だるま的な赤字と廃棄物の累積を生み出すだけであり、その負担が電力料金のみならず、住専同様、血税流用の形で全国民に転嫁されて行くであろうことは余りにも明らかである。今こそ再処理計画総体を放棄すべき時と言わなければならない。折しも、東京電力―東芝―ベルゴニークリア社 (ベルギー)、関西電力―三菱重工―BNFL社 (英) のルートで、MOX燃料の加工委託契約が昨年密かに結ばれていたことが判明した。MOX利用に関して何らの合意も与えていない全国の原因地元住民を愚弄する所業であり、被告と原子力産業界はまたも自ら墓穴を掘ってしまった。と言うほかはない。

(文責 山浦 元)

表 III (原子力白書 1994(平成6)年版)

38

表 1-1-10 我が国のプルトニウム需給見通しについて

我が国のプルトニウム需給見通しは、関連する計画の進捗状況によって変わり得るものであるが、現時点での計画の見通しに沿って、国内再処理によって回収されるプルトニウム及び海外再処理によって回収されるプルトニウムの需給見通しを試算すれば以下のとおりとなる。

累積の需給量は、1990年代末あるいは2010年にこの量のプルトニウムを在庫として保有することを意味するものではない。さらに、すべてのプルトニウムは、IAEAの保障措置の下にあり、転用等平和利用以外に使用されていないことが常に確認される。なお、実際の核燃料リサイクル計画を円滑に進めるに当たっては、適切なランニングストックが必要となる。軽水炉の使用済燃料から回収される核分裂性プルトニウムの割合は60~70%と見込まれるが、以下の需給見通しは核分裂性プルトニウムの重量を示したものである。

1. 国内において回収されるプルトニウムの需給見通し

(1)1994年~1990年代末
(年ベースの需給)

①需要 「常陽」、「もんじゅ」、「ふげん」等 約0.6トン/年	②供給 東海再処理工場 約0.4トン/年
---------------------------------------	----------------------------

(累積需給)

①1994年~1990年代末の国内累積需要 「常陽」、「もんじゅ」、「ふげん」等 約4トン	②1994年~1990年代末の国内累積供給 東海再処理工場及び既返還分 約4トン
---	--

(2)2000年~2010年
(年ベースの需給) 2000年代後半

①需要 「もんじゅ」等 約0.8トン/年 高速増殖実証炉 約0.7トン/年 新型転換炉実証炉 約0.5トン/年 軽水炉MOX燃料利用 約3トン/年 合計 約5トン/年	②供給 六ヶ所再処理工場 約4.8トン/年 東海再処理工場 約0.2トン/年 合計 約5トン/年
--	---

(累計需給)

①2000~2010年の国内累積需要 「常陽」、「もんじゅ」 「ふげん」、高速増殖実証炉 約15~20トン 新型転換炉実証炉 軽水炉MOX燃料利用 約20~25トン 合計 約35~45トン	②2000年~2010年の国内累積供給 六ヶ所再処理工場及び 東海再処理工場 約35~45トン
---	---

* [約15~20トン]の意味:「常陽」、「もんじゅ」等の研究開発用には、約20トンのプルトニウムが必要である。六ヶ所再処理工場からの供給量が減少する場合には、一時的に需要が国内供給を上回ることもあり、その場合には、少なくとも約15トンが同工場から供給され、残りを海外から返還されるプルトニウムで補うことにより、約20トンを満たすことになる。

2. 海外再処理により回収されるプルトニウム

①2010年頃までの累積回収量 約30トン	②需要 基本的には、海外でMOX燃料に加工した後、我が国に返還輸送され、軽水炉で利用する。約30トン
--------------------------	---

ただし、六ヶ所再処理工場が本格的に運転を開始する以前において、「常陽」、「もんじゅ」等の研究開発用の国内プルトニウムに不足が生じる場合には、それを補うため数トン程度が利用される。

(出典:「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」第二分科会報告書)

表 II (原子力白書 1995(平成7)年版)

50

表 2-1-5 我が国のプルトニウム*管理状況

1. 分離プルトニウム量 (1994年12月末現在)

(単位: kg)

施設名	動燃再処理施設
硝酸プルトニウム等(溶解後、分離されてから、混合転換工程までのプルトニウム)	710
酸化プルトニウム(酸化プルトニウムとして貯蔵容器に貯蔵されているもの)	126
合計	836

施設名	動燃プルトニウム燃料加工施設
酸化プルトニウム(酸化プルトニウム貯蔵容器に貯蔵されているもの)	2,032
試験及び加工段階にあるプルトニウム	948
新燃料製品(燃料体の完成品として保管されているもの)	38
合計	3,018

原子炉等	原子炉名等	常陽	もんじゅ	ふげん	研究開発
原子炉に保管されている新燃料製品並びに研究開発に供されているもの		6	15	53	425
合計					498

注: 研究開発は臨界実験装置等である。

2. 原料となる酸化プルトニウムの使用状況 (1994年)

(単位: kg)

供給量	動燃再処理施設回収量	海外からの移転量
	111	0

使用量	もんじゅ・常陽・ふげん
	323

3. 海外の酸化プルトニウム (1994年12月末現在)
(基本的に海外でMOX燃料に加工して我が国の軽水炉で利用予定)
(単位: kg)

英国	1,412
仏国	7,308
合計	8,720

*核分裂性プルトニウム及び非核分裂性の同位体の合計

(原告註) 全在庫量 = 4,352 (国内) + 8,720 (国外)
= 13,072 kg

1994年度の国外増加量 = 8,720 - 6,197 = 2,523 kg

表 9.5 MOX加工施設の状況 (1995年夏現在)

施設名	会社名	地名(国)	製造容量 (トン/年)	状況	依託国
(a) PO	ベルゴ ニュークリア	デッセル(ベ)	35	運転中	フランス、ドイツ、 ベルギー
(b) CFCa	コジエマ	カグラッシュ(仏)	15	運転中	フランス (FBR, LWR)
(c) MDF	BNFL	セラフィールド (英)	8	運転中	スイス (製品空輸)
(a) ~ (c) 小計			58		
(d) メロックス	コジエマ/ フラマトム	マルクール(仏)	120 →160	1995年フランス、 部分操業	ドイツ
(e) P1	ベルゴ ニュークリア	デッセル(ベ)	40	建設中	
(f) SMF(?)	BNFL	セラフィールド (英)	120	建設中	操業 98年?
(d) ~ (f) 小計			280 → 320		
(g) 六ヶ所		六ヶ所村(日)	100	計画	2000年過ぎ?

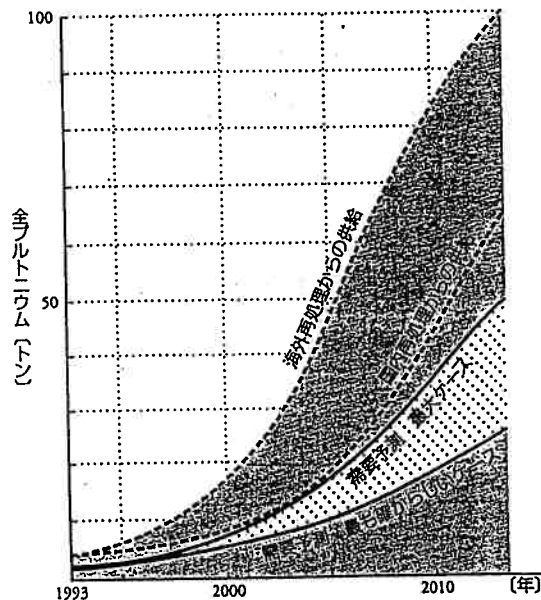


図 9.4 日本のプルトニウムの需給予測

[原子力資料情報室]

表 2-1-4 我が国のプルトニウム*需給見通し

我が国のプルトニウム需給見通しは、関連する計画の進捗状況によって変わり得るものであるが、現時点での計画の見通しに沿って、国内再処理によって回収されるプルトニウム及び海外再処理によって回収されるプルトニウムの需給見通しを試算すれば以下の通りとなる。累積の需給量は、1990年代末あるいは2010年にこの量のプルトニウムを在庫として保有することを意味するものではない。さらに全てのプルトニウムは、IAEAの保障措置の下にあり、転用等平和利用以外に使用されていないことが常に確認される。なお、実際の核燃料リサイクル計画を円滑に進めるにあたっては、適切なランニングストックが必要となる。軽水炉の使用済燃料から回収される核分裂性プルトニウムの割合は60~70%と見込まれるが、以下の需給見通しは核分裂性プルトニウムの重量を示したものである。

1. 国内において回収されるプルトニウム需給見通し

(1) 1994年~1990年代末
(年ベースの需給)

① 需要 「常陽」、「もんじゅ」、「ふげん」等 約0.6トン/年	② 供給 東海再処理工場 約0.4トン/年
① 1994年~1990年代末の国内累積需要 「常陽」、「もんじゅ」、「ふげん」等 約4トン	② 1994年~1990年代末の国内累積供給 東海再処理工場及び既返還分 約4トン

(2) 2000年~2010年
(年ベースの需給) 2000年代後半

① 需要 「もんじゅ」等 約0.6トン/年 高速増殖実証炉 約0.7トン/年 全炉心 MOX-ABWR 約1.1トン/年 軽水炉 MOX 燃料利用 約2.6トン/年 合 計 約5トン/年	② 供給 六ヶ所再処理工場 約4.8トン/年 東海再処理工場 約0.2トン/年 約5トン/年
--	---

(累積需給)

① 2000年~2010年の国内累積需要 「常陽」、「もんじゅ」 } 約10~15トン 「ふげん」、高速増殖実証炉 } 全炉心 MOX-ABWR } 約25~30トン 軽水炉 MOX 燃料利用 } 合 計 約35~45トン	② 2000年~2010年の国内累積供給 六ヶ所再処理工場及び 東海再処理工場 約35~45トン
--	---

* [約10~15]の意味: 「常陽」、「もんじゅ」等の研究開発用には、約15tのプルトニウムが必要である。六ヶ所再処理工場からの供給量が減少する場合には、一時的に需要が国内供給を上回ることがあり、その場合には、少なくとも約10tが同工場から供給され、残りを海外から返還されるプルトニウムで補うことにより、約15tを満たすことになる。

2. 海外再処理により回収されるプルトニウム

① 2010年頃までの累積回収量 約30トン	② 需要 基本的には、海外で MOX 燃料に加工した後、我が国に返還輸送され、全炉心 MOX-ABWR 及び軽水炉で利用する。 ただし、六ヶ所再処理工場が本格的に運転を開始する以前において、「常陽」、「もんじゅ」等の研究開発用の国内プルトニウムに不足が生じる場合には、それを補うために利用される。
---------------------------	--

* 核分裂性プルトニウム

表 VII (動力炉・核燃料開発事業団附属明細書および年報)

表 VI (1993(平成5)年12月3日付 本件訴状)

動燃・東海再処理工場の採算費用(下段:単価、計算値)と再処理役務の収入

	再処理量	再処理運転費	減価償却費	管理費	計	再処理役務収入
91年度	81.7トン	98億円 1.2億円/トン	91億円 1.1億円/トン	37億円 0.5億円/トン	226億円 2.8億円/トン	136億円 1.7億円/トン
92年度	71.0トン	97億円 1.4億円/トン	80億円 1.1億円/トン	39億円 0.5億円/トン	216億円 3.0億円/トン	202億円 2.8億円/トン
93年度	37.0トン	91億円 2.5億円/トン	73億円 2.0億円/トン	42億円 1.1億円/トン	206億円 5.6億円/トン	89億円 2.4億円/トン

【出典】金額は動燃の附属明細書より(1億円未満切捨て) 再処理量は動燃の年報より

事業申請時の再処理工場計画

(1) 日本原燃株式会社事業計画書, 1992(平成4)年11月16日付補正書

建設予定費 8400億円, 着工予定 1993(平成5)年

年度	96~98	99	2000	2001	2002	2003	2004	2005 (年)
予定再処理量	0	40	200	360	520	680	800	800 (トン)
計 3400 トン								

(2) 再処理コスト概算 (1/トン)

東海再処理工場	2億4800万円
英・仏再処理委託費	1億6000~8000万円
ヴァッカーズドルフ	3億2000万円
UP-3	1億1000万円
セラフィールド	9000万円
THORP	1億5000万円
六ヶ所再処理工場	~2億円(衆議院予算委員会, 1993年2月15日)
	~2億7000万円(原子力資料情報室, 海外委託の1.7倍)

(3) 東海再処理工場の再処理コスト(1/トン)の推移および実績

数千円(77年)~1億3500万円(80年)~1億8000万円(86年)~2億4800万円(90年)

1977~1991年(15年間)の累積赤字 2664億円, 稼働率20%

(4) 日本原燃の経営状態(1992年3月31日現在)

	(旧)原燃サービス	(旧)原燃産業	合計
総資産	2539億円	1850億円	4389億円
建設予定費	(再) 8400億円	(U・低) 4100億円	12500億円
借入金予測	~7000億円	~3000億円	~10000億円
累積損失	24億4500万円	35億4800万円	59億9300万円
〈91年度決算〉営業収益	0	0	0
営業外収益	700万円	1億5800万円	1億6500万円
営業損失	1億8700万円	11億5200万円	13億3900万円
役員報酬	3000万円	3億2900万円	3億5900万円

日本原燃 92.6.30, (旧)原燃産業の累積赤字48億4900万円を土地の評価替えて粉飾解消

93.3.31, 累積赤字 78億1600万円 (+48億4900万円 = 126億6500万円)

流動資産 221億円, 借入金 4062億円(92.3.31の時点で2905億円)

(5) 風評被害対策基金 100億1000万円, 原子力損害賠償責任保険 300億円
風評被害賠償額 ~3000億円/年, ウラン濃縮役務料金前払い 317億円

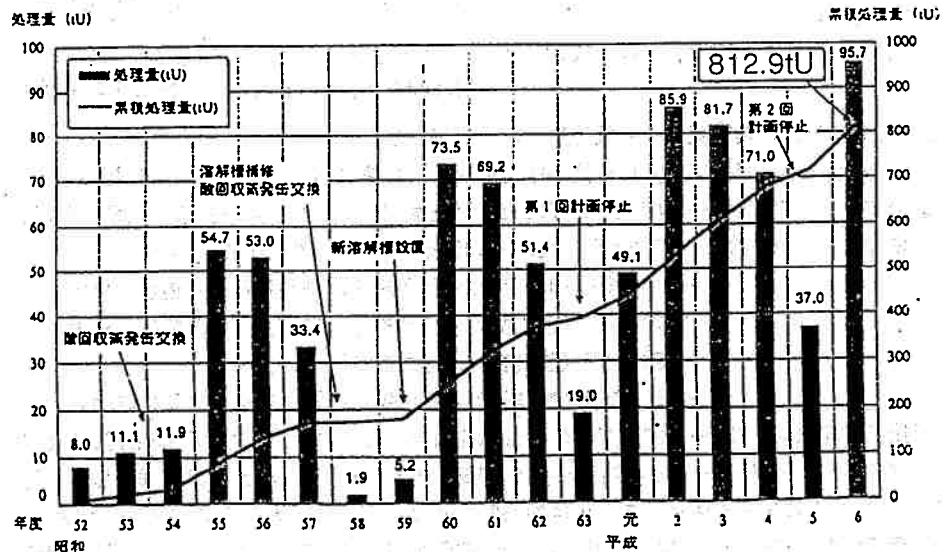


図 6.1 東海再処理工場の運転実績 (平成7年3月31日現在)

資料

(一部省略)

再処理工場工事費の変更内容について

平成8年1月31日 日本原燃株式会社

1. 8,400億円の内訳

(単位: 億円)

	再処理工場	高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター	合計
直接工事費*1	5,700	700*2	6,400
間接工事費*1	1,900	100	2,000
合計	7,600	800	8,400*3

- *1. 直接工事費は、メーカーやゼネコンと契約する土木、建物、設備等発注額。
間接工事費は、日本原燃社員の人件費、その他諸費、建設中利子等。
- *2. 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの工事費は、返還ガラス固化体約3千数百本の貯蔵管理用施設の工事費。
なお、竣工時の返還ガラス固化体1,440本分の施設の直接工事費は、約600億円。
- *3. 8,400億円は、昭和61年価格を使用している。

2. 工事費比較

(単位: 億円)

項目	変更前工事費	変更後工事費	差額
直接工事費	5,700	16,000	10,300
間接工事費	1,900	*4	――
総工事費	7,600	――	――

*4. 間接工事費については、再処理事業変更許可申請に向けて算出いたします。

[→ 2,800億円, 4月24日, 日本原燃株式会社]

3. 総工事費

再処理事業変更許可申請に向けて算出が終わりましたら、お知らせいたします。

[→18,800億円, 4月24日, 日本原燃株式会社]

(原告註) 再処理事業変更後の間接工事費および総工事費の概算

(1) 再処理工場 (間接工事費は事業申請時の直接工事費に対する比率をもとに算出)

直接工事費 5700億円→16000億円=5000億円(土木・建物)+11000億円(機械装置) 2.8倍

(増加分) 10300億円 = 5000億円 (1987~1995年, 9年間の物価上昇 ~50%)

+2100億円 (U・Pu混合脱硝設備, 使用済み燃料施設の増強)

+1200億円 (放出放射能低減対策, 非核兵器国保証措置対策)

+1200億円 (設計変更, 追加設計)

+800億円 (航空機対策・耐震性確保に伴う物量の増加)

間接工事費 1900億円→5300億円 (=16000億円×1900/5700, 増加分 3400億円) 2.8倍

合計 7600億円→21300億円 (=16000億円+5300億円, 増加分13700億円) 2.8倍

(2) 高レベル施設 (返還ガラス固化体約3300本分として。最終的には8200本分を予定)

直接工事費 700億円→1400億円 (=600億円×3300/1440, 増加分 700億円) 2.0倍

間接工事費 100億円→200億円 (=1400億円×100/700, 増加分 100億円) 2.0倍

合計 800億円→1600億円 (=1400億円+200億円, 増加分 800億円) 2.0倍

(3) 総工事費 8400億円→22900億円 (=21300億円+1600億円, 増加分14500億円) 2.7倍

や、それまでの夏に

女、22才のお手紙に力をつけられつつ作成した
概念を、別冊へ入らせん情況論✓をお送りします。
例によつて、という以上は過激な内容という評価
が多へてしようか、山瀬さんには私のお著書
横巻をかんじとつて下せるものと期待してします。

我利のあつて中絶書面は一読しておどろきました。
これまでも山瀬さんへ作成してこられたので、
初等立場議論すれば反論をせよ一指摘はかり
ですわ。これまでも全過程について、
これと並程く抑圧してくる我利所へ国家への思
をあらためて痛感します。

ワーパの文字も、しつかりしてよかやすく、
使用のブラス面が曇化されてへるよすわ。

96.5.2 松下 昇

山瀬元様

南犬 詩寺

いかなる
ほほえみよりも優しく
逝いた人
あなたは
天を向いていた

あなたの
与えられた
いのちが
私達のいのちであるように
あなたの手は
軽く握られ

ひいやりとした
地面に横たわって
風の吹き抜ける
耳間の柔毛を
ふるわせた

あのタンポポの
綿毛のように
今 あなたは
自在の魂となって
限られた地上の
重さから
解放された……

逝いた人よ

あなたの
うがった時代の空洞が
いまや
人々の魂とならねば
ならないのに

残された
私達の
あまりのふがいなさが
いつも
ためらわせていたものを

今は……
風となり 光となり
誰に向かっても
あなたは
語れるようになった

逝いた人よ

あなたの
自在さを
やがて
時は愛するであろう……

1996/5/9

私達の最も偉大な魂が逝いたことを知った日に

徳永有子

松下昇様

5.21付のお手紙と、ラセン情説論とをありがとうございました。

ございまして。一週間の雅用を終るに読ませたいです。

私は相変らず麻原彰是という人物に知する望み

にいつかは留得するにかたのむすが、それは余程一般

に對する私自身の無知と偏見によるものと自覚

してあり、松下さんも理解して下さると思っています。

市民社会の倫理が権力を支えている筈ではなく

ある場合は権力そのものに転じてしまう例を

多く見こまました。自戒を覚めさせていただきます。松下さん

情心海を退治だと思える人の多しとすんは(私は

どんな事柄にいつても松下さんが三のよりに論ずる

であらうことを予感して、いろいろのいふも存じます(

すんは) だまたまう、対象がオウムという宗教団体

だったからだと受けました。私にうの井澤団にも

真に法律家らしい人が何人かいます。松下さんの説

題をそのとなく伝え、議論して下さいます。

洋書裏面の二紙評、あまたく拝読しました。五七に保

護してあります。洋書裏面(四)は浪石井澤団長が書きた

に数年前の頃、裏付けもせよと、私は依頼されたことがあり、私に経済学を論ずる柄にはないかと、%5.11 山浦 元

風のたより

松下昇氏が永眠されました。

松下さんは5月6日午前10時15分ごろ、自宅近くの路上で心臓発作を起こし、その場で息を引き取られました。直接の死因は「急性心不全」でした。以前から「大動脈弁閉鎖不全による高血圧性心不全」の診断を受けていて、薬を服用されていました。

松下さんは3月に60歳になられたばかりでした。ここ10年ほどは、松下さんの家から歩いて25分くらいの距離にある私の塾《光でできたパイプオルガン》の教室に、毎週1回、2時間～3時間のコピー作業にいられていました。つい3日前にも来られて『概念集・別冊2～ラセン情況論～』を完成したところでした。だから、いまだに信じられません。

本来ですと、松下さんが倒れられた日、すぐにお知らせしなければならないところ、次のような事情により、このような形で報告させていただきます。

松下さんは遺書を残されていました。その要点は、
「死亡の通知はどこへも不要。風のたよりに任せる。葬儀はしない。遺品は譲渡、複写、刊行をせず、基本的に廃棄してよい。」
というものです。

遺族の方々は「できるだけ遺書の主旨に沿って進めたい」というご意向をお持ちでしたので、一切お知らせしませんでした。

5月8日の昼頃には、六甲山麓の煙となって静かに旅立たれました。いかにも松下さんらしい旅立ちだったと思います。

ご冥福をお祈りします。

1996. 5. 12

友田清司

星を見ない会(69年の神戸大学<正常化>過程で授業拒否をした学生たちのグループ)のメンバーです。

なにしろあの松下さんが他界したのですから、この知らせを聞いて格別の思いをもたれている方もたくさんおられるでしょう。葬式というものがなかったのも、それぞれの方の思いが宙ぶらりんのようにになっているのではないかと思います。一方、遺族の方は松下さんが静かに弔われることを強く望んでおられ、松下さんの他界直後は相当に混雑が予想されましたので、遺族の方のお気持ちをできるだけ尊重して、あえてこの連絡も数日遅らせることにしました。もしも、弔問をなさる場合には、くれぐれもタイミングをご配慮の上集中豪雨的にならないように私からお願いしたいと思います。要するに、奥さんは相当な衝撃を受けておられるということなのです。

そのようなわけで、近いうちに松下さんの追悼会を開きたいと思っております。追悼の場は松下さんの家とは別の場所がよいと考えました。下記のように催したいと思しますので、よろしければご参加下さい。

松下昇氏の追悼会

〔とき〕 1996年5月26日(日)午後2時～4時

〔場所〕 学習塾《光でできたパイプオルガン》

〒657 神戸市灘区上野通3丁目10-18〔市バス五毛天神前すぐ〕

参加ご希望の方で、場所をご存じない方には「道順案内」をお送りします。

〔内容〕 ① 主催者のあいさつ

② 松下さん希望の曲を聴く

③ 松下さん追悼の辞 各参加者(5分以内)

④ 追悼文の配布 追悼文持参者(コピー作業をご希望の方は、1時間前に1階の教室にお出でください)

⑤ ご意見・ご提案など

〔定員〕 20人 場所の関係上、人数を制限させていただかなければなりません。

申し込み先着順とさせていただきます。もしも参加ご希望の方々が20人を大きく超えるようだと、翌月(6月)の23日(日)にも開催したいと考えています。

〔申込〕 電話(078-861-3854=午後5時までor午後10以降に)か、
FAX(078-882-0244)または郵便(上記)でお願いします。

松下氏と私の関係年譜

これは、読者の方に私（友田）が松下氏とどんな関係にあったのかを知ってもらう目的で作成したものです。なお、主語のない文章の主語は、私（友田）です。

【1950年】神戸市灘区（現住所）に生まれる。

【1969年】

■ 1月、東大安田講堂死守闘争

■ 神戸大学でも寮問題を発端に学園闘争が拡大していく。

■ 当時教養部ドイツ語講師だった松下氏は、2月に『情況への発言』として「……この<スト>を媒介にして何をどのように変革するのか、それを持続拡大する方法は何かを一人一人表現せよ。少なくともこの実現の第一歩が大衆的に確認されるまで<私>は旧秩序の維持に役立つ労働（授業・しけん等）を放棄する……」という文章を教養部掲示板に発表して、教養部B109教室を拠点に自主講座運動を開始していた。

神戸大学教育学部に入學。教養部はバリケード・ストライキ中だった。B109教室で自主講座をしていた松下氏に出会う。

■ 7月「血の全学集会」、8月「封鎖解除」

9月、機動隊に守られた形での<正常化>授業を拒否する。

授業拒否の新生たちが「星を見ない会」を結成し、参加する。

以後、B109教室の自主講座に出入りしながら、単独でB106教室の自主講座を展開しながら、<正常化>粉砕闘争に取り組む。

■ この状況下で松下氏は、多くの教室の黒板にペンキで落書きをして回ったり、ドイツ語の受講生全員に「祝福としての0点」の成績評価を与えるなど、一見無茶苦茶な行動をとる。

【1970年】教養部教授会では松下処分の動きが始まり、松下処分粉砕闘争に参加。

■ 教養部教授会は「松下氏を免職すべき」との意見が多数であると評議会に報告する。評議会は、それを受けて、10月に「松下懲戒免職」処分を決定する。

【1971年】

■ 全国的には学園闘争の衰退があり、一方では武装闘争の孤立先鋭化があった。

■ そういった時代の流れの中で、「星を見ない会」も崩壊してしまう。

「星を見ない会」の崩壊に失意し、大学を去る。

その後松下氏とは、裁判闘争を含め、活動の場では一度も会うことはなかったが、ときどき松下氏宅を訪問してとりとめもないことを話していた。

■ 松下氏は、人事院闘争や裁判闘争に精力的に取り組んだり、立ち入り禁止の教養部構内でたこ焼き屋を展開したりした。

- 【1973年】3月、神戸市内の養護施設（崩壊家庭のこどもの収容施設）に「平凡な暮らし」を求めて、就職する。
7月、施設職員による体罰横行を見て、引くに引けず子供たちと闘う。
集団脱走事件にまで発展し、新聞にも報道される。
- 【1974年】7月、健康を崩し、また施設の子供たちにも違和感をもち、退職する。
8月、父の自営業（紙箱屋）を手伝う。
■ 76年4月、松下未宇ちゃんが他界。以後20年間以上、毎年4月に松下氏とふたりで長峰墓地に行っていた。
- 【1979年】7月、詞集『最後の言葉』を10部作り、大衆・革命への絶望を宣言する。
この思想的立場から、松下氏とは最期まで論争していた。
- 【1980年】前年の11月に父が他界したのを期に、自営業（紙箱屋）を廃業し、自宅で落ちこぼれ生徒対象の学習塾を始める。
- 【1981年】魯迅の『孤独者』を読み、松下氏のお骨拾いまでする決意をする。
■ 87年、裁判闘争がほとんど決着したころから松下氏は「松下昇批評集刊行委員会」を作り、次々とパンフレット化していく。
- 【1989年】私の塾のコピー機が使用枚数に関係なくリース料を払う形になったので、松下氏に、1枚3円で利用してもらおう。
■ 以後、毎週1回定期的にコピー作業に来る。
松下氏との意見交換の内容が、他のどこにもないようなものだと感じたので、それをテープに録音する。
- 【1991年】松下氏より「遺書」を受け取る。
■ 92年、松下氏は胆石で緊急入院、一命を取り留める。
- 【1992年】学習塾の方針を転換する。学習塾を文化運動の一環とし位置づけて、塾名も《光でできたパイプオルガン》に変える。
■ 松下氏との意見交換の場を「コピー端会議」と呼び、毎週1回開く。96年5月3日まで。
- 【1996年】5月、松下氏「心不全」のため他界。
15年前の予感の通り、お骨拾いまでお付き合いさせていただく。

- 〔まとめ〕① 1996年の神戸大学の全共闘運動の敗北過程で、＜正常化＞に対して生涯をかけて拒否する意志において共通していた。
- ② 他人は、松下氏が親分で私をその子分のように見ているかも知れないが私は、松下氏に対して一貫して自分の意見をはっきり言ってきた。
- ③ 思想的な立場は、共通する部分もあったが、違う部分もかなりあった。それでも、私と松下氏とは、いつも和やかな雰囲気でも論争できていた。

1996.5.18 作成

友田清司

友田清可先生の著作を伝へて下さる方が、松島
先生の「詩神」の評書、教育に於ける時代、p. 205、208
所収論稿の本と、供養の書と込め、松島先生の
贈呈といふこと。20冊社。友田先生の送と申して下さ
る。

友田先生の「書言」も取りこむるに補えよう
か。連絡とて、相談して欲しいと仰ることを承りました。

私、松島先生の知れぬ書言の時、書言も
ついでにあつた。友田先生の書言から書言の

書言を授けよう。彼等の書言を今、書言。
友田先生の「書言」の書言の書言。

友田先生の「書言」の書言の書言。

(196.5.20)

友田先生

急いで「仕事」にしています。

電話連絡がほとんどです。

規則違反

それ程心配する程の体ではありません。薬を常服

していません。

（無事）と同じような行動です。

（無事）
（3/26頃）

昨日、「東京地裁」の支援と連帯の意思表示の

ため、「東京地裁」と「東京地裁」の共同署名です。

と書いておりました。5/26(日)に「東京地裁」の共同署名

（海部）で「東京地裁」の共同署名。東京地裁、東京

地裁で「東京地裁」の共同署名。月日の表示は

「東京地裁」や「東京地裁」の共同署名。1/26頃

表示して下さるべきです。お名前が「東京地裁」

代にお名前が「東京地裁」です。また「東京地裁」可能

限り「東京地裁」で「東京地裁」です。

社会等々時々の「東京地裁」の共同署名。小田原地裁の共同署名

「東京地裁」が「東京地裁」の共同署名が

「東京地裁」の共同署名が「東京地裁」の共同署名。

('96.5.28)

湖踏レトタリ 大変おもしろい感じがした。

松下さんの家へお昼飯して帰るとおもしろい感じがした。田舎の風景。

帰りの電車でもほろほろと泣いてしまった。涙が止まらな。

船の急ぎお礼の気持ちもまたおもしろい。

定価1854円(本体1800円+税54円)

教育カルト

五十嵐良雄

の時代

教育カルトの時代



五十嵐良雄

現代書館

現代書館

〈付記〉

ここで述べられていることは、突きつめて言えば、概念知と体験知という問題に帰着することなのであろう。解法暗記法というものを中心としたペーパーテストによって試される現在の試験制度。これはコンピュータに答案を入れて採点するために必然的につくり出された問題形式の典型的なパターンである。この方式によって、人びとの能力が試されていく出題形式によって選ばれていくのが現在のすべての試験制度である。こういう試験によって人びとが選ばれていく限り、学校教育の主体は、実質的に、そのための訓練を基本としていくものに化していくことは明らかであろう。そういう訓練はまた必然的に、人びとの思考能力を喪失させていくことは間違いない。ということは本来の在るべき知識の習得の仕方を人びとのなかから喪失させていく。

エリートコースに乗って生きていく人びとはしたがって体験から学ぶという思考様式を完全に喪失させられていく。そういう意味において実習体験ともいえるべき病院実習や教育実習は現在の文明社会にあつては限らない意味をもたらししていくと思う。教育と実践の統一は、現在の教育制度下においては極めて重要な意義をもつものであるといえよう。

「紅衛兵の時代」と全共闘の時代

時代の思想は自己総括の体験のなかから

どのような、激動する時代に遭遇しようとも、その時代の動向に歴史の主体者として、意識の世界で積極的にかかわろうとしない限り、その人間にとっては、変わりない日常性が続いているだけである。

明治維新があろうがなかろうが、第二次世界大戦が始まるのが、始まるまいが、またその世界大戦が、どのように終結しようがしまいが、なんらかの方法で、その時代の動向に主体的にかかわらない限り、その人間のなかには、明治維新も世界大戦も存在してはいない。いつもいつも時代の流れに流されているだけである。

つまり、常にその時代の状況に対応して生きていくというのが、率直に言って庶民大衆の生きていく姿そのものである。少なくとも知の世界にかかわって生きようと志すならば、その人間の人生の途上で、特に青春期にある人間にとって、その時代の激動は、深くなにかをその人間のなかに決定的な仕方で刻み込んでいるはずである。思想というものは、そういう仕方で形成されていくもの

だ。

例えば、私の六十数年にわたる、これまでの生涯において、私の思想形成において、決定的とも思われるなにかを刻み込んできたのは、やはり、第二次世界大戦直後の、時代の激動期に私の青春が重なったということである。また、その敗戦体験に匹敵する私にとっての時代の激動はやはり一九六〇年代後半から開始され、一九七〇年代初頭に閉塞していった全共闘の大学闘争であったということ。この二つの時期に、私の思想の核は決定的な仕方で形成されていったと思う。少なくとも知の世界にかかわって生きている限り、この二つの時期の時代の激動に生きた自分の体験に、限りなく、私はこだわり続けていきたい。

ところで最近眼にした、張承志著『紅衛兵の時代』(岩波新書)は、教育に関する私の念いをさらに深くした。一九六〇年後半に世界を震撼させた中国の文化大革命の発端をつくり、その文革(文化大革命)の中心をなした紅衛兵運動は、中国全土の学校教育を数年間にわたって全面的に閉鎖させてしまった。世界教育史上、それは全く想像を絶するほどの大事件であった。

著者である張承志は、まさに、この「紅衛兵」という名称を最初に生み出した人物であり、当時(一九六五年九月)清華大学付属中学の生徒であり、日本の高校二年に当たる一七歳の少年に過ぎなかった。エリート中のエリートで、激烈なる競争試験を経て秀才が最も多く集まるという清華大学付属中学からその付属の高級中学に合格した翌年の出来事であった。時代の激動をもろに受けた、感性豊かな彼ら張承志ら数名の生徒たちは、学校教育に関する根源的な問題を提起したのである。

改めて私が眼を開かせられたことは、この中学生が提起した、この学校教育に関する根源的な問題は、中国革命の在るべき姿との関連で提起されているが、日本の全共闘の大学闘争で提起された問題と、その本質的なところで全く同じ問題であったということである。

もちろん中国の国家権力は、清華大学当局(学校権力)が、手におえなくなるや、工作組を派遣してその弾圧に乗り出した。しかし、その中学生(日本の中学と高校に当たる)らの主張の正当性に押し込まれた工作組は、国家権力の直接弾圧を要請した。

燎原の火の如く、中国全土の小中高大の生徒、学生を巻き込んで展開されていったこの紅衛兵運動は、毛沢東を頂点にして中国の国家権力そのものを革命的方向に向かって危機的状況に追い込んだ。

しかし、数年前の一九八九年の天安門事件と同様に、最終的には、徹底的な弾圧を受けて、その運動参加者は、さまざまな方法や形態をもって処分され、追放されていった。その点では、全共闘の大学闘争と同様であった。問題は理不尽な仕方でも処分され追放されていった生徒、学生たちの、その後の生き方である。

生体として、生きていくために、さまざまな仕方でも体制に妥協し、沈黙を余儀なくされていったことは言うまでもない。また心にもなく、転向して生きざるを得なかった。

そのなかで、この著者である張承志は、「俗に媚びること」をいさぎよしとせず、それから二十五年の歳月を経た後に、自分の紅衛兵体験を自己総括したのが、この著書である。

学校教育や大学問題とかかわって激動する時代に生きた日本の私たちも、少なくとも全共闘の大学闘争に主体的にかかわって生きた私たちは、紅衛兵運動体験者と同様に、新しい時代状況を切り開くために、無数の自己総括を公にしていかなくてはならないと思う。

教育や学校にかかわる真の思想というか、現在のより根源的な思想は、日本においては、全共闘を中心に展開された一九六〇年代末から一九七〇年代初頭の自己体験の総括を抜きにしては、私はやはり生み出され得ないであろうと思う。

私の知る限り、一貫して、この大学闘争の総括を今なおより深く掘り下げながら、文章化し続けているのは、元・神戸大教員の松下昇氏唯一人のようである。松下氏の出している論稿を多くの人びとは眼にしてほしいと思う。(連絡先、神戸市灘区赤松町一の一)

〈付記〉

敗戦直後の私たちの、革命運動の一翼を担った学生運動においても、理不尽な学生処分に関して、闘ったのはほとんど、その処分は不当である。処分撤回せよ、ということであった。それに対して全共闘の学生運動は、「処分撤回」ではなく、どういつ権限や根拠なり理由なりに基づいて、学生処分ができるのか。そしてさらに、その処分を行なったのは一体どういつところであり誰がそのことに関して責任を負うのか。

つまり「大学当局」という名辞そのものの実体に迫っていく対象認識の方法が闘争の基本をなしたということである。そのため、大学自治という名辞の実体である教授会そのものの姿が白日のもとにさらされてしまった。すると大学というところはまさに無責任体制そのものに過ぎないという実体が明らかにってしまったのである。

中国におけるこの紅衛兵運動も中国革命の名のもとに行なわれていた学校教育の実体も、そうしてその学校教育の実体を通じて国家の実体までも明らかにされていくと同時に権力を掌握している人びとの生活の実体やその人びとの生き方までが、明らかにされてしまったのである。日常性の世界が崩壊したとき、そこに現出した世界こそ、まさにこの世の実体であるということなのである。

俗に媚びて何が変わるか

なぜ、ラジカルに問題が問われないのか

マルクスの「ヘーゲル法哲学批判序説」に、次のような一文がある。

「ラジカルということは、物事を根源から認識することである。ものごとを根源から認識することをラジカルというのである」と。ところで、「人間にとっての根源とはなにか」という問いに答えて、マルクスは述べている。

「人間にとっての根源は、実は人間そのものなのである」と。

(五十嵐良雄氏)

左記の新聞切り抜き記事は、大阪本社版である。

朝日新聞東京本社版の方は、記事と掲載の白い紙、関係地元の朝日読者は、

松下の死を知りながらこのような記事である。産経新聞の夕刊フジが最も大きな

スペースをとり、松下の死について書いておりました。

私の現実認識の根本は、その人物が確かな人間であるか、従って、その思想や

理論がどうか、その人の確かな人間性があるか、松下の思想や理論は

私にはほとんど理解不能でしたが、最後まで彼を尊敬してまいりました。

一九九六年五月

朝日新聞 夕刊

朝日新聞大阪本社
大阪府北区中之島3-2-4
電話 06-231-0131 〒530-11
朝日新聞大阪本社1996

「元神戸大講師」松下山昇氏死去



一九六〇年代後半から七〇年代にかけて、神戸大学で反大学運動を続けた、元神戸大学教養部講師・ドイツ語の松下山昇(まつしたのぼる)氏が六日、急性心不全のため、神戸市の自宅近くの路上で倒れ死していったことがわかった。六十歳だった。遺族によると葬儀はすでに済ませている。自宅は神戸市灘区赤松町一の一〇二。教養部ドイツ語講師だっ

一九六九年二月、大学紛争にからみ「旧大学秩序維持に役立つ一切の労働(授業、試験など)を放棄する」と宣言。パリケード封鎖した学生を支持し、授業や入試事務を拒否するなどして「造反教団」と呼ばれた。七〇年五月、授業を妨害したとして威力業務妨害などの容疑で兵庫県警に逮捕された。同年十月には、大学から懲戒免職処分を受けしたが、大学内の研究室に居座って廊下で文芸雑誌を置くなど「キャンパスジャック」と呼ばれた闘争を続けた。

松下さんと晩年まで親しかった神戸市の学習塾経営者 友田潤吉さん(左)によりますと、松下さんは夜勤の仕事をしていて、一闘争に際しては夜勤を辞めて、帰省する途中、心臓発作を起こしたものとみられる。

友田さん(左)に会った「遺書」が残されており、フロッピーで「死」の通知はどへも不要。風のたよりを任せろ。葬儀はなし。遺品は破壊、複写、刊行をせよ。基本的に読衆としてよいと書かれていた。

二十六年午後一時から神戸市灘区野通三の一〇の「一八の学習塾」光でできたパイプオルガンで知人らが追悼会を開く。申し込みは友田さん(078-8861100)へ。

新毎日

大阪府北区梅田3丁目4番5号 〒530-51 電話(06)345-1551
郵便振替口座 00920-0-450 朝日新聞大阪本社
毎日新聞社1996



神戸大の元「造反教団」松下山昇さん死去

六十代後半から七〇年代にかけて神戸大学教養部(当時)の「造反教団」として知られた元講師(ドイツ語)、松下山(まつした)のぼる氏が、今日(22日)午前10時15分ごろ、神戸市内の道路上で急性心不全のため亡くなった。60歳だった。自宅は神戸市灘区赤松町一の一〇二。

松下氏は心臓病の診断を受け、「死」の通知はどへも不要。風のたよりを任せろ。葬儀はなし。遺品は破壊、複写、刊行をせよ。基本的に読衆としてよいと書かれていた。

松下氏は神戸大学紛争のさなか「旧大学秩序の維持に役立つ一切の労働(授業、試験)を放棄する」と宣言。パリケード封

横濱紙 五月二十五日付のもの。

60歳 学園革命家。路傍の死(A)

96(号)の夕刊フジ

反安保の闘士、10回以上逮捕され



松下昇氏

のぼるさん(神戸市灘区)に病院に運ばれたが、間もなく死亡が確認された。赤松町、享年六十歳。六月六日に死亡したこと、保険証から、現場近くに居たことがわかった。十回以上の逮捕、住む松下山と分り、駆の独断講師とされたが、昭妨害で告発されたことも、挿にも反権力を負った、学園革命家の

夕焼け屋でのいざこざ

最期は路傍の死だった。けつじた奥さんによって本神戸市灘区高羽町の住民から「男の人が倒れていた」と一九番が入った。六月六日午前十時すぎ、は急行した。救急隊が現場に急行した。この灰色のスボン、黄土色のシャツと紺色ジャケットの男性が倒れていた。すぐ、きませんでした(警察関係)。

元神戸大講師 急性心不全

一九〇年代後半から七〇年代にかけて、「反大学活動」を続け、生徒全員に署名を促した「道反教宣」として知られる元神戸大講師、松昇(まつ)氏。

死の間まで大学闘争を続けた唯一の教員(B)

元 神戸大 学 独 文 担 当 の 松 下 昇 氏

文化知識人会議代表委員

五十嵐良雄

でも中止させられた。



逮捕された学生数においても、また結成された新左翼及び新右翼の政治党派の数においても、更にまた、大学を追われたり、大学に愛想を尽かして、辞めていった教授研究者の数においても、近代日本の大学史において、想像を絶するような数を生み出した大学闘争が、一九六〇年末から一九七〇年初頭に、全国各地で展開された。いわゆる全共闘の大学闘争がそれである。

大学の知の世界に、それなりにかかわって生きていた一九三〇年(昭和五年)生まれの私にとって、この大学闘争は第二次世界大戦の敗戦体験にも匹敵する程のものであった。大学そのものの存在の根拠が問われるだけでなく、大学そのものの解体まで目指されて、この全共闘の運動や活動は展開された。そのため、日本の帝国主義大学のトップに君臨していた東京(帝國)大学の一九六九年度入試ま

とところで、この全国各地の大学で展開された全共闘の大学闘争のなかで、最も鮮烈に、そして最も深い思想をも

捕され、大学を懲戒解雇されたが、大学の廊下で一時、夕焼け屋を閉く独自の闘争も行った。その後、人事院に不服を申し立て、さきに「人事院の審理が遅れているのは違法」として訴えた。「原告

昭和十一年三月、奈良県生まれ。東大大学院修士課程を修了後、神戸大教養部主任(内)に在り、公務執行妨害で告発されたことも、

昭和十一年三月、奈良県生まれ。東大大学院修士課程を修了後、神戸大教養部主任(内)に在り、公務執行妨害で告発されたことも、

昭和十一年三月、奈良県生まれ。東大大学院修士課程を修了後、神戸大教養部主任(内)に在り、公務執行妨害で告発されたことも、

昭和十一年三月、奈良県生まれ。東大大学院修士課程を修了後、神戸大教養部主任(内)に在り、公務執行妨害で告発されたことも、

昭和十一年三月、奈良県生まれ。東大大学院修士課程を修了後、神戸大教養部主任(内)に在り、公務執行妨害で告発されたことも、

昭和十一年三月、奈良県生まれ。東大大学院修士課程を修了後、神戸大教養部主任(内)に在り、公務執行妨害で告発されたことも、

昭和十一年三月、奈良県生まれ。東大大学院修士課程を修了後、神戸大教養部主任(内)に在り、公務執行妨害で告発されたことも、

昭和十一年三月、奈良県生まれ。東大大学院修士課程を修了後、神戸大教養部主任(内)に在り、公務執行妨害で告発されたことも、

昭和十一年三月、奈良県生まれ。東大大学院修士課程を修了後、神戸大教養部主任(内)に在り、公務執行妨害で告発されたことも、

昭和十一年三月、奈良県生まれ。東大大学院修士課程を修了後、神戸大教養部主任(内)に在り、公務執行妨害で告発されたことも、

昭和十一年三月、奈良県生まれ。東大大学院修士課程を修了後、神戸大教養部主任(内)に在り、公務執行妨害で告発されたことも、

昭和十一年三月、奈良県生まれ。東大大学院修士課程を修了後、神戸大教養部主任(内)に在り、公務執行妨害で告発されたことも、

昭和十一年三月、奈良県生まれ。東大大学院修士課程を修了後、神戸大教養部主任(内)に在り、公務執行妨害で告発されたことも、

昭和十一年三月、奈良県生まれ。東大大学院修士課程を修了後、神戸大教養部主任(内)に在り、公務執行妨害で告発されたことも、

昭和十一年三月、奈良県生まれ。東大大学院修士課程を修了後、神戸大教養部主任(内)に在り、公務執行妨害で告発されたことも、

0点教師の生きざま

(加藤 達也)

入院されて大手術を受ける直前に遺書を届けて下さる一方で「必ず生還してきます、転んでもただでは起きない」と語り、その言葉通り、病床体験をもとに見事な医療論を展開してくれた松下さんが、なぜかふっと消えてしまいました。願わくば、此岸を離れる瞬間に脳裏に去来したことを伝えてほしかった。フィッシャー・デイスカウの絶唱「冬の旅」を聴きながら、日ごとに深まる寂寥感をかみしめています。

『4・22付のお手紙や、それまでの共斗に力づけられつつ作成した概念集・別冊2（ラセン情況論）をお送りします。例によって、という以上に過激な内容という評価が多いでしょうが、山浦さんはむしろ私の着実な模索をかんじとって下さるものと期待しています。裁判所あて準備書面は一読して驚きました。対等の立場で議論すれば反論できない指摘ばかりですね。これまでの全過程についても、そういえませんが。これを無視し抑圧してくる裁判所へ国家への怒りをあらためて痛感します。 96・5・2 松下 昇』

（ラセン情況論）の遺言めいた「あとがき」に不安を感じながらも、まさかこれが松下さんからの最後の便りになっていたとはつゆ知らず、5・11に返事をしたためて投函しました。その翌日、遺書の趣旨を察知した（風）が訃報を運んできてくれたのです。なにげなく「共斗」と書いてしまう私たち60年安保世代にとって最も信頼しうるかけがえのない共斗者、そして人類が出会った至上の表現者（詩人）を失ってしまった。

いつも励まされ力づけられていたのは、もちろん私の方です。5月17日、科技庁官僚と原子力産業界の構成員で埋め尽くされた法廷で論述しながら、「まだへ」を投げるのは早過ぎますよ」と微笑している松下さんの視線を意識していました。

有馬朗人（元）東大総長の認識水準を批判した拙文で『六九年当時、有馬氏とは対極の地平に立って「この闘争をかすめる一切のテーマを、自分の必然的なテーマとの関わり合いの上でとらえていく」と宣言し、大学闘争で提起された諸テーマを徹底的に対象化し普遍化することを目指して、おそらく誰よりも的確に、そして深く、その後の情況の本質と基底に迫る膨大な表現パンフを自ら刊行しつつ、曰く言い難いたたかいを現在も持続している松下昇という人がいる』と記しました（概念集12）。

その凄絶なたたかいを継承し、松下さんの存在を現在形から未来形へ止揚していくのは私たちの責務なのでしょうが、少なくとも私と松下さんの力量の差は如何ともし難く時間も残されていません。刊行委の頼りない一員に過ぎなかった私にできることは、最後に読んでいただいた準備書面および近く「げんこくだん」に掲載予定の擬制の告発38「破防法の適用対象が仮にありうるとすれば、それは我が原子力崇拜宗教国家機関自体である」を（ラセン情況論）に付加させていただくことくらいです。不眠症になりかけていますが、せひ夢の中でご意見を聞かせて下さい。その際（彼岸情況論）を語って下さるかも知れませんか！ n次元の世界を求めて彼岸のさらに彼方へ踏み込んで行く姿が浮かんできます。私もいずれ・・・

平成五年（行ウ）第四号

日本原燃株式会社六ヶ所再処理・廃棄物事業所における

再処理事業指定処分取消請求事件

原告 大下由宮子

外一五七名

被告 内閣総理大臣

準備書面（七八）

本件施設には必要性・経済性が全くなかった——ATR・FBR開発計画とプルサーマル計画の挫折による「プルトリウム需給見通し」の破綻

一九九六年五月一七日

青森地方裁判所 民事部 御中

右原告ら訴訟代理人

弁護士 浅石紘爾

同 高橋 牧夫

同 金沢 茂

同 竹田 周平

同 浅石 晴代

同 小野 允雄

同 澤口 英司

同 石岡 隆司

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小田切達	内藤隆	海渡雄一	伊東良徳	東澤靖	佐藤容子	水野彰子	齋藤護	里見和夫	

一、プルトニウム利用計画の相次ぐ挫折

原告側は準備書面95・11・10付(四)および96・2・2付(五)において、六ヶ所再処理計画が明白に挫折の一途をたどりつつあることを指摘した。要約すると、

1、高速増殖炉(FBR)でのプルトニウム需要が計画通りにならないのは海外で実証済みであること、軽水炉でのMOX(ウラン・プルトニウム混合酸化物)燃料利用は作爲的なプルトニウム需要であり容易に余剰に転化しうること(MIT報告)

2、昨年八月、大間町の新型転換炉(ATR)実証炉計画が建設費高騰を理由に突然白紙撤回され、ATR開発計画は事実上消滅したこと

3、そしてMIT報告を裏付けるかの如く、昨年一二月八日に発生したFBR原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏洩火災事故によってFBR開発計画も頓挫し、プルトニウムの一層の余剰が確実にまったこと

4、次いでこれもMIT報告の予測通り、本年一月二三日、福島・福井・新潟の三大原発立地県知事が「地元軽水炉でのMOX使用(プルサーマル)計画は、もんじゅ

事故の原因究明と安全対策の徹底が行なわれるまで受け入れられない」と表明し、一九九四年六月に決定された「原子力の研究、開発および利用に関する長期計画」（新長期計画）の見直しを求める提言書を本件被告・内閣総理大臣に提出したことによって、プルサーマル計画も暗礁に乗り上げてしまったこと

5、このように僅か半年の間に我が国のプルトニウム利用計画が次々と挫折して行く中で、同じく一月二三日、電気事業連合会と日本原燃株式会社は、六ヶ所再処理工場（および高レベル廃棄物貯蔵施設）の建設コストが当初計画の八千四百億円から一兆七千億円に膨らむことによる大幅な設計変更を含む建設計画の見直しを発表して、自ら再処理工場計画の終焉を暗示したこと

以上の経緯から本件施設の必要性がなくなったことは誰の目にも明らかであるが、新長期計画に基づいて策定されたプルトニウム需給見通しが殆ど破綻し、さらに、その後判明した建設コスト高騰の実態から経済性も皆無になった事実を以下に論述する。

二、我が国の分離プルトニウムの供給、消費、在庫の実態

近年、我が国のプルトニウム利用計画の不透明さに対する国内外の批判が高まり、原子力委員会は「分離プルトニウムの管理状況」を原子力白書九四（平成六）年版から公表するようになった（表Ⅰ）。原発サイトの使用済み燃料中に含まれるプルトニウム量も明記すべきであるし、また表の数値は全て年度末における管理量（在庫量）を表わすもので、原子炉等における燃料としての年間の消費量は具体的に記載されていないが、九五（平成七）年版（表Ⅱ）と比較すると、年間の供給量と消費量が判り、今後の在庫量の推移を予測することができる。

- 1、九四年度のプルトニウム回収量（供給量）は、東海再処理工場の一一一キログラムと海外における二トン五二三キログラムの計二トン六三四キログラムである。
- 2、一方、全在庫量は九三年一二月末で一〇トン八八一キログラム、九四年一二月末で一三トン七二キログラムだから、一年間に二トン一九一キログラム増加している。
- 3、従って差し引き四四三キログラムを「もんじゅ」等で実際に消費したことになる。

4、九三年度の東海再処理工場のプルトニウム回収量は四二一キログラムであるが、後述の供給見通しで被告自ら認めているように、年平均〇・六トン（核分裂性プルトニウムで約〇・四トン）程度の供給は十分可能である。また英（BNFL社）・仏（コジェマ社）との再処理契約によって、年間二・五トン前後のプルトニウムが二〇一〇年まで海外に自動的に蓄積されて行く。さらに我が国を最大の顧客とする英THORPも九四年に操業を開始した。即ち、年間三トンを大きく上回るプルトニウム供給（能力）が今後一六年間継続することは明らかである。

5、九四年一二月末の国内在庫量は四トン三五二キログラム、海外在庫量は八トン七二〇キログラムであるから、右の供給ペースで推移すれば、今世紀末（五年後）の蓄積量は、それぞれ約七・四トン、二一・二トン、計二八・六トン、二〇一〇年末（一六年後）の蓄積量は、それぞれ約一四トン、四八・七トン、計六二・七トンに膨れ上がることになる。一、で述べた状況は、これらの殆どが余剰と化すであろうことを示唆しているが、次に需要予測との関連で具体的に示す。

三、新長期計画に基づく「プルトニウム供給見通し」の破綻

新長期計画の核心はプルトニウムの全面利用であり「二〇〇〇年過ぎに六ヶ所再処理工場の運開、二〇〇〇年代初頭にATR実証炉の稼働とFBR実証炉の着工、軽水炉でのMOX燃料の使用は九〇年代後半の少数基から始めて二〇一〇年までに十数基」を目指し、これらが順調に進むことを前提に作成されたのが「我が国のプルトニウム供給見通しについて」である（表Ⅲ、第二分科会報告書、原子力白書九四年版）。

九四年～九九年、二〇〇〇年～二〇一〇年のそれぞれについて供給がバランスするように作られているが、その内実が単なる机上の試算に過ぎなかったことを本年一月三〇日に発行された九五年版（表Ⅳ）が証している。

なお表Ⅰ・表Ⅱは非核分裂性の同位体を含む「全プルトニウム」量で、表Ⅲ・表Ⅳは何故か「全プルトニウム」の約七割に相当する「核分裂性プルトニウム」で表示されている。供給見通しの数値が余りに過大ゆえに姑息な配慮をせざるを得なかったものと思料されるが、以下、全プルトニウムに換算した数値も適宜示す。

1、九五年版に「もんじゅ」事故の記述は全くなく（原子力安全白書の刊行は延期）九四年～九九年の需給見通しに変更は見られないが、ATR原型炉「ふげん」の存在意義はなくなり、FBR実験炉「常陽」の役割は既に終わっている。また今回のナトリウム漏洩火災事故が明示したのは「もんじゅ」が原型炉の名を借りた巨大な実験炉であったという事実である。事故データの隠匿、改ざん、虚偽報告のみならず、事故後も大量のナトリウムを液状に保つために敦賀市の全世帯分を上回る七六〇万キロワット時の電力を毎月浪費し続けているような、危険性、腐敗性、不経済性きわまる実験炉の存続を市民、県民、全国民が許容する筈がない。

従って、今世紀末までの国内累積需要約四トン（全プルトリウムで約五・七トン）は不要になったことになる（表Ⅰと表Ⅱから九四年度の「研究開発」での消費量はゼロである）。仮に、予算消費の名目で「常陽」「ふげん」を稼働するとしても、合わせて高々年間〇・一トン程度であり、現在の国内在庫量のごく一部で間に合うから、東海再処理工場からの供給も一切不要である。

2、二〇〇〇年～二〇一〇年（特に二〇〇〇年代後半）における国内累積供給見通し「六ヶ所および東海再処理工場から約三五～四五トン（全プルトリウムで約五〇～六四トン）」に変更はないが、九四年版の需要項目「ATR実験炉約〇・五トン／年」が九五年版では急遽「全炉心MOX-ABWR約一・一トン／年」に置き換えられ、累積需要約三五～四五トンは変えずに数字のつじつま合わせに腐心している。

3、日本原子力発電は「もんじゅ」の事故解析が五里霧中の中で、本年一月二二日、臆面もなく二〇〇〇年代初頭にFBR実験炉の着工を目指すことを公表し、世論の憤激は一層高まった。正気の沙汰ではない。このうえ一〇〇～一三〇万キロワット級の実験炉の建設を誰も認めるわけがない。従って「常陽」「もんじゅ」「ふげん」と幻想の「FBR実験炉」を合わせた二〇〇〇～二〇一〇年の累積需要一〇～一五トン（全プルトリウムで約一四～二一トン）は殆ど不要になったと言ってよい。

このように「もんじゅ」の事故は決定的であったがゆえに、被告らは逆にこれを軽視する姿勢を取り続けているのである。

4、かくてATR・FBR計画の挫折によって、九四年～二〇一〇年の総需要のうち約一四〇～一九トン（全プルトニウムで約二〇〇～二七トン）は消滅し、表IVの「1、国内において回収されるプルトニウムの需給見通し」が全く破綻してしまったことは明白であるが、この膨大な量が総需要見通し六九〇～七九トン（全プルトニウムで約九九〇～一一三トン）の約二割に過ぎないことに我が国のプルトニウム利用計画の非常識さが端的に示されている。

ストックホルム国際平和研究所等の試算によると、全世界に存在する民事用の分離プルトニウム量は九三年末の時点で約一一〇トン（原子力白書九五年版、一二六頁）、また、過去三〇年間における全世界の民事用プルトニウムの消費量は約三四トン（エネルギーレビュー、九五年五月号、核燃料リサイクルに関する国際円卓会議報告）とされており、これらと比較すれば我が国の総需要見通しが如何に破天荒な数字であるかが判る。国際円卓会議で米・元政府高官を含む国内外の専門家から徹底的な批判が相次いだのは言うまでもない。

5、総需要のほぼ八割に相当する約五五〇～六〇トン（全プルトニウムで約七九〇～八六トン）はMOX燃料利用として計上されているが、このうち否応なしに蓄積されて行く海外再処理量に対する需要約三〇トン（全プルトニウムで約四三トン）自体が量的に国際的な許容範囲を遙かに逸脱していることは前記の事実から明らかであり、これに加えて、六ヶ所と東海再処理工場からの供給を前提とした約二五〇～三〇〇トンに及ぶ常軌を逸した更なる利用計画が国際的に認められる筈がない。

以上から、九四年～二〇一〇年の国内累積供給約三九〇～四九トン（全プルトニウムで約五六〇～七〇トン）の必要性は微塵もなくなったと言ふべきである。

6、被告は「全炉心MOX-ABWR」を九五年版に初めて登場させ、二〇一〇年頃までの海外累積回収量約三〇トンについて「基本的には、海外でMOX燃料に加工した後、我が国に返還輸送され、全炉心MOX-ABWRおよび軽水炉で利用する」としているが、昨年八月二五日、原子力委員会が決定した「新型転換炉実証炉建設計画の見直しについて」（資料編）の記述内容は甚だしく主体性を欠くものである。

「実証炉はそもそも実用化に至る前段階のものであり、それ自体コスト高となることはやむを得ない」と他人事のような言い訳に終始したあげく、「全炉心にMOX燃料を装荷することにより新型転換炉実証炉の二倍強の量のプルトニウム利用が可能であり、プルトニウム需給バランスも確保される」と電事連の代替案を手放して評価しているだけである。技術的見通しについても、「電気事業者において予備的評価がなされたところ、内容については概ね妥当であると判断され、現在柏崎刈羽原子力発電所において建設中のABWR（改良型沸騰水型軽水炉）の基本仕様の変更を伴うことなく実施可能との技術的見通しがあると考えられる」程度で、何らの主体的検討を行なうことなく、単に需給バランスの破綻を取り繕うために電事連が思いつきで持ち出してきた代替案をそのまま鵜呑みにしたに過ぎない。

ここには、自ら立案し決定した新長期計画の根幹の一つが一年にして崩壊してしまった深刻な事態に対して最大の責任を有する国家機関としての真摯な総括、反省、自己点検の痕跡、なかならず地元大間町住民に対する釈明と謝罪の意思表示など、対に許されない。

ひとかけらもない。被告の言う世界初のABWR型・柏崎刈羽原発六号機（一三五万六千キロワット）は去る一月二九日に試運転を開始したが、早くも二月二三日、最も懸念されていた原子炉内蔵型再循環ポンプの故障で手動停止し、ABWR自体が実験炉の段階にあることを実証した。これを上回る出力一三八万三千〜五千キロワットとされている全く未知数のMOX実験炉を大間町住民に押しつける蛮行は絶対に許されない。

7、もともと軽水炉でのMOX燃料利用計画は、海外におけるプルトニウム供給過剰に対する国際的な批判をかわすために立案された非現実的な余剰減らし対策であり、IPPNW（核戦争防止国際医師会議）をはじめ、国内外の専門家から多くの問題点が厳しく指摘されている。例えば、

- ① 再処理施設とMOX燃料加工施設は世界の限られた所にしかないので、大量のプルトニウムとMOX燃料を何千キロも長距離輸送しなければならないこと
- ② MOX燃料の加工費はウラン燃料より遙かに高く、輸送費、警備費、保障措置費

等を加算すると、ウラン燃料コストの三倍を超えると予測されること

③ MOX燃料加工施設の稼働はウラン燃料加工施設と比較して、より大きい事故の危険性と労働者被曝をもたらすこと

④ ウランとプルトニウムは、中性子に対する核反応断面積、核分裂に際して発生する中性子の割合やエネルギー等がそれぞれ異なり、これに起因するMOX燃料固有の核物理的特性は、ウラン燃料用に設計されている軽水炉では安全上不利に働き、炉心の反応度制御機能や原子炉停止余裕が減少すること、放射性気体クリプトン・キセノンの放出量も増加すること、このように本質的にマイナス条件を持つMOX燃料は、仮に使用するとしても高々全炉心の三割程度に限定されてしまうこと

⑤ 原子炉安全余裕の減少は苛酷事故の可能性を確実に増大させ、事故に際して放出されるプルトニウム、ネプツニウム等のアクチニド元素の影響は計り知れないこと

⑥ MOX燃料利用は使用済み燃料の僅か一パーセントに相当するプルトニウム利用に過ぎず、その他は全て廃棄物として残り、廃棄物問題が一層深刻になること

⑦ MOXを核兵器用のプルトニウム金属に変換するのは容易であり、転用に対する国際的な保障措置は実質的な力がなく、世界の核拡散につながること

このようにMOX燃料利用は、技術的困難性や非経済性以外にも様々な難題を抱え込んでいる。現在フランス、ドイツなど数ヶ国で試行錯誤的に行なわれているが、MOX加工施設のプルトニウム処理能力は、ベルギー、フランス、イギリスを合わせても僅か数トンに過ぎず（表V）、見通しが全く不確定な段階にある技術である。とりわけ輸送上最も不利な立場にある我が国のMOX計画が順調に進むとは到底考えられない。さらに冒頭で指摘したように、三大原発立地県知事からプルサーマル計画とバックエンド対策（使用済み燃料の将来的な貯蔵保管の在り方、高レベル廃棄物処理問題等）の白紙還元見直しを迫られたことは、MOX燃料利用の遅れに一層拍車をかけることになり、二〇一〇年頃までの海外回収量の大半が余剰プルトニウムと化して残り続けるのは必至である。

以上から、もはや六ヶ所再処理工場の必要性は全くなくなったと言うべきである。

四、六ヶ所再処理工場の経済性は、さらになくなった

本件施設に必要性がなくなった以上、その経済性を論ずることは本来無意味であるが、前回公判の前後に公表された建設費高騰の実態は、仮に近未来において再処理の必要性が生じたとしても経済性など皆無であることを明示している。

1、原告側は93・12・3付訴状において、本件施設の建設予定費八千四百億円に対して、使用済み燃料一トン当たりの再処理コストは海外委託の約一・七倍に相当する二億七千万円程度と予測していた(表VI)。二億四千八百万円の東海再処理工場は一五年間で二千六百六十四億円の累積赤字を出した。九一〜九三年度の同工場の収支状況(表VII)を見ても、再処理は経済的に決して引き合わないことが判る。同工場は去る四月一日に操業を再開したが「もんじゅ」の事故でプルトニウム消費のめどが立たず、今秋以降は未定である。気体・液体放射性廃棄物の放出規制が我が国の五〇倍も厳しいドイツのヴァッカーズドルフ再処理工場は三億二千万円と試算され建設計画は中止された。本件施設も確実に同じ道をたどりつつある。

2、日本原燃株式会社は一月三十一日と四月二四日、本件施設の事業申請時における建設予定費八千四百億円の内訳および計画見直しに伴なう再処理工場部分の直接工事費と間接工事費の変更内容を公表した(表VIII)。高レベル廃棄物施設部分は不明確であるが、見直し前と比較して概算を試みると、

①再処理工場の見直し後の直接工事費一兆六千億円は申請時の約二・八倍である。一方、間接工事費は「直接工事費の二割以内に止めたい(野澤社長)」として二千八百億円を計上し、再処理工場の建設費だけで一兆八千八百億円になるといふ。これは申請時の七千六百億円の約二・五倍である。

②しかしながら、申請時の間接工事費一千九百億円は直接工事費五千七百億円の約三・三割強に相当している。直接工事費の膨張に相応して作業量と借入金も増大するから、人件費・利子等からなる間接工事費だけを大幅に切り詰めることは不可能であろう。この割合で計算すると、変更後の間接工事費は約五千三百億円になる。この場合の建設費は二兆一千三百億円となり、申請時の約二・八倍である。

③ 高レベル廃棄物施設の直接工事費は、「返還ガラス固化体一四四〇本分で約六百億円」を、建設予定の「約三千数百本」に換算すると、約一千四百億円になる。間接工事費は、申請時の直接工事費に対する比率（ $1/7$ ）から二百億円程度とする。建設費は約一千六百億円になる。ただし最終的には八二〇〇本分が予定されているから、この費用は今後数倍に膨れ上がって行くことになる。

④ このように現時点でごく控えめに見積もっても、再処理工場と高レベル廃棄物施設を合わせた総工事費は約二兆四百億円（二兆二千九百億円となり、事業申請時の八千四百億円の二・四〜二・七倍強に跳ね上がったことになる）。

⑤ 被告はATR実証炉からの撤退の理由として「建設費が当初見積もりの三九六〇億円から五八〇〇億円（約一・五倍）に、発電原価は軽水炉の約三倍に大幅に増加すること」を上げた（前掲資料編）。しかるに電気事業連合会は、本件施設の建設費が少なくとも二・四倍を超える見通しになったにもかかわらず「六ヶ所再処理コストは発電原価一キロワット時当たり一円強となり、海外再処理コストの同七五銭

に比べて四割程度割高で、九四年度の原子力発電電力量で換算すると約八百億円の負担増になる」という到底納得し難い試算結果を発表した。見え透いた過小評価をしてはいけない。試算の根拠と詳細を全国民の前に明らかにすべきである。申請時点における使用済み燃料の再処理コストは海外委託の約一・七倍になることを先に指摘したが、これをもとに単純計算すると、見直し後の再処理コストは海外委託の約四・一〜四・六倍にも達しうることを総工事費の膨張は示唆しているのである。

⑥ 今回の建設費増額分のうち約五割は安全対策・設備の増加・設計変更等によるものとされているが、高騰する建設費を削減するためになされた「ウラン・プルトニウム溶液精製工程の簡略化、低レベル廃液蒸発缶と乾燥装置の統合・整理、高レベル廃液貯蔵施設のガラス固化施設への移設」等の主な設計変更は安全余裕の大幅な削減にほかならない。限られた空間に複数の工程と施設を集中させることによって一つの事故が容易に他に波及し増幅し拡大し、取り返しのつかない事態に到る確度は一層高まる。経済性の喪失は危険性の増大と同義語である。

⑦ 経済性の喪失がもたらした更なる危険性は、もう一つの設計変更に表われている。工程と施設を極度にコンパクト化する一方で、使用済み燃料の受け入れ施設は大幅に拡張し、再処理工場の操業開始時期が当初予定から三年遅れて二〇〇三年にずれ込んだにもかかわらず、使用済み燃料の受け入れだけは予定通り開始するとして、来年六月の一五〇トンから始めて、二五〇トン、三〇〇トンと段階的に搬入量を増やし、二〇〇四年度以降は八〇〇トン体制にするという。言語道断である。

原告側は本件訴状において、再処理事業の申請者である日本原燃株式会社は、事業計画の採算、事業失敗のリスク、経営状態、事故時の損害賠償能力、支援会社等、肝心の経理的基礎が全て欠如していることを詳述し（表VI）、原子炉等規制法・第四四条の二第一項三号の要件「事業遂行の技術的能力・経理的基礎」の許可基準に全く適合していない事実を指摘した。野沢日本原燃社長は「経理的基礎の欠如」を自ら認め、再処理工場の建設費を捻出するために使用済み燃料の受け入れを早急に開始せざるを得なくなったのである。と同時に、再処理事業の進展の如何にかかわ

らず、全国の原子力発電所で発生する使用済み燃料を全て六ヶ所村で処分する計画が、被告および原子力産業界の既定方針であったことも疑う余地がない。東京電力柏崎刈羽原子力発電所は、四月一九日に被告に許可申請を出した使用済み燃料貯蔵設備の各号機共用化計画を柏崎地区の各世帯に配布し「当発電所の使用済み燃料の全数を将来的には青森県六ヶ所村に搬出する」と述べている。全国の原発サイトの貯蔵プールに保管されている使用済み燃料は、昨年三月末で約四千六百トンであるから、現時点では五千五百トン前後と推測されるが、このペースで今後累積して行く膨大な量の高レベル物質が低・中・高レベル廃棄物（ガラス固化体）と共に六ヶ所村を埋め尽くすことになる。放射性物質が超高密度で凝集した施設の事故の危険性と、ひとたび事故が発生した場合の「経済性」は論ずるまでもないであろう。

⑧ 建設費増額分の約五割は過去九年間における物価上昇に起因するとされている。もともと非生産的で経済的メリットのない高レベル廃棄物施設を含めて、今後も物価上昇等により建設費がさらに高騰し続けるのは必定である。

表 I (原子力白書 1994(平成6)年版)

70

表2-1-5 我が国のプルトニウム管理状況

1. 分離プルトニウム量 (1993年12月末現在) (単位: kg)

施設名	動燃再処理施設
再処理施設 硝酸プルトニウム (溶解後、分離してから、混合転換工程までのプルトニウム)	288
酸化プルトニウム (酸化プルトニウムとして貯蔵容器に貯蔵されているもの)	38
合計	326

施設名	動燃プルトニウム燃料加工施設
燃料加工施設 酸化プルトニウム (酸化プルトニウム貯蔵容器に貯蔵されているもの)	2,339
試験及び加工段階にあるプルトニウム	790
新燃料製品 (燃料体の完成品として保管されているもの)	140
合計	3,269

原子炉名等	常陽	もんじゅ	ふげん	研究開発
原子炉に保管されている新燃料製品並びに研究開発に供されているもの	15	637	12	425
合計	1,089			

注. 研究開発は臨界実験装置等である。

2. 原料となる酸化プルトニウムの使用状況 (1993年) (単位: kg)

供給量	動燃再処理施設回収量	海外からの移転量
421	1,508	

使用量	もんじゅ	ふげん
454		

3. 海外の酸化プルトニウム (1993年12月末現在)
(基本的に海外でMOX燃料に加工して我が国の軽水炉で利用予定)
(単位: kg)

英 国	1,286
フ ラ ン ス	4,911
合 計	6,197

[原告註] 全在庫量 = 4,684 (国内) + 6,197 (国外)
= 10,881 kg

五、結論

以上から、本件施設の必要性と経済性は一切なくなり、仮に建設し稼働したとしても、火だるま的な赤字と廃棄物の累積を生み出すだけであり、その負担が電力料金のみならず、住専同様、血税流用の形で全国民に転嫁されて行くことは余りにも明らかである。今こそ再処理計画総体を放棄すべき時と言わなければならない。折しも、東京電力ー東芝ーベルゴニークリア社 (ベルギー)、関西電力ー三菱重工業ーBNFL社 (英) のルートで、MOX燃料の加工委託契約が昨年密かに結ばれていたことが判明した。MOX利用に関して何らの合意も与えていない全国の原発地元住民を愚弄する所業であり、被告と原子力産業界はまたも自ら墓穴を掘ってしまったと言うほかはない。

(文責 山浦 元)

表 1-1-10 我が国のプルトニウム需給見通しについて

我が国のプルトニウム需給見通しは、関連する計画の進捗状況によって変わり得るものであるが、現時点での計画の見通しに沿って、国内再処理によって回収されるプルトニウム及び海外再処理によって回収されるプルトニウムの需給見通しを試算すれば以下のとおりとなる。

累積の需給量は、1990年代末あるいは2010年にこの量のプルトニウムを在庫として保有することを意味するものではない。さらに、すべてのプルトニウムは、IAEAの保障措置の下にあり、転用等平和利用以外に使用されていないことが常に確認される。なお、実際の核燃料リサイクル計画を円滑に進めるに当たっては、適切なランニングストックが必要となる。軽水炉の使用済燃料から回収される核分裂性プルトニウムの割合は60~70%と見込まれるが、以下の需給見通しは核分裂性プルトニウムの重量を示したものである。

1. 国内において回収されるプルトニウムの需給見通し

(1)1994年~1990年代末
(年ベースの需給)

①需要 「常陽」、「もんじゅ」、「ふげん」等 約0.6トン/年	②供給 東海再処理工場 約0.4トン/年
---------------------------------------	----------------------------

(累積需給)

①1994年~1990年代末の国内累積需要 「常陽」、「もんじゅ」、「ふげん」等 約4トン	②1994年~1990年代末の国内累積供給 東海再処理工場及び既返還分 約4トン
---	--

(2)2000年~2010年
(年ベースの需給) 2000年代後半

①需要 「もんじゅ」等 約0.8トン/年 高速増殖実証炉 約0.7トン/年 新型転換炉実証炉 約0.5トン/年 軽水炉MOX燃料利用 約3トン/年 合計 約5トン/年	②供給 六ヶ所再処理工場 約4.8トン/年 東海再処理工場 約0.2トン/年 合計 約5トン/年
--	---

(累計需給)

①2000~2010年の国内累積需要 「常陽」、「もんじゅ」 「ふげん」、高速増殖実証炉 新型転換炉実証炉 } 約15~20トン 軽水炉MOX燃料利用 約20~25トン 合計 約35~45トン	②2000年~2010年の国内累積供給 六ヶ所再処理工場及び 東海再処理工場 約35~45トン
---	--

* [約15~20トン]の意味: 「常陽」、「もんじゅ」等の研究開発用には、約20トンのプルトニウムが必要である。六ヶ所再処理工場からの供給量が減少する場合には、一時的に需要が国内供給を上回ることがあり、その場合には、少なくとも約15トンが同工場から供給され、残りを海外から返還されるプルトニウムで補うことにより、約20トンを満たすことになる。

2. 海外再処理により回収されるプルトニウム

①2010年頃までの累積回収量 約30トン	②需要 基本的には、海外でMOX燃料に加工した後、我が国に返還輸送され、軽水炉で利用する。約30トン ただし、六ヶ所再処理工場が本格的に運転を開始する以前において、「常陽」、「もんじゅ」等の研究開発用の国内プルトニウムに不足が生じる場合には、それを補うため数トン程度が利用される。
--------------------------	--

(出典:「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」第二分科会報告書)

表 2-1-5 我が国のプルトニウム*管理状況

1. 分離プルトニウム量 (1994年12月末現在)

(単位: kg)

施設名	動燃再処理施設
硝酸プルトニウム等 (溶解後、分離してから、混合転換工程までのプルトニウム)	710
酸化プルトニウム (酸化プルトニウムとして貯蔵容器に貯蔵されているもの)	126
合計	836

施設名	動燃プルトニウム燃料加工施設
酸化プルトニウム (酸化プルトニウム貯蔵容器に貯蔵されているもの)	2,032
試験及び加工段階にあるプルトニウム	948
新燃料製品 (燃料体の完成品として保管されているもの)	38
合計	3,018

原子炉名等	常陽	もんじゅ	ふげん	研究開発
原子炉に保管されている新燃料製品並びに研究開発に供されているもの	6	15	53	425
合計	498			

注: 研究開発は臨界実験装置等である。

2. 原料となる酸化プルトニウムの使用状況 (1994年)

(単位: kg)

供給量	動燃再処理施設回収量	海外からの移転量
	111	0

使用量	もんじゅ・常陽・ふげん
	323

3. 海外の酸化プルトニウム (1994年12月末現在)

(基本的に海外でMOX燃料に加工して我が国の軽水炉で利用予定)
(単位: kg)

英 国	1,412
仏 国	7,308
合 計	8,720

*核分裂性プルトニウム及び非核分裂性の同位体の合計

$$\begin{aligned} \text{〔原告註〕全在庫量} &= 4,352 \text{ (国内)} + 8,720 \text{ (国外)} \\ &= 13,072 \text{ kg} \end{aligned}$$

$$1994\text{年度の国外増加量} = 8,720 - 6,197 = 2,523 \text{ kg}$$

表9.5 MOX加工施設の状況 (1995年夏現在)

施設名	会社名	地名(国)	設計容量 (トン/年)	状況	依託国
(a) PO	ベルゴ ニュークリア	テッセル(ベ)	35	運転中	フランス、ドイツ、 ベルギー
(b) CFCa	コジエマ	カダラッシュ(仏)	15	運転中	フランス (FBR, LWR)
(c) MDF	BNFL	セラフィールド (英)	8	運転中	スイス (製品空輸)
(a) ~ (c) 小計			58		
(d) ムロックス	コジエマ/ フラマトム	マルクール(仏)	120 →160	1995年フランス、 部分操業 ドイツ	
(e) PI	ベルゴ ニュークリア	テッセル(ベ)	40	建設中	
(f) SMF(?)	BNFL	セラフィールド (英)	120	建設中 操業 98年?	
(d) ~ (f) 小計			280 → 320		
(g) 六ヶ所		六ヶ所村(日)	100	計画中 2000年過ぎ?	

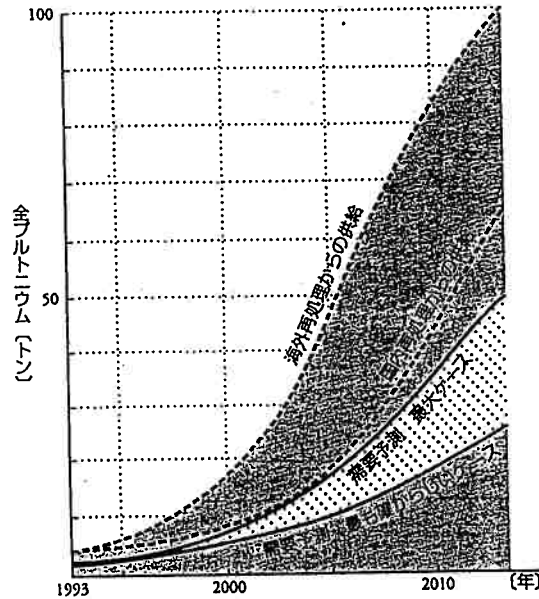


図9.4 日本のプルトニウムの需給予測

[原子力資料情報室]

表 2-1-4 我が国のプルトニウム*需給見通し

我が国のプルトニウム需給見通しは、関連する計画の進捗状況によって変わり得るものであるが、現時点での計画の見通しに沿って、国内再処理によって回収されるプルトニウム及び海外再処理によって回収されるプルトニウムの需給見通しを試算すれば以下の通りとなる。累積の需給量は、1990年代末あるいは2010年にこの量のプルトニウムを在庫として保有することを意味するものではない。さらに全てのプルトニウムは、IAEAの保障措置の下にあり、転用等平和利用以外に使用されていないことが常に確認される。なお、実際の核燃料リサイクル計画を円滑に進めるにあたっては、適切なランニングストックが必要となる。軽水炉の使用済燃料から回収される核分裂性プルトニウムの割合は60~70%と見込まれるが、以下の需給見通しは核分裂性プルトニウムの重量を示したものである。

1. 国内において回収されるプルトニウム需給見通し

(1)1994年~1990年代末
(年ベースの需給)

①需要 「常陽」、「もんじゅ」、「ふげん」等 約0.6トン/年	②供給 東海再処理工場 約0.4トン/年
---------------------------------------	----------------------------

①1994年~1990年代末の国内累積需要 「常陽」、「もんじゅ」、「ふげん」等 約4トン	②1994年~1990年代末の国内累積供給 東海再処理工場及び既返還分 約4トン
---	--

(2)2000年~2010年
(年ベースの需給) 2000年代後半

①需要 「もんじゅ」等 約0.6トン/年 高速増殖実証炉 約0.7トン/年 全炉心 MOX-ABWR 約1.1トン/年 軽水炉 MOX 燃料利用 約2.6トン/年 合 計 約5トン/年	②供給 六ヶ所再処理工場 約4.8トン/年 東海再処理工場 約0.2トン/年 約5トン/年
---	--

(累積需給)

①2000年~2010年の国内累積需要 「常陽」、「もんじゅ」 } 約10~15トン? 「ふげん」、高速増殖実証炉 } 全炉心 MOX-ABWR } 約25~30トン 軽水炉 MOX 燃料利用 } 合 計 約35~45トン	②2000年~2010年の国内累積供給 六ヶ所再処理工場及び 東海再処理工場 約35~45トン
--	--

*[約10~15t]の意味:「常陽」、「もんじゅ」等の研究開発用には、約15tのプルトニウムが必要である。六ヶ所再処理工場からの供給量が減少する場合には、一時的に需要が国内供給を上回ることもあり、その場合には、少なくとも約10tが同工場から供給され、残りを海外から返還されるプルトニウムで補うことにより、約15tを満たすことになる。

2. 海外再処理により回収されるプルトニウム

①2010年頃までの累積回収量 約30トン	②需要 基本的には、海外で MOX 燃料に加工した後、我が国に返還輸送され、全炉心 MOX-ABWR 及び軽水炉で利用する。 ただし、六ヶ所再処理工場が本格的に運転を開始する以前において、「常陽」、「もんじゅ」等の研究開発用の国内プルトニウムに不足が生じる場合には、それを補うために利用される。
--------------------------	---

*核分裂性プルトニウム

表 VII (動力炉・核燃料開発事業団附属明細書および年報)

動燃・東海再処理工場の採算費用(下段:単価、計算値)と再処理役務の収入

	再処理量	再処理運転費	減価償却費	管理費	計	再処理役務収入
91年度	81.7t	98億円 1.2億円/t	91億円 1.1億円/t	37億円 0.5億円/t	226億円 2.8億円/t	136億円 1.7億円/t
92年度	71.0t	97億円 1.4億円/t	80億円 1.1億円/t	39億円 0.5億円/t	216億円 3.0億円/t	202億円 2.8億円/t
93年度	37.0t	91億円 2.5億円/t	73億円 2.0億円/t	42億円 1.1億円/t	206億円 5.6億円/t	89億円 2.4億円/t

【出典】金額は動燃の附属明細書より(1億円未満切捨て) 再処理量は動燃の年報より

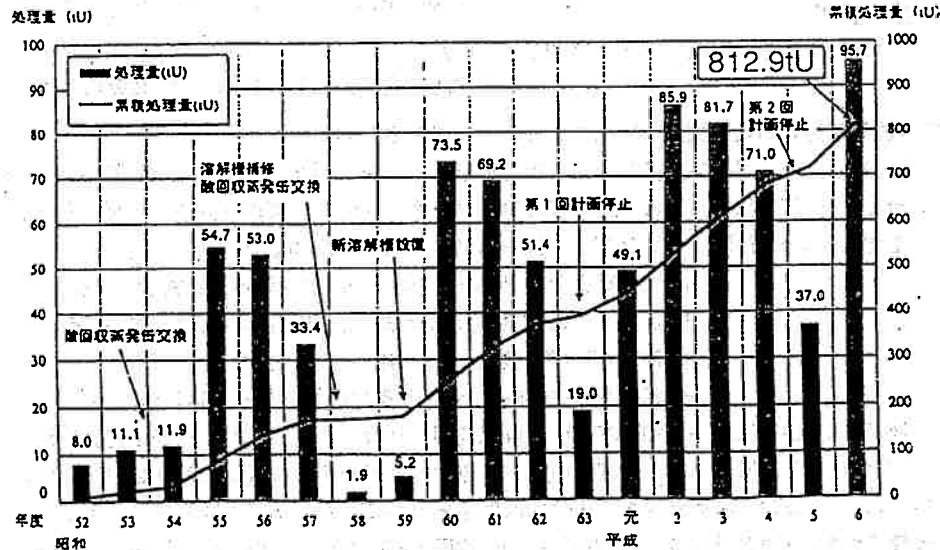


図 6.1 東海再処理工場の運転実績(平成7年3月31日現在)

表 VI (1993(平成5)年12月3日付 本件訴状)

事業申請時の再処理工場計画

(1) 日本原燃株式会社事業計画書, 1992(平成4)年11月16日付補正書
 建設予定費 8400億円, 着工予定 1993(平成5)年
 年度 96~98 99 2000 2001 2002 2003 2004 2005 (年)
 予定再処理量 0 40 200 360 520 680 800 800 (トン)
 計 3400 トン

(2) 再処理コスト概算 (1/トン)
 東海再処理工場 2億4800万円
 英・仏再処理委託費 1億6000~8000万円
 ヴァッカーズドルフ 3億2000万円
 UP-3 1億1000万円
 セラフィールド 9000万円
 THORP 1億5000万円
 六ヶ所再処理工場 ~2億円(衆議院予算委員会, 1993年2月15日)
 ~2億7000万円(原子力資料情報室, 海外委託の1.7倍)

(3) 東海再処理工場の再処理コスト(1/トン)の推移および実績
 数千円(77年)~1億3500万円(80年)~1億8000万円(86年)~2億4800万円(90年)
 1977~1991年(15年間)の累積赤字 2664億円, 稼働率20%

(4) 日本原燃の経営状態(1992年3月31日現在)

	(旧)原燃サービス	(旧)原燃産業	合計
総資産	2539億円	1850億円	4389億円
建設予定費	(再) 8400億円	(U・低) 4100億円	12500億円
借入金予測	~7000億円	~3000億円	~10000億円
累積損失	24億4500万円	35億4800万円	59億9300万円
〈91年度決算〉営業収益	0	0	0
営業外収益	700万円	1億5800万円	1億6500万円
営業損失	1億8700万円	11億5200万円	13億3900万円
役員報酬	3000万円	3億2900万円	3億5900万円

日本原燃 92.6.30, (旧)原燃産業の累積赤字48億4900万円を土地の評価替えて粉飾解消
 93.3.31, 累積赤字 78億1600万円 (+48億4900万円 = 126億6500万円)
 流動資産 221億円, 借入金 4062億円(92.3.31の時点で2905億円)

(5) 風評被害対策基金 100億1000万円, 原子力損害賠償責任保険 300億円
 風評被害賠償額 ~3000億円/年, ウラン濃縮役務料金前払い 317億円

資料

再処理工場工事費の変更内容について

(一部省略)

平成8年1月31日 日本原燃株式会社

1. 8,400億円の内訳

(単位: 億円)

	再処理工場	高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター	合計
直接工事費*1	5,700	700*2	6,400
間接工事費*1	1,900	100	2,000
合計	7,600	800	8,400*3

*1. 直接工事費は、メーカーやゼネコンと契約する土木、建物、設備等発注額。
間接工事費は、日本原燃社員の人件費、その他諸費、建設中利子等。

*2. 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの工事費は、返還ガラス固化体約3千数百本の貯蔵管理用施設の工事費。
なお、竣工時の返還ガラス固化体1,440本分の施設の直接工事費は、約600億円。

*3. 8,400億円は、昭和61年価格を使用している。

2. 工事費比較

(単位: 億円)

項目	変更前工事費	変更後工事費	差額
直接工事費	5,700	16,000	10,300
間接工事費	1,900	*4	—
総工事費	7,600	—	—

*4. 間接工事費については、再処理事業変更許可申請に向けて算出いたします。

[→ 2,800億円, 4月24日, 日本原燃株式会社]

3. 総工事費

再処理事業変更許可申請に向けて算出が終わりましたら、お知らせいたします。

[→18,800億円, 4月24日, 日本原燃株式会社]

(原告註) 再処理事業変更後の間接工事費および総工事費の概算

(1) 再処理工場 (間接工事費は事業申請時の直接工事費に対する比率をもとに算出)

直接工事費 5700億円→16000億円=5000億円(土木・建物)+11000億円(機械装置) 2.8倍

(増加分) 10300億円 = 5000億円 (1987~1995年, 9年間の物価上昇 ~50%)

+2100億円 (U・Pu混合脱硝設備, 使用済み燃料施設の増強)

+1200億円 (放出放射能低減対策, 非核兵器国保証措置対策)

+1200億円 (設計変更, 追加設計)

+ 800億円 (航空機対策・耐震性確保に伴う物量の増加)

間接工事費 1900億円→ 5300億円 (=16000億円×1900/5700, 増加分 3400億円) 2.8倍

合計 7600億円→21300億円 (=16000億円+5300億円, 増加分13700億円) 2.8倍

(2) 高レベル施設 (返還ガラス固化体約3300本分として。最終的には8200本分を予定)

直接工事費 700億円→ 1400億円 (= 600億円×3300/1440, 増加分 700億円) 2.0倍

間接工事費 100億円→ 200億円 (= 1400億円×100/700, 増加分 100億円) 2.0倍

合計 800億円→ 1600億円 (= 1400億円+ 200億円, 増加分 800億円) 2.0倍

(3) 総工事費 8400億円→22900億円 (=21300億円+1600億円, 増加分14500億円) 2.7倍

高 レ ベ ル

I 原 告 側

II 被告 (国) 側

ウラン濃縮 第 27 回・口頭弁論スケジュール

低レベル 第 18 回・口頭弁論スケジュール

高レベル 第 10 回・口頭弁論スケジュール

再 処 理 第 9 回・口頭弁論スケジュール

と き 1996. 5. 17 (金)

と ころ 青森地方裁判所 2 階法廷

開 廷 午前 10 時～4 時 30 分

再 処 理

I 原 告 側

準備書面 (6) ・本件施設には必要性・経済性が全くなかった

準備書面 (7) ・再処理工場から放出されるクリプトン 85

の危険性

甲第 41～45 号証

II 被告 (国) 側

甲第 35～40 号証に対する書証認否書

ウ ラ ン 濃 縮

I 原 告 側

意 見 書・・・青地哲男証人の証言拒否に対して

II 被告 (国) 側

甲第 98 号証に対する書証認否書

乙第 78・79 号証

意 見 書

裁 判 終 了 次 第

・記 者 会 見

裁 判 所 記 者 室

・報 告 集 会

低 レ ベ ル

I 原 告 側

II 被告 (国) 側

次 回 期 日 1996 年 7 月 26 日 (金) 10 時～4 時 30 分

弁論更新

みちのくに春がめぐって来たと感じられるのは、コートなしで夜歩きできる暖かさを肌を感じ、八重桜がその香を残すのみとなった時季です。5月17日の裁判当日も丁度そんな春の一日でした。

この日は、これまで裁判長を3年つとめた片野裁判官が横浜

裁判報告

弁護団長 浅石 紘 爾

地裁へ転動し、代わって、大阪地裁から羽田弘裁判官が赴任し核燃裁判の審理を担当することになりました。午前中は、事実上の弁論更新手続が行われました。裁判官が一人でも交代すると、合議体の心証が変わるので、審理を最初からやり直すのが本来なのですが、既に書面や供述調書が存在するので、普通は「従前どおり」で済ませてしま

然のように持ち出し、ウラン探掘から再処理までの過程を説明したのに対し、海渡弁護士が、「時代錯誤も甚だしい。今や再処理をサイクルに含める国はごくわずかで、使用済燃料のままに保管する時代になっている。いかげんな図を使うべきではない」とつめより、核燃サイクルは、輪の重要な一部が欠け破綻している現状を強く裁判所に印象づけた点でした。

更に原告団から裁判所に次のような要請を行いました。
①これまで要請してきた検証の実施を！



特に使用済燃料プールの検証は、搬入前に行つて欲しい。高レベルガラス固化体の貯蔵施設は、結局時機を失したため肝心の収納管下部を検証できなくなった。そのテツを踏まないよう配慮願いたい。これに対し、国側は、いつまでなら検証可能か、

場から放出されるクリプトン85の危険性」と題する準備書面を提出しました。これは次号に掲載します。

大森 証言
我々にとつてはおなじみの元核燃料規制課の大森課長(写真は異議申立当時の同課長)の登場となりました。申請時の肩書によると海洋科学技術センターに天下りしたのかと思つていましたが、この日は原子力安全課長として証言台に立ちました。

原告団の山浦元さんが「本件施設には、必要性・経済性が全くなくなつた」と題する準備書面を陳述しました。再処理工場の大巾設計変更と建設費の高騰を受け、綿密な計算に基づく主張を展開しました。数字は正直でごまかしがききません。この準備書面は六ヶ所再処理工場の破綻を誰の目にもはつきりさせた力作でした。

もう一つ、情報室の沢井正子さんが作成した「再処理工



証人は、1988年7月に規制課長に就任して事務引継

その時期を明示すると約束。
②一昨年2月に起つたウラン濃縮工場の中央制御が不能に陥つた事故は重大であり、再発を防ぐ意味でも、原告請求の宮崎補修課長を最優先で取調べて欲しい。
③ウランの立証が終り次第、再処理中心の裁判進行を要望。国側は、提訴の順番で次は低レベルの審理を主張。ウランの次は低レベルという図式は、事故の確率と放射能が少ない施設から片付けたいという国の腹が見え見えでした。
裁判所は、一応国側の証人を終えた時点で宮崎証人採用の意向を示しました。
午後は、弁論更新にあたり、大下代表、外崎、平野両運営委員から特別意見陳述がなされ、引き続きウランと再処理に関する口頭弁論手続が行われました。

ウラン濃縮

冒頭、海渡弁護士から、前回の青地証人の証言拒否をめぐり裁判所に次のような要請を行ないました。

主尋問は、黒津指定代理人が担当。この尋問は誰が見ても完璧(！)なものでした。尋問事項は文書化されており、これを読み上げながら質問がなされました。これは我々も事前準備でやつていたこと、当たり前のことです。「完璧(！)」と言つたのは、大森証人がまるで暗記したかのよう

な模範解答をし、これを聞いた黒津氏は、証言が間違っていないかを書面を目で追つて確認。その繰返しで3時間続いたことです。単調この上なく、誰かれとなく、あれは大森証人が起案して、黒津氏が読み上げているだけだ、質問文書をそのまま提出した方が速記の手間を省けるのに、と法廷内で不謹慎な私語が飛び交う有様。肝心の証言内容は、加工の定義からはじまりウラン濃縮が原子炉等規制法の「加工」に該当すること、独自の段階的安全規制論の展

民事訴訟法二七二条は、原告側が申請した証人が証言拒否した場合に適用されるのであつて、安全性を立証すべき被告(国)側が申請した証人が証言拒否した場合には適用されない。安全性を立証すべき被告側の申請証人が主尋問の中で国側に都合の良い事実だけを述べ、原告の反対尋問が自分に不利な時には証言を拒否させ、それが正当かどうかを裁判所がチェックできないという論理は不合理である。国が承認を与えていなければ無条件に証言拒否できるといふのであれば、主尋問すべきでない。主尋問に関連する反対尋問に答えないのであれば、証言拒否が正当かどうか(職務上の秘密かどうか)の判断を裁判所が下し、不当なときは証言させるべきである。

再 処 理

これに対し裁判所は、片野裁判官が交代直前に出した見解(公務員の職務上の秘密に該当するもので当該監督官庁の承認がない以上証言は拒否できるものと考え(二八一一条一項一号)、右拒否について

「松下さんの事」

松下氏「死す」この突然の訃報が友田君から届いた。えっ！あの松下さんが？松下さんと面識のある人は多分一様にそう思ったに違りない。その松下さんとはほんの教壇にお会いした事かなし。しかし若い頃の不思議な存在の成り立ちにある種の違和感を持っていた事も又事実である。数年前に自宅で使用されている録音機を取り替える事で御自宅に昇せて頂いた時に、いつの間にか癖でつい松下さんを「社長」と言ってしまうと、お互いに顔を見合わせて大笑いした事も懐かしい思い出となってはいた。

一昨年の五毛丈神の5月のお祭りの時、境内の隅で「お御座」の朱耒の様子を静かに見つめていた姿を思い出す。その時私はお祭りの「法被」を着ていたのでもう気が付かなく会釈もそこそこに退散してしまいましたがその後お話を聞いたとき「戦車」をあの「たんじり」のように勇壮に乗りまわしてみたい事。祭りの主役は氏子でありその「氏子」ですら「庶民」であり、その中に入っていく事はついにはなかった事などが書かれてある。

又松下さんは「未確認飛行物体」や「UFO」を含めた宇宙に強い関心と示されたりがその種の書物も定期的に購読されていたようにあった。「月の先住者」「衝突する宇宙」「謎のソラレクイ実験」はと非常に興味深く読まれたものであり、今年の4月に送られてきた文章の中にも「カウエ」の事が引用されていたがこれも毎年の暮れに刊行された「謎の工場系」に「番屋カウエ」を添えられていたものであろう。私はその文章を読んだ時、松下さんもこれを読んでいるとは思わず、微笑ん

書いたものだ。

本日は松下氏とその思想的な距離においては一番遠
く、かつ知り合い友田君が*生活空間の中で一番長く
又近く存在していた事にある種の感慨を禁じえない。

最も深く近く都合していた者は最も遠くに死んでいったの
たろうか？ 最も強く試された者が*その重さに堪え切れず
最も遠く離れたものたろうか？

こちらの側に内容がなければ、今でも意味がないと
思われるに充分は存在であった。その事が*私を筆不精にした。
その事が*私を筆不精にした。

いまさらながらに、会わねばならぬ時には会い、言わねば
ならぬ時には言う*までであったと思う。死は私にとっては
今後は遠く未来事であった。しかし松下氏が*亡くはなれて
死がより身近に感じられるようになった。

「死に通知はどこへも不要。風の便りに任せろ」

彼はその重き無言の問いを残りに残っていた。

私は懐り昔の事を思い出す。当時まだ息子さんが生きて
おられて自覚におぼれた時、その息子さんが素足で
歩く音が*今でも記憶に残っているが、松下さんとの
記憶の中で音の記憶は残っていない。たいてい、ジ

であるのは、彼が*息子さんを看取り、まはかりはかりの
太陽に向って静かに歩んでゆくその後姿である。

その後姿に向ってほんとうはさう言いたりのである。

次は「やいっえ」で会おう！

1996.5.26 換羽

松下昇さんが亡くなりました。
5月6日朝10時ごろ。

橋を、広場を、部屋を、かんたんに通りすぎるな。権力にも、寄生虫的な参加者にも視えない空間が存在するのだ。汝はなぜここにいるのか。もはや、ここから脱出することはできない。ここに集中してくる全てのテーマを一人でも生涯かけてひきずっていく力を獲得するまでは。なによりもまず、バリケードとか、占拠とかいう言葉を汝だけの言葉に変化させ、その方法の追求ないし総括の場が、そのまま闘争となるような場を創りださなければならない。
(1970年「なにものかへのあいさつ」より)

みなさん、はじめまして 野原燐(あるいは八木)といたします。

松下氏について わたしに何が語れるでしょうか。

松下氏の記憶。松下の語ったたくさんしたことば、それらと対話することでわたしは辛うじて日々を過ごしている、あなたもそうなさって下さい、とおっしゃったのは松下氏の奥さんだった。

沈黙。人には沈黙の権利があるし、そういう形でしか表現できないもののほうが世界には多い、たぶんそんなふうに松下氏は語り続けた。

だから、わたしは松下氏については語らない。ただ、彼の残した一枚のビラ(紙片)についてだけ語りつづけた。ただそれにしても彼が死んだ後で急に語り始めたという汚名は私のものだ。

二十年にわたって集積した資料を、炎に変換する直前の視線で一瞬に読み直し、何か魅きつけるものがあれば、保存用の場所におくが、大多数は足許のダンボール箱に落とす。古書店で売れそうなものは殆どないし、チリ紙交換に出すよりは、バリケードの掃除の後でよくしたように焚き火の材料にする方がふさわしい気がする。

(中略)

しかし、最終的には、資料は、それを媒介して存在の次元を変換し深める場合にこそ意味をもつのであるから、この意味を越えて保存される必要はない。むしろ、二度と目に触れなくなる瞬間の直前に読み返す場合の印象のみが資料の本質を開示するのであり、この瞬間の資料と世界の関係こそが応用に値するのではないか。

いま資料を媒介してのべていることは、もちろんなににおきかえて受け取ってもよい。その位置があなたと世界の関係を資料として開示するであろう。

(松下昇「資料の位置」概念集・5 p18~19から)

松下昇という名前にその<資料>ということばを置き換えてみよう。松下が「存在の次元を変換し深める」という方向性への契機にならない場合は、むしろ積極的に松下を焼却すべきだ。松下はそう語っていたのだ。

「存在の次元を変換し深める」という言葉が難しく全然イメージを結ばないという違和感は当然あるだろう。ただ、わたしという存在はつねに未来へ、変容の可能性へむかって開かれた存在である。松下はそれが誰であれそういった可能性を否定することなど考えもしなかった。ただそれに対し野原のような凡人は日々の生活のくり返しのなかでつねに可能性への権利を見失っており、そうであることに積極的に慣れようとさえしているのだ。例えば大学闘争の記憶を、「青春の思い出」という額縁に入れてそれ以上考えようとしないとか。唐突だが存在の変容は性行為に似ている、かもしれない。それは痛いのだ。「存在の次元を変換し深める」ということを難しく考える必要はない。普通に生きているなかで、ああべつにこんなふうにも生きられるのに私は私を自分で閉じこめていたのだな、と気付くというのはよくあることだ。その可能性を嫌がらなければいいだけの話し。

現在に至っても「造反教官・松下昇」などという薄汚れたイメージを再生産してしまっている人がいる。きみの人生の一時期を、青春という感傷で葬ろうとしているのはきみの思想の死であり、それを松下に押し付けるのは止めては

しい。そのことに抗議するためある新聞記者にあてた手紙から引こう。

彼の表現史をいま簡単におおざっぱに4つの時期に分けてみましょう。

a. 1968年まで。ドイツ文学者としてプレヒト・ハイネ論を書き、また吉本隆明氏の雑誌「試行」に、前衛的な散文詩「六甲」「包囲」を掲載した。

b. 1969年から、懲戒免職の2～3年後まで。まさに「造反教官」の代表として松下氏がよく新聞に登場した時期。「バリケード的表現」と題された、(多分)貼り紙の一部を引こう。

「敵でも味方でもない、ある圧倒的な力によって問題提起の正しさが湾曲していくのではないかという一瞬おとずれる感覚のむこうに、はじめて、ほんとうの闘争がはじまっている。(一行空け)

「ここにこそ、私たちの生死をかける状況がうまれてくるはずだ。」

c. n事闘争の展開。1986年ぐらゐまで。

n事闘争とは聞きなれない言葉だが、「一九七一年に、私に対する刑事公判、民事公判、人事院審理が相互に関連性をもって目の前に現れた」ことに対して、「刑事公判以外の審理では、私以外の任意の人が参加人や代理人として同等の訴訟行為をなすいう規定を最大限に応用して、審理を他の審理やテーマと統一して展開する回路を切り拓」いていったことを指す。

松下の姿勢はb.の時期と変わっていないが、大学闘争という雰囲気だけで盛り上がっていた多数の人は「時の流れとともに消えていった」。

d. 1987年から1996年まで。

松下は死を予感していたのか。普通なら死後数十年後に幾多の誤解の果てにやっと作り出される「全集」。それを彼は全て独力で「索引」まで作成し作り上げて去った。その目次が<刊行リスト>です。

このおかげで、野原のように非力なものも例えば上に書いた「n事闘争」についてもっともらしい解説ができる。主要なものは、松下昇(についての)批評集 α篇3冊、β篇4冊、γ篇7冊(αは国家による、βはマスコミによる、γは個人による批評)。概念集、別冊2冊を入れて14冊など。

以上4つの時期などというのも、松下の一面的なイメージをもって松下という名を語ってしまうことへの警告として書いたものだ。松下は野原が語るものよりさらに巨大だろう。

首都では、いくら歩いても、せまい周囲しか見えなかったのに、この海と山にはさまれた細長い都市では、水平に歩いているつもりでも、実際には垂直方向へも移動しており、切り開かれた意外な空間へよるめいていく。この意外さは、平衡感覚を失いかけている<私>たちの無意識部分への衝撃を与えているはずだ。

(1965年『六甲』序章より)

NIFTY SERVE VYN03317 野原燐 こと

西宮市榎ノ口町2-8-31 八木孝三 tel.0798-63-8190

この文章についての質問・抗議などいつでも受け付けます。

(PS) 残された一枚のビラ 刊行リストの紹介

ビラというよりもそれはいま風に言えば、ホームページ(非電子版)とでもいったもので、彼の全体像へ接近しようとするときの索引だ。

コピーは別紙の通り。

刊行リストの一行目から分かることは、内容や刊行過程が質問～提起に対して開かれたものでなければならぬ。それが松下の基本的な発想だった、ということ。例えばパソコン通信の世界でのフリーウェアやシェアウェアなどは、使用者からの「質問～提起」が頻繁にあり、それに答えて使いやすいものにしていく。そのようなくり返しにより質を高め素人でもプロに対抗できるものも産み出せる。松下が手造りのパンフで意図したことも「ひとまずは」はそういうことだったろう。

さらにいうならば、テキストを渡す人と渡される人とのあいだで、「双方の存在様式の変換を同時におこなうことの自発的な相互確認、それを維持～発展させる回路の共同創出」への模索が期待されている。(松下昇「委託」概念集1 p24から)

このことについては、パンフを入手する過程のなかで考えていってください。

連絡先

〒802 北九州市小倉北区寿山町6-35-206

水里繁行 気付入 仮装被告団 V's 刊行委員会

(過渡的な連絡先の一つ)

〒663 西宮市植木町2-8-31 水里繁行

City Serve 5-1003317 (野原)

TEL 0798-53890

内容の刊行過程についての質問・提起などは左記へご連絡下さい。(概念集9や10のへあとかき)に記したような不確定状態にありますが、連絡は可能です。)

〒657 神戸市灘区赤松町一の一 松下 昇気付 刊行委員会

☎とfax 078・821・4984

刊行リスト(定価はなく、読者の何らかの表現と交換するのが原則です。ただし、共同作業のためのカンパは歓迎します。)

郵便振替口座 001503429999

17480-111-91051 ↑同

松平 昇気付の批評集

7篇1 (88年10月) 2 (89年6月) 3 (95年6月) ... a系は国家による批評

8篇1 (87年9月) 1更新版(94年9月) 2 (88年9月) 2更新版(94年9月)

3 (94年9月) 4 (94年9月) ... b系はマスコミによる批評

7篇1 4 (87年11月 88年3月) 5 (88年11月) 6 (93年9月)

7 (93年9月) ... c系は個人による批評

表現集1 (88年8月) 2 (88年12月) 3 (94年4月)

発言集1 (88年9月) 2 (88年12月) 3 (94年5月)

神戸大学闘争史1年表と写真集1 (89年5月、その後さらに更新中)

神戸大学闘争史1別冊1 (93年4月) 別冊2 (93年4月)

(3・24) 証言集・上巻と下巻(89年12月 90年1月)

首谷規矩雄追悼集(90年10月)

救済通信最終号(91年5月)

〈6・20討論の記録1不確定な断面からの出立1〉(91年10月)

正本〈ドイト語の本〉(77年9月)

五月三日の会通信1 26 (70年7月 81年12月) 訂正リスト(93年5月)

時の櫻1へ 語に関する資料集1 (78年10月) 時の櫻へのからの通信(87年9月)

時の櫻通信集へ0 15 1号(78年10月 86年7月) 訂正リスト(94年6月)

概念集1 (89年1月) 2 (89年9月) 3 (90年5月) 4 (91年1月)

5 (91年7月) 6 (92年1月) 7 (92年3月) 8 (92年11月)

9 (93年11月) 10 (94年3月) 11 (94年12月) 12 (95年3月)

別冊1 オウソク状況論1 (95年10月) 別冊2 オウソク状況論1 (96年5月)

概念集1 リリスへの索引と註(96年1月)

概念集1 リリスへの補充資料(96年1月)

序文のとがきから見た既刊パンフのリスト(93年1月) 2 (96年1月)

(17480-111-91051)

(通産省:工業技術研)

AGENCY OF INDUSTRIAL SCIENCE
AND TECHNOLOGY, MITI



NATIONAL INSTITUTE OF MATERIALS AND CHEMICAL RESEARCH

Tsukuba, Ibaraki 305, JAPAN Fax: 298- -

山浦 元 様

松下社の計報受け取りました。私のように者トまでお知らせ頂き
ありがとうございます。松下社には心から哀悼の意を表します。

私は松下社とは面識はありませんでした。お会いしたことが
あつたとしても覚えておりません。在任: 河村裁判長。松下社
の名前にはいつも接していません。遂に真実の記事を讀むと
すごい人だつたんだなあ。と思えます。子一人。大切な人を失
つたという思いです。

松下社ももう60才だつたようですが。私も同様に年を
取りました。何もかも。古い昔のことに成りました。この20年間
自分の身を処するに必死で精進です。精神は余裕が
ないのがありませんでした。健康も気力も消耗してし
ました。山浦社にはすごいと思えます。

私は61才位まで生きれば充分です。地球の破壊を
この目で看みかねたい気もします。それ以上やせし先のこと
はしてしよう。最終まで傍観者として。遂に何事にも満ちた
死ぬまで終りことにしたいと思います。大部分の凡人に比べては。
人生とはそんなものでしょう。

このように私に接する者。ついでを懇い出してほしいです。山浦社
は大切な人ですから。くれぐれも御健康には留意して下さい

6月4日。 松崎 武彦

山浦元様

(イラストレーター)

準備書面資料、松下昇さん逝去の記事等をお送り下さってありがとうございました。
礼状遅くなりましたすみません。

松下昇さんの記事、あの保守反動の産経傘下の夕刊フジの扱が一番大きいのは不思議です。おそろしくデスマグが、かつて若頭、松下さんを尊敬する。左翼が生じたのかと思います。

梅雨が明け、猛暑が訪れました。

反核燃脱原発の皆さんは、青森へ、あゝは敦賀へと出かけて頑張ってください。一方、私と云ったら、無価値無意味としてタダ働きの同然の安ん仕事に人生を浪費して、だけの情けなやめようかな。

さて、電気はごく普通のだけ使っているようにと、クーラーをつけながら寝て我慢してありますが、何しろ南側に窓があるだけの部屋なので蒸し風呂状態。夏も終れ、早く終れ、冬も来い、早く来い、とつぶやきながら、息も絶え絶え、あせもだらけの私です。

どうも近年、私は、日本が再処理、高速増殖炉をやめようとならないこと、内田、の國、フーエリートたちの核武装への強固な意志があるように思えてなりません。

おええです。また。

今、ま、裸でこの紙を書いている。1996.7.18 利島芳治

(明治大)

拜復

私下さんの仲お知らせ下さいまして有かとうござりました。小生も折も
 朝日だったので知りませんでした。宮内さんに続き、導い人物が
 たくさんいます。残念です。資料を頂戴して、異福を祈
 りました。私に出ることは、私下さんにおはいます。なるべくまとも
 に生きたるようには心がけることしかないと更に望望を強くした次第です。
 知らせて「葬儀はするな」……いかに私下さんらしい一死を存じます。
 私、満ちた五才を過ぎ、明大を今年の三月で退学しました。
 今、やさやかなから市の社会福祉協会のボランティアとして登録して
 先なことで社会弱者のお役に立ちたいともうってあります。長年、母(お母さま)と
 老人とを家で看護して居りました。その辺は少々自信があります。
 健康と祈ります。

敬具

立花輝一

山浦 元 六月九日
 様

(196.6.7 八戸工大・大下由喜子氏)

梅雨の晴れ間のひとときだね。

お送り頂いた松下昇氏の

逝きの資料(ロビンソン・サンダーソンの

思いが点滅)もいただきました。棒美智恵さんへお返しなるた目の

ことから松下氏の死まで、矢が線にはなっていないのでし

ょうか。ついに面はおろか、ネットさえほころびぬけて

いる日本の現状ですね。 ~~北~~モリノ一年何は

サイレント・マインリデーを過ぎました。 坂野七生流の

さうして自身を保護させて来たのさすか、路上の死

もあろうとわけて、自分の残り時間の半で まかあけ

れはならない事 まあります。私は自分の まを

前略

松下昇先生の逝去と新聞報道で知りまし

たよりお悔み申し上げます。

市川 薫

山浦 え 様

(196.6.6 広島修道大)

「ホライアオイ」・大矢高 画

郵便往復はがき



返信

657-□□

友田清司様
神戸市灘区上野通
3丁目10-18

神奈川県海老名市
さつき町一三一五〇六
山浦元

24304

松下昇追悼会を終えて

先日(5月26日)の「松下昇追悼会」に参加いただきました方忙しいところをまた遠路からありがとうございました。いろいろと立場や考え方や事情があって、参加できなかった方には、別な機会に松下氏にまつわる話などを聞かせていただいたり、また聞いていただいたりできればと思っています。

追悼会には、25人が集まりました。神戸大をはじめ、岡山大、京都大、関学大、早稲田大の出身者たち、大学教員救済会の方々、裁判闘争や自主講座の過程で松下氏に出会った方などさまざまな面で松下氏に縁のあった方々でした。短い時間にも関わらず、それぞれ素朴に追悼のことばを発してくれたと思います。不参加の人の気持ちも含めて……。

松下氏との長かった付き合いもあの追悼会を節目に一段落かなとも思います。参加者のみなさんの中には、そのつもりで追悼会に参加された方もおられたかも知れません。

一方、引き続き松下氏の思想的営為に関心があり、追悼会の詳しい報告を期待されている方もいるようですが、残念ながらあの追悼会の報告を採事録固にはまとめることができませんでした。けれども、あの追悼会には松下氏のく >運動の典型的な一面が出ていたと考えられ、追悼会での印象的な光景を踏まえて、今後新たなテーマを指摘できるのではないかと思っています。もしも、松下氏に関する情報交換をご希望の方には、私から(光でできたパイプオルガン)の「コピー端会議」(松下氏が毎週参加していた)の延長として、報告等を差し上げたり、逆に「松下昇論」など書く人かいましたら、また読ませていただきたいと思います。ご面倒ですがその旨ご返事下さい。

蛇足かも知れませんが、追悼会の翌日、「追悼会には参加できませんでした。」と言って、私の家まで来た若い女性がありました。目にいっぱい涙を溜めて、花束を持っていました。これも追悼の風景のひとつでした。

1986.6.6

友田清司

この折り目を内側に折って差し出して下さい



243-□□

神奈川県海老名市つぎ町

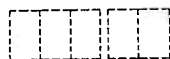
1-3-506

山浦元 様

神戸市灘区上野通3丁目10-18

光でできたパイプオルガン

〒657 電話(078)882--0244



友田清司

松下氏に関する情報交換
を御希望されますか？

- はい

⊖ いいえ

ご意見などございましたら

- (1) 帰京時間の都合で中途退席しましたが、
五十嵐宮雄氏の要望に沿って追悼会の詳細な
報告をいただきましたかと思ひます。
- (2) 松下さんの遺書の趣旨は、私の表現某を
「遺稿」という低水準でとらえたり、私の死に對して
私との付き合いは「一段落した」と考ふる人は
私の全表現パンフを廃棄してほしい」ということ
ではないでしょうか？ 私は追悼会で述べた
ように、松下さんの真の追悼になるようなたまたま
持続していただくつもりです。(196.6.11)

氏名前

山浦元

《光でできたパイプオルガン》の楽譜の一部
松下昇遺稿集の公開について

5月22日の毎日新聞に松下氏の死去記事が掲載されてから、いくつかの新聞社から私（友田）のところにも松下氏に関する問い合わせがありました。遺族の方は、マスコミからの取材に対して強い拒絶反応を示し、マスコミへの応対を全面的に長期間にわたって松下氏と交際があった私に依頼しています。松下氏のことが歪んで報道されるのこのないように、できるだけ真意を伝えてほしいというご要望なのです。そういった事情がありましたので、私は基本的には取材に応じてきました。

69年から70年代にかけて、「造反教官」としてかなり有名になってしまった松下氏のことですから、新聞各社はそれぞれに、松下氏の死亡時の状況や<69年>以後の生活に関心を寄せています。また、改めて松下氏の思想にも注目しているようです。その背後には読者の関心もあるのでしょう。どの世界でも妥協や腐敗がはびこる時代に非妥協的な生き方を貫いた松下氏は、いろいろな立場を超えてそれぞれの人の胸に突き刺さるものを放っていると思われているのではないのでしょうか。

■ 「松下昇遺稿集」の説明

ここ数年の間に、松下氏は自分の思想的な試みを文書にまとめることに精力を注いでいました。相変わらず私たちには難解に見える文章ですが、ワープロで打ち出したものをB4の大きさの用紙にコピーして、ホッチキスで綴じています。一号が平均30ページで、約50号あります。各号はたいてい20部～30部作成し、知人に配布していました。これらの文書をどう呼んだらよいか、一瞬ためらってしまいましたが、「松下昇の作成パンフ」とか「松下昇の文書群」とか呼んでみても、どれもしっくりした感じがしません。思い切って「松下昇遺稿集」と呼ぶことにします。なぜかという、それらの文書を安易にコピーして多くの人に読んでもらうことには、問題があると思うからです。著作権がどうのこうのというわけではありませんが、少なくとも遺族の方からは「故人の意思を尊重して、譲渡・複製・刊行をしないでほしい。」という希望の声が出ています。それに、松下氏はそれぞれの「遺稿集」の裏表紙には「定価はなく、読者の何らかの表現と交換するのが原則です。ただし、共同作業のためのカンパは歓迎します。」という文章を書いているのです。そこで、「遺稿集」公開について、次のような基本方針をまとめてみました。

■ 「松下昇遺稿集」公開の基本方針

- ① 閲覧希望者には、お見せしたい。
松下氏が私たちに残してくれた文章を読んで楽しんで下さい。
 - ② 貸し出しは一切いたしません。
資料の散逸を防止するためです。ご理解下さい。
 - ③ コピー機による複写～刊行は、ご遠慮願います。
故人の遺言にもあります。この足かせをぜひ運動として逆用したい
ものです。
 - ④ 手書きによる筆写は構いません。
微妙なところです。「遺稿集」は、いわば松下氏の全存在を懸けた
表現ですから、その摂取には労力を惜しまないで下さい。
 - ⑤ 公開の日時は、原則として水金土日の午後1時～3時
「神戸震災こども文庫」（詳細は別紙案内書を参考に）の公開日時
と同じです。特に土日は私が出張するときもありますので、予約を
して下さい。
 - ⑥ 近いうちに「松下昇から学ぶ会」（仮称）を発足させる予定です。
「松下昇遺稿集」の整理、松下昇を語り継ぐこと、「コピー端会
議」のテープ掘り起こし作業を共同で取り組む気持ちのある人を
募集します。また、関心のある方は、会へのアドバイスをぜひ下
さい。具体的な内容は、すこしづつ煮詰めていきたいと思ってい
ます。具体的な内容が決まってから参加するかどうかを判断され
る方は、連絡先を教えてください。具体的な内容を決めるまでに企
画の段階で参加ご希望の方は、早めに声を掛けて下さい。新聞社
の方の参加も拒みません。新聞社の方で参加ご希望の方も、ほか
の方と同じルールで参加して下さい。もしも、参加者が極端に少
ない場合、私ひとりでも必ずやります。
- なお、私以外の人の手元に渡っている「松下昇遺稿集」の取り扱い方法
については、とやかくいう筋のものではないと考えています。そのかわ
りといったら何ですが、私の手元にある「松下昇遺稿集」の取り扱いに
ついては、私なりの判断で進めたいと思っています。

山浦 様

上月26日に友田氏の集会に来られた時
帰り道に所記とおて住所を書いていただいた
ハ木(野原)と申します。

上月26日に読ませいただいた追悼文では、
「刊行委の頼りない一員に過ぎるが、た私にできることは」
という表現があり、松下氏が乃々なるまで「刊行委の一員」
であるという自覚すらほしくいながら、た私自身への批判
として読むとともに、とても力づけられました。

刊行委の持統の困難性 にもかかわらず、あつていかにして
存らるゝという点が今私の最大のテーマだからです。

そのことをともに考え批判いただく材料として私の書いた
文書等を送付します。

御意見等 聞かせただけは幸いです。

なお、友田氏の「遺稿集の公開」プラン等に対し批判を
されたと竹中氏等から聞きました。その手紙(写)も
ぜひ見せて下さい。

96. 6. 17

野原 靖 二七 八木 孝三

右表送付資料は次のとおりです。

- ① 5/28 付 野原 → 友田
- ② 5/28 付 " → 池田 (毎日新聞)
- ③ 6/11 付 友田 → 野原
- ④ 6/13 付 野原 → 友田
- ⑤ 6/10 池田 「毎日新聞記事」
- ⑥ 6/14 付 野原 → 池田

(11) 永里氏の表現 5/18 ~ ① 不確定な会議に「向かい」

(12) 6/6 ~ ② 「パンフ・仮題」~ 刊行委への招請表現リスト

構成メモ

(注: これは討論の素材であり、具体化していきねばなりません)
(13) 広部氏の表現 ① 6/4 野原おこ手紙

(14) おまけ 日経新聞記事 池内紀氏

不十分ですが、箇内かおこは「補充していきませう」

よろしく。

友田さん、5月26日はごくろうさまでした。

最大の問題点は、
あなたが、5. 12付けの文書「風のたより」で
遺書の要点として、

「死亡の通知はどこへも不要。風のたよりに任せる。葬儀はしない。遺品は譲渡、複写、刊行をせず、基本的に廃棄してよい。」

と記し、新聞記者にもそれを渡したことにあります。

「遺書の6 遺品は私の文書および口頭による指定のある場合を除いて譲渡、複写、刊行はせず、基本的に廃棄してよい。」を、あなたが不用意に、省略したわけです。（あるいは悪意をもって）

この一見些細な省略は何を結果したでしょうか。

毎日新聞の池田氏への抗議文から、引く。

さてさて、わたしの抗議の内容は、記事で二回にわたって引用されている、「遺品は譲渡、複写、刊行をせず」という部分にあります。私の持っている遺書のコピーでは、

「遺書の6 遺品は私の文書および口頭による指定のある場合を除いて譲渡、複写、刊行はせず、基本的に廃棄してよい。（松下昇）」とあります。

大きな違いは、「遺品は私の文書および口頭による指定のある場合を除いて」という条件節が、省略されているという点にあります。

条件節があるのとないのでは大きな違いがある。ある場合は、複写をしてもいい場合とは、文書および口頭による指定のある場合だけだ、ということになる。ところが、記事では、そのような場合というのは想定していない。100%の禁止というふうに読める。

<刊行リスト>にあるパンフ群を、野原は、人類史上の遺産とまで評価しております。それが全く頓珍漢な評価なのかどうか、知る権利を読者は、例えば池田氏は持っていないのでしょうか？松下氏は読者からその権利を奪って、死の世界へ行ったのでしょうか。そうではない、と考えます。

☆「私の文書および口頭による指定」は特定の文書に対する明確なものは多分皆無だろう。しかし、一般的に語られたものは沢山ある。松下氏の一生は表現（例えば著作物としての詩や思想）の私有化との闘いであった、とも言えると思う。従って、まず松下氏の表現に対しては彼自身その私有物性を拒否していたはずだ。私有物として、遺書による廃棄の指定はできない。

以上により、読者から知る権利を奪う方向に働く、遺言の文章を変更しての公表は許されざるものだ、と考えます。

遺言状を調査のうえ、事実について私（野原）と争う余地が無いと分かれば直ちに訂正のうえ謝罪してください。

「基本的に廃棄してよい」という重い言葉を、あなたは全く受けそこなっている。

5.26に私が配布した文書で引用～展開したとうり

しかし、最終的には、資料は、それを媒介して存在の次元を変換し深める場合にこそ意味をもつのであるから、この意味を越えて保存される必要はない。

松下は、資料だけではなく、制度や財産など全対象に対して、<存在の次元を変換し深める場合>以外の場合は「廃棄してもよい」と考え、そう生きた。

国家の死滅（革命）思想史において、松下は巨大な一步を踏み出した。

国家だけではなく、日常生活における些細な権力関係や私有物の全てに対して、それが<存在の次元を変換し深めるか？>と問うていこうとする方法を開発しようとした。（もちろんそれは極度に困難な課題であり松下をもってしても矛盾なくして安易に成功できたわけではない）

松下は、<存在の次元を変換し深める>？という言葉をもさまざまに言い換え、生の色々な場面に適応しようとした。最後の生、死の瞬間に対しても。

したがって、遺書の「私の文書および口頭による指定のある場合を除いて」という条件もまた、「<存在の

2

次元を変換し深める>場合を除いて」と全く同じ意味である。
そうでないというのなら、反論してみるがよい。

あなたは、読者から知る権利を奪う方向に働く、遺言の文章を変更しての公表をしてしまった。このことについて、各新聞社に訂正し、紙面の訂正要求をするべきである。
(以上、要求)

なお、当日新聞記者のいるところで、友田氏と論争すべきであったが、つい遠慮してしまった。この点については、反省している。

「遺稿」への埋葬、という丁の陰謀と闘わなくてはいけなかったのに。誰も闘わなかった、ので、あの日、松下は二度目に死んだ。

「松下昇遺稿集の公開について」というレジュメ、当日家に帰って9時頃初めて気がつきました。
これについては全面的に違和感があるので、展開したい。

1. マスコミ対応について

5.26配布した野原の表現の、a. b. c. d. どれかに偏るのではなくすべての時期を紹介してほしい。自分が適任ではないと思ったらどんどん他人へ回したらいい。例えば山本光代さんならb. とc. の前半、c. の後半なら、山本聖氏、高尾氏、永里氏。など、確認しないと拒否するかどうかは分からない。野原は出来る範囲のことはしてもよい。

2. 非妥協性が問題なのではない

「どの世界でも妥協や腐敗がはびこる時代に非妥協的な生き方を貫いた松下氏」
ハクイシュクセイを知ってますか。松下昇をそんなふうに対処するのは止めて欲しい。非妥協的なだけなら小林忠太郎も同じで、松下氏は同列に扱われるのを嫌がっていた。
引用省略。G5・23、G9・19、G11・8、10

3. 恵美子さんは複写禁止したい？

恵美子さんは「譲渡・複写・刊行をしないでほしい」と言われているのですか？
わたしの把握では、赤松町の家にある物には触って欲しくない、他の処にあるものについては自由にしてよい。という意見だと思っていました。

4. 遺稿集ではない

87年ごろから松下氏が沢山のパンフレットなどの作成に主要な力を注いでいた、という認識で友田さんと野原は一致しています。
それぞれの<>の裏表紙に刊行リストが載っています。そしてわたしは「松下はたった一枚の刊行リストを残したのだ」とまで言っています。
>>思い切って「松下昇遺稿集」と呼ぶことにします。
とあなたはいう。「なぜか」とあなたに語り始めて、コピーの問題性について述べ、なぜか遺稿集という聞き慣れない言葉を選んだのか？という問には全然答えない。松下氏がそれぞれ大きな思いをこめた、批評集、表現集、追悼集、時の楔、概念集などということばを、あなたはなぜ一切無視して、「遺稿集」ということばを使おうとするのか？
遺稿ということばは、松下氏の表現を取りあえず過去形で扱うことです。それは世間の常識かもしれないが、松下氏の発想ではない。

また、遺稿集の範囲は？ 刊行リスト に記された範囲と同じですか？

5. 公開方針の公開性について

内容や刊行過程が質問～提起に対して開かれたものでなければならない。それが、松下氏の刊行などに関する思考の第一歩だった。
ところが、友田氏の場合、「基本方針」は友田個人によって5.25に決定され、「私なりの判断で進めたいと思っています」とされる。
「基本方針」を質問や提起に対し開かれたものにするつもりはないのか？
「対等」という原則にこだわった松下氏に対し、友田氏はそれが時間の節約や結論への最短距離だという理

2

4

由（あるいは他の）で、司会者～主宰者としての立場を降りないといひ続けるつもりか？

6. 「基本方針」の内容について

オリジナルプリント、コピー機、図書館というスペースなどをたまたま自分が持っている（管理している）という私有の既成性に、無自覚に乗った方針である。と多分松下氏なら言うと思う。

とりあえず。

5月28日

野原燐（八木）

p. s.

☆友田さんたちは、わたしのいうb.の時期に、まさに短いけれども鮮烈な青春をおくり、わたしのように大学を4年で卒業し公務員になるなどといった（いちばん楽な親の期待する）コースからはずれ、苦勞されてこられた。（なおわたしはそのことを一切恥じていません）

関係年譜と題されたレジュメは貴重なものだと思います。時期的には私の書いたb. c. d.と重なりますが、私のは私個人について触れていない。松下氏がいくら偉大だっても結局60年で死に、わたしも後数十年で死ぬのだから対等性はまぎれもない。一つの表現を、例えば私のa. b. c. d.を、友田さんだったら作っただろうそれと比較して、見ようとする。それが松下のひとつの出発点でしょう。

闘争を続けたから偉い、とか、うまいこと就職しやがってという妬みとかから離れて、十名前後いらしたK大学の同窓生の年譜を作成し、比較してみる（自己史の最深の検証を避けて）。そのとき、挽地氏の書かれた「最も深く近く都き合っていたものは最も遠くに去っていったのだからか？最も強く試された者がその重さに堪え切れず最も遠く離れ去ったのだろうか？」という問いかけは大きなヒントになるだろう。

a. b. c. d.が六甲を登る4つの登山道だとすれば、年譜の比較などというひどく地味にみえる作業も、b.という登山道の一つとして大きな意味を持つでしょう。刊行リストだけが松下の残したものであり、神戸大学闘争史一別冊3は、友田さん気付けに委託されているし、あなたはその作業をすでに初めてしまっている。松下昇は語り継ぎの対象ではなく、共闘の対象だ。あなたはすでに共闘>始めているのだから、それを持続すべきだ。

☆それとも友田は、松下氏の思想、運動原理とは違う。他の人たちとも議論はあまりしたくないというのであれば、刊行委員会 関係の活動には手をださず、好意的中立を守っていただきたい。

☆朝日新聞の「「闘争」にこだわる創作ノート」とは何の事か？

☆毎日新聞池田氏あての、電子メール のコピーを添付します。

池田知隆さま

突然、長いメールをさし上げる失礼をお許し下さい。

（長い手紙になりましたが、この手紙は抗議ですので最後まで読んでください）

メールが途中までしか入らないので、順序を入れ替えました。文章の途中で切れてしまいますがなんとか意をお汲みください。

去年の11月ごろでしたか、神戸三宮の「イカロスの森」というところで、オウム問題についての小さな読書会がありました。その時にお会した八木孝三というものです。帰りにJRの車中にてニフティのIDを書き入れた名刺を頂戴しました。そのとき私のほうは、松下昇気付 刊行委員会の刊行リスト をさしあげました。

25日の朝刊で、「伝説となった”造反教官”、松下昇の沈黙」というタイトルで4段の長い文章を読ませていただきました。愛情にあふれた書きぶりで紹介していただいたので、感謝もうしあげるべきところだと思います。

ただ、幾つか気になった点があります。

1. 刊行リストの複写は不可能か？

<刊行リスト>と私が呼んでいる紙片にはタイトルはなく、次のような文章から始まっている。

>> 内容や刊行過程についての質問～提起などは左記へご連絡下さい。（概念集9や10の<あとがき>に記したような不確定状態にあります。連絡は可能です。）

〒657 神戸市灘区（中略） 松下 昇気付 刊行委員会

4

電話とfax 省略

刊行物の定価はなく、読者の何らかの表現と交換するのが原則です。ただし、共同作業のためのカンパは歓迎します。郵便振替口座＝省略

この断片から分かることは、このパンフレットの発行主体は松下昇個人ではなく、刊行委員会という非人稱的なものだ、ということだ。

さてさて、わたしの抗議の内容は、記事で二回にわたって引用されている、「遺品は譲渡、複写、刊行をせず」という部分にあります。私の持っている遺書のコピーでは、「遺書の6 遺品は私の文書および口頭による指定のある場合を除いて譲渡、複写、刊行はせず、基本的に廃棄してよい。(松下昇)」とあります。

大きな違いは、「遺品は私の文書および口頭による指定のある場合を除いて」という条件節が、省略されているという点にあります。

条件節があるのとないのでは大きな違いがある。ある場合は、複写をしてもいい場合とは、文書および口頭による指定のある場合だけだ、ということになる。ところが、記事では、そのような場合というのは想定していない。100%の禁止というふうに読める。

<刊行リスト>にあるパンフレットを、野原は、人類史上の遺産とまで評価しております。それが全く頓珍漢な評価なのかどうか、知る権利を讀者は、例えば池田氏は持っていないのでしょうか？松下氏は讀者からその権利を奪って、死の世界へ行ったのでしょうか。そうではない、と考えます。

☆「私の文書および口頭による指定」は特定の文書に対する明確なものは多分皆無だろう。しかし、一般的に語られたものは沢山ある。松下氏の一生は表現(例えば著作物としての詩や思想)の私有化との闘いであった、とも言えると思う。従って、まず松下氏の表現に対しては彼自身その私有物性を拒否していたはずだ。私有物として、遺書による廃棄の指定はできない。

以上により、讀者から知る権利を奪う方向に働く、遺言の文章を変更しての公表は許されざるものだ、と考えます。

遺言状を調査のうえ、事実について私(野原)と争う余地が無いと分かれば直ちに訂正のうえ謝罪してください。

善意で書いて下さったのは分かっている文章に対し、恐縮です。でも、表現の私有化との闘いは、松下のテーマだったと思うし、アクチュアルな(未来的な)問題でもあります。よろしくお願いします。

2. タイトルにもあるように松下を過去形でだけ捉えていること。

過去形にしても松下の全体像にせまろうとする姿勢は残念ながら感じられません。彼の表現史をいま簡単におおざっぱに4つの時期に分けてみましょう。

a. 1968年まで。ドイツ文学者としてプレヒト・ハイネ論を書き、また吉本隆明氏の雑誌「試行」に、前衛的な散文詩「六甲」「包囲」を掲載した。

b. 1969年から、懲戒免職の2~3年後まで。まさに「造反教官」の代表として松下氏がよく新聞に登場した時期。「バリエード的表現」と題された、(多分)貼り紙の一部を引こう。

「敵でも味方でもない、ある圧倒的な力によって問題提起の正しさが湾曲していくのではないかという一瞬おとずれる感覚のむこうに、はじめて、ほんとうの闘争がはじまっている。

いま、自分にとって最もあいまいな、ふれたくないテーマを、闘争の最も根底的なスローガンと結合せよ。そこにこそ、私たちの生死をかける状況がうまれてくるはずだ。」

c. n事闘争の展開。1986年ぐらいまで。

n事闘争とは聞きなれない言葉だが、「一九七一年に、私に対する刑事公判、民事公判、人事院審理が相互に関連性をもって目の前に現れた」ことに対して、「刑事公判以外の審理では、私以外の任意の人が参加人や代理人として同等の訴訟行為をなすうる、という規定を最大限に応用して、審理を他の審理やテーマと統一して展開する回路を切り拓いていったことを指す。

松下の姿勢はb.の時期と変わっていないが、大学闘争という雰囲気だけで盛り上がっていた多数の人は「時の流れとともに消えていった」。

d. 1987年から1996年まで。

松下は死を予感していたのか。普通なら死後数十年後に幾多の誤解の果てにやっと作り出される「全集」。それを彼は全て独力で「索引」まで作成し作り上げて去った。その目次が一度だけお会いしたときに渡した

<刊行リスト>です。

このおかげで、野原のように非力なものも例えば上に書いた「n事闘争」についてもっともらしい解説ができる。

主要なものは、松下昇（についての）批評集 α篇3冊、β篇4冊、γ篇7冊（αは国家による、βはマスコミによる、γは個人による批評）。概念集、別冊2冊を入れて14冊など。

a. b. c. d. 4つの時期のうち、この記事ではb. だけしか取り上げられていない。c. d. の時期の生活の苦しみのなかでの「彼が貧しいとは、一度として感じたこともなかった」という証言は良いが、それが松下が誰よりも本質的に表現し闘い続けていたことからくる、ということが全く分かっていない。

3. 松下の表現の意味は全く、未来的あるいは将然形的なものだ。

ニフティのFPOEM MES13の#907、#916など、FSHISOのMES13の#1448以下で展開している（いく）ので、読んで下さい。

なお私のこだわっている、「刊行リスト」、大部省略したのですが、付録として付けておきます。

付録

<<<< 刊行リスト

内容や刊行過程についての質問～提起などは左記へご連絡下さい。（概念集9や10の<あとがき>に記したような不確定状態にありますますが、連絡は可能です。）

〒657 神戸市灘区赤松町1-1 松下 昇気付 刊行委員会
電話とfax 省略

刊行物の定価はなく、読者の何らかの表現と交換するのが原則です。ただし、共同作業のためのカンパは歓迎します。郵便振替口座=省略

松下 昇（についての）批評集 α篇…α系は国家による批評 3冊
β篇…β系はマスコミによる批評 4冊
γ篇…γ系は個人による批評 7冊

表現集 3冊
発言集 3冊

神戸大学闘争史一年表と写真集
神戸大学闘争史一別冊 2冊
{3・24} 証言集・上巻と下巻

菅谷規矩雄追悼集
救援通信最終号

<6・20討論の記録—不確定な断面からの出立>
正本<ドイツ語の本>

五月三日の会通信1~26、訂正リスト

時の楔—<語に関する資料集、時の楔への／からの通信

時の楔通信<0>~<15>~号（78年10月~86年7月）、訂正リスト（94年6月）

概念集 12冊

概念集別冊1—オオム情況論—、別冊2—ラセン情況論

概念集シリーズへの索引と註

概念集シリーズへの補充資料

序文とあとがきから見た既刊パンフのリスト 2冊

>>>>

タイトルのあとに、n冊と記したが、本来は1、2、3~のそれぞれに発行年月が入っている。

批評集であれば、α篇1は（88年10月）、β篇1は（87年9月）、γ篇1は（87年11月）など。

概念集1は、（89年1月）、別冊2は（96年5月）。別冊2は彼の死の翌日わたしの家に郵送されてきた。

表現集1は（88年8月）と記されている。これは71年1月に北川透は編集発行した（発行部数がずっと多い）もののコピー。初期の表現をきれいにまとめている。内容は、「試行」に載った、遠雷、北海、循環、六甲、包囲。プレヒト、ハイネについての論文、4つ。 <ハンガリー革命>と<六甲>。 情況

③

への発言<あるいは>遠い夢。 わたしの自主講座運動。 ビラ3枚、1969年2月2日の日付のもの、1970年1月3日の日付のものなど。(順不同)
) このなかの一番古い日付は1962年7月となっている。

友田 さん

あなたは自分が 松下の遺品の管理人としてふるまうことが
松下を卑小化 ~~して~~ するようになるのでしょうか？

という 問を たてかこたがるいふ だと思ふ。

毎日新聞の

池田さんが 善意で書いた記事、伝説化した「造反教官」

松下昇の沈黙、という文章を読んで、松下氏が怒らる

と思われますか。

ハ木

よくさまによろしくお伝え下さい。

5/28消印で送られてきたあなたの文章を読ませていただきました。

約30か所について反論があるのですが、それをいねいに述べる前にいま一度確認しておきたいことがあります。

それは、あなたが「私を批判の対象として敬意をもっているかどうか」ということです。もし私のことを陰謀家であるとか話にも何にもならない相手だとかみなしているのであれば、私からあなたへの反論は無意味ですから。

5/28のあなたの文面のところどころにそういった見方が表われています。もしほんとうに批判しようと思うのであれば、5/28の文章をもう一度書き改めてほしいです。

私は私に対する礼儀正しい批判には応えるつもりです。

1996.6.11 友田 清司.

友田 様

(4)

先日の私の手紙が大きな不快をあたえてしまった
ようです。おわびします。

いったい大事なことは、松下士人が死人じみたこと
であり、その事実の前に私たちは沈黙するしかない。

私の手紙は「最大の肉題点」と私が思、たまたまそこへ
ぶつきたものであり、友田氏の感受に対して配慮が足りな
かったといえはそれとおりでしょう。

ヒアエが3点訂正します。

- (1) P1の10行目 (あす11日悪意をもて) を削除する
- (2) P2の11行目~12行目 「遺稿への理解 以下 2行削除
- (3) P3の4行目 図書館 → 図書室

お礼とよしとかわかすかも知れませんが、^た教壇しかお合いい
ありませんか。私はあなたを友人と認めています。

さうも思えば友田氏に電話しあつて提起をしよう
と思つていたところですよ。

何か一番大切な何か? <刊行リスト>だと私は答えます。

<刊行リスト>を自由に羽ばたかせるべきです。

そのためには 刊行委員会へ変身もしよう、と私は思っています。

(コペーシ人に渡すことは大事なものじゃない)

何か大切なのは人によつて違つてしよう、そして大切なものを

育てるためには対話と批判が必要ですよ。

野原のようではない批判か!?! よろしくお願ひします。

野原

96.6.13.

かよ。

。松下氏の文章を認むことは、理解するよりも
六甲の石ころだらけの斜面を歩くことに似ている
かもしれる。

。友田氏にと、これはどうですか?

。友田氏の試みも刊行委員会の持統の模索過程
の一側面であり、

永里繁行 矢付 仮斐 祐昌(四)の刊行委員会が
喰-アブリする正統性をもつて主張するつもりは
ありません。

逆^{物過程が}に現在の刊行委は友田氏や他の人に対し 今だ
充分に備わっている点があると思う。

この点についての質問、要求等大いに歓迎します。

。これはさすがにリラックスした身体で対話をうかがって
います。池田氏とも対話を再開しようとしており、
「抗議 - 百発」というテーマに
収束しないうちにこの原稿をこめて 同封します。

⑥ 1

SUB:低い視点からのユートピアの追求
池田さま

先日、松下氏のことでメールをさし上げた野原です。

10日の夕刊で、津崎さんという方の訃報を書かれたのを読みました。「ヤマギシ会」の初期の会員で<コミュニケーション>を探しつづけた一生だった、とか。64歳なので松下氏より4歳上になります。「70年前後の学園紛争の後、若者が押し寄せ」と記事がありますが、あのころ若者が訳も分からず闇雲に追い求めた<何ものか>を、それ以前からそして死ぬまで一貫して探求したという点では、松下氏と共通するかもしれません。

もう一つ興味を引かれるのは「部屋に残されていた36冊もの日記」。死者は私たちに物を残すことしか出来ない。「日記を預かったものの」、どうしたらいいのか。死者は生者の幸せだけを望んでいる。遺品の重みが生者を苦しめるのなら速やかな廃棄をこそ死者は望んでいよう。さて、ここで生者は一つの決断をする。思えば「廃棄?」という問いは一つの罫だったのだ。廃棄を選ばなかったらそこで「遺品」は遺品ではなくなり、自己の責任で取得したものになる。死者は生者に小さな問いをひっそり残しておくことしかできない。

さて、5月25日の私の抗議に始まったメールのやり取りはこの間中断しておりました。「抗議-防衛」というゲームに収束していく様相があり、それをなんとか出来ないか、と考えておりました。

>> ……、私がこれまで提出してきた表現は、可能な限り自分と読者の
>> 対等で自由な関係の媒介としていくことができるものを目指してき
>> た。不可避的な手続きをしいられる場合には、そのしいられ方を必
>> ずどこかで転倒しようとしつつ。
(松下 昇 「表現集・3」あとがき、より)

☆ わたしのたまたま読んだ二つの新聞記事では、池田氏は新聞記事にはめずらしく自分自身のパーソナルな情感を出しておられる。「花ちゃんにどう話したらいいものか。」「いまはただ、そういう人がいた、ということだけ」
対話に向かって開かれた文体を持っておらると思います。

そこで、この間の記事とメールから、幾つかの論点を並べ、対話の継続の可能性を探ってみたい。

☆ 「……懲戒免職。その後も大学内の廊下でタコ焼き屋を開業し、」
この文章は面白い。それは「タコ焼き」という言葉が固い文章のなかに突然現れるおかしさだけによるのではない。首切られたので、しかたなく次の生計のすべとしてタコ焼き屋を始めた、ように読める。そうでありえたら良かったのに!? たぶんその時すでに松下は当局から構内立ち入り禁止処分を受けており、国家権力の過激な排除に対峙し何かを持続的に行っていこうとももちろん松下たちはしていたが、力不足ゆえそれはゲリラ的、極度に散発的なものでしかありえず、生計を助けるところまでは到底いかなかった。私は事情をよく知らないが、そんなふうには推測できる。厳密に言えば誤りでも、「大学内の廊下でタコ焼き屋を開業し、」というイメージには松下の愛したプレヒト〜筒井康隆の「肝っ玉おっかあ」風のユーモアがあり、松下氏は喜ぶかも。

☆ 「申し立て人は、一九七〇年に神戸大学が懲戒免職処分を発表して以降、また数々の刑事事件の被告人になることを強いられて以降、あらゆる職業から追放され、その時々仮装的なフリー・アルバイトによって生活してきており、この数年の実質的な年間所得がずっと七〇万円に過ぎないことは区役所作成の書類(疎明資料5)からも示されている通りである。」

(松下 昇『概念集・9』の「執行抗告〜即時抗告〜訴訟費用免除申立」p9)
裁判所に納付すべきとされた訴訟費用のために、松下氏の銀行の普通預金が差し押さえられた時の抗議の一部です。

長い文章を引用してしまった。(この文章は私にとって特別の意味があるものだがいまそれは置く)ところで、池田氏の記事では、「年収80万円」という数字が登場する。10万円違う。小さな違

いで、意味に違いはないかもしれない。でもこの80万という数字はどこから来たのだろうか？

「個人文集に記していた。」と書かれているので、「概念集」かなにかに載っていたという意味だと思うが、どこにあったのですか？ 教えて下さい。

☆上記で、松下の文章を少し長く引用した。「どうやって暮らしてるの？」というのが免職後の松下がつねに浴びせ掛けられた問いだった。その最後で最大のものが池田氏の問いだったとも言える。一般にこれは、庶民～生活者にとって切り札の問い、だと思う。

「タコ焼き屋」…結構やるじゃないの。でも美味しいのかしら。

「翻訳」…何のかんのいっても、お賢いから。

「年収70万」…70万で暮らせるわけが無い。ごまかしているのだ。

「収入がない」…パトロンでもいる、それとも親が金持ち？

と全て自分のいままでの見聞に引き付けて無理矢理解釈してしまう。どう生計を立てていくか、は最大の問いであり、他者にとってそうではない可能性なんか考えられない。松下もこの問いに特別の答えを持っていた訳ではなく、松下とその家族の苦しみと悲鳴は上記の文章にもほんの少しだが伺える。

☆「どうやって暮らしているの？」という問いは、他者を自己の生活思想にあわせて縮小してしまうという点をもつ。その点では子どものない夫婦に「まだなの？」としつこくたずね続ける無神経さに似てもいよう。が、「袖触れ合うも他生の縁」「二杯でも三杯でも飲んでいきなさいよ」みたいな庶民の優しさにも通じている。

☆……そんなわけの分からない＜問い＞など見えないフリをして跨ぎこし、とにかく取り敢えず

「大学卒業資格」を取りなさい。……

これが大学紛争の渦中にあった子への親の普遍的なメッセージであり、松下はその命令の前に立ちふさがるものとしてあった。松下はその＜位置＞を一生保ち続けたが、それは「倫理」とは違うものだと思う。

☆倫理を越えたものとは何か？私はここで行きずまってしまったので、概念集を探してみた。

- >> 職業ではなく、被告人や前科者のように法的に強いられた状態および、病人や老人や死者のように存在的に強いられていく状態によってこそ人間の特定を、あらゆる可能性を発見する視点からなしうる
- >> のであり、
- >> 現時点の仮装を強いる自己～世界の構造を意志的～生涯的に追求する仕方、総体的な関係の中での役割や立場が普遍的に開示される
- >> のではないのか。

(松下昇 「生活手段(職業)」概念集・2 p22より)

☆松下氏の文章は、自分なりに展開(誤解)していかなければ了解できないところがあるようにも思う。上記の文章からはわたしは次のように連想した。女性性を肯定的に捉える考え方より、女性の作られ方(抑圧)を強調しそれを転倒していこうとする抑圧派フェミニズムの方が、より生産的だった。人の生き方はもっと多様で豊かなものでありうるという発見は、いまや女にも男にも開かれたものだ。といっても毎日毎日同じようなことをどうしてもしなければならぬ(例えば家事)って嫌だよね。その「強いられた」状況のなかに、他者を招きこみ共に生きようとする。生涯的に追求するとは、一生を力みかえてどういふのではなく、夢やまどろみの時間にこそ、追求するということだ。フェミニストが性差と見えない労働(家事労働)について展開した試みを、別の、私たちが自明とみなしている社会制度の中に見出し、優劣の劣位の側から見た世界像を提示することにより、転倒していこうとすること。松下が追求しようとしたのは、そういうことかもしれない。

☆庶民や子供といった低い視点から、ユートピアを追求することで生涯を棒に振った男の人生を、暖かく見ることによる叙情。池田氏のモチーフを勝手に要約してはいけませんがそんなふうに思いました。「低い視点から/ユートピアの追求」という点では、松下氏と通いあうものがあるとも言えるなど。

☆長くなるのでここで、いったん切ります。対話の継続をよろしくお願いします。

6月14日 野原燐

不確定な会議に向かいつつ

もう一緒に自動販売機のビールを飲むことも、郵便受けの中の封筒にやさしい筆跡を発見することもないのだ。

彼はいつも私に黙ったまま告げた。「その苦痛の根源を表現域に押し上げれば全容が見え始め、もつと楽に生きられるのではないか？」と。そして、彼は自らの表現が、誠実に生きようとする他者の苦痛を幾分でも和らげる力を持ちたいと願い、接する人々との間にこの世界に対応する時の何らかの共通性を捜し出して、共に生きようと要請した。

やり残したことなど無かった。その都度、幻想性の極限まで旅して生き切った△最初△の人だった。自らのやり切れなさを丹念にたどりつつ彼の闘いの幾分かに共闘できる主体たりえなかつた苦痛が、生身として彼の存在しなくなった世界の、荒涼とした風景をさまよう。

松下さんは死んだのか？否……

そうではなく、現在の全ての権力性のちやちな殺意からざらりと身をかわし、より巨大な△最終△的闘いの局面に向けて△ラセン△状に出立したのだ。

私たちに要請されているのは、それぞれの全共闘性（△ラセン△情況論17頁参照）をさらに深く潜りなおしながら、二十一世紀的△全共闘△に届けるべき表現過程を△読み△始めることである。

1. △資料△をどこで、どう保管△廃棄するか？
2. △資料△をどう、継続的に展開するか？
3. △資料△を今後、誰にどう届けて行くか？
4. △資料△を新たに、どう収集△作成して行くか？
5. △資料△と情況との遭遇に、どう対処△加担して行くか？
6. △

この微妙にからみあつた自問の渦を共有する人々の結集軸を見つけて行きたい。

基本的には、△非△存在を不可避とする人や関係の動きを中心に置くこと……

各人の自由な展開が、錯綜する様々な壁の向こう側に公開されて行く△場△において、
さるうじて保管△廃棄△が可能となるのではないか？

△一九九六年五月一八日△

(趣旨)

概念集シリーズの直接的な継続は、松下さんの△非▽在によって不可能となった。この中断の意味と意志を私たちはどう受け止めればよいのか？火葬に立ち会った親族や知人のうち比較的若い(？)数名が、刊行作業の連続性という課題の前に立ちつくした。今ここで、不十分な抽出や構成になることを恐れずにあえて提出しようとするのは、松下さんが刊行過程にこめたメッセージをより多くの人たちと再確認し、刊行委への積極的な参加を要請するためである。巨大な表現過程のうねりが、私たちの非力や限界をのみ込んで何事かの開始を願っているから・・・

(構成)

① 遺書の位相

主な掲載資料↓遺書 一九九二年三月一日↓松下昇

新聞各社の死亡記事

《光でできたパイプオルガン》友田清司氏の表現 松下昇遺稿集の公開について等

野原燐(八木)氏の友田氏宛書簡等

その他関連表現

どんな善意に基づく発想から出発したとしても、身体的消滅の後も存続し成長する表現の生命性を抑圧するシステムに私たちは常に包囲されているという自覚が不可欠である。松下さんに接したそれぞれの位置から問題点を把握して行く媒介としてリストに加える。

② △資料▽からの視線

主な掲載資料↓概念集・9 表現の重心↓序文の位相で↓

同 既刊表現の総体と今後の作業方向

概念集・5 資料の位置

その他既刊パンフの中から仮装的刊行委への呼びかけ

その表現過程の△資料▽に注いでいる私たちの視線は、むしろ△資料▽からの視線に包摂され、その緊張関係において豊かな公開性の本質に招かれている。今ごろになってそれに気付く痛苦の思いを転倒して行きたい。

③ ↓ラセン状↓の軌跡

主な掲載資料↓概念集・別冊2 ↓ラセン情況論とあとがき

批評集γ篇・6 序文

概念集・7 目次風の序文

その他既刊パンフの中から「ラセン状」への言及表現

松下さんはいろんな所に「ラセン状」というイメージを登場させている。そのイメージの内包する方法や情念の深さを受け止めつつ、情況の深部に到りたい。

このメモは不安を抱えての手探りをそのまま、今後の媒介になればと思い公開するものであり、他の人の模索とつき合わせながら再構成して行く。

一九九六年六月六日↓

永里繁行

野原 燐様

いろいろとご心配頂きありがとうございます。現在はなんとか落ちついておりますのでご安心下さい。

パンフ類、確かに受け取っております。ありがとうございました。

私の現在は、永里さんの「不確定な会議にむかいつつ」の冒頭部分の「もう一緒に自動販売機の・・・」にひそむ永里さんのくかなしみ>に共鳴しつつ、永里さんのように「松下さんは死んだのか？否・・・・・・そうではなく・・・」と展開していけずに、そのはざままで揺れています。

松下さんを過去形で語ろうとする、あるいは語りたがっていた者たちが、いっせいにかまびすしく現れるだろうとは予測していましたが、遺稿集などという発想が出てくるのも当然でしょう。遺稿集については野原さんの意見に基本的に同意します。

基本的にと条件をつけたのは、「読者の知る権利」という言葉に異和を感じたからですが、文脈をたどれば「<非>存在を不可避とされるものに開かれているかどうか」という意味にとれるので、その意味でなら、同意したいと思います。

以上とりあえず、ご返事まで。

広部 誠一

1996・6・4

(4)

6/10 毎日 (9)

今月2日、大阪市西成区の方トリック教会でさきやかな葬儀が営まれた。賛美歌で送られたのは津崎鉄男さん64歳。日本各地の土下ピアを訪ね回った後の天国への旅立ちだった。
 三重県に本拠をおく共同体「幸福会 ヤマギン会」の初期の会員で哲学者、鶴見俊輔さんを「村」に案内したり、「日本ユートピア学事始」といつ共著もある。70年前後の学園紛争の後、若者が押し寄せ、「村」は急激に拡大。そのテンポになじめず、82年に妻とる人の子を抱え、「村」を去った。しかし、50歳を超え、難民生活を余

夢のあと
 置かされた。九州の妻の実家についたん身を寄せたが、妻子と離別。水俣や各地の共同体を訪れたあと西成区に落ち着いた。そこは廃品回収を営む生活共同体で、生活費以上のものは世界の貧しい地域に送っていることだ。
 部屋に残されたのは36冊の日記。それは毎朝必ずついてきた。おれもいって始まってババ。ユートピアとはもともとどこにもないところという意味だが、彼がその旅の最後に求めたのは、2歳のときに別れた娘の幻だった。日記を預かったものの今春、高校に進学した花ちゃんに話したらしいのか。【福田 知隆】

八木孝三様

6月付のお手紙と、八木さん、永里繁行さん池の方々の
文書および資料をありがとうございました。

私たりの救護連統会も支援して下さった竹中
千恵子さんには数回お目にかかったことがあり
ますが、関西の皆様と面識を得る機会でもある
と思ひ、追悼会に参加させて頂きました。

会の進行はほぼ予測していた通りで、主催メンバー
が甜であれ、おそろく同様の展開になったことではな
う。その意味でも、また一定の公開性はあったこと
から、八木さん以外の方々も参加されたほうが
よかったのかも知れません。自らの記事内容を
確認するために()出席された池田知隆さんの
参加力は評価いたします。

松下昇さんなま後の刊行委員会をどう継承
していくかについては、まだ精神的、身体的、物理的
(時間的)余裕がなく、さし当たっての私の心境は
追悼文に託したことに尽きます。是非に関連して

八木さんのお手紙の末尾にある、たつこのご要望に応える
 ことにしました。一面識もなき私に追悼会の連絡を
 いた下さった友田清司さんの厚意を無にいたく
 ありません。あくまでも非公開を前提条件として、
 友田さんへのお礼の返信コピーを同封します。
 私自身は訃告を批判するほどの総括はまだ
 何もいっていません。投函した後、次第に気が重く
 なって来たというのが率直なところです。

救済連絡会での松下さんとの共闘はともかく、
 刊行委の一員としての私の任務は徹々たるものでした。
 たまたま私が理論物理の研究者であったために、
 自然科学分野、特に物理、数学、技術論について
 松下さんに質問攻めいただき、松下さんが納得
 するまで資料、解答、解説を提供し続けること、
 おまびパンプの作成と刊行のために、ごくわずかの
 カンパも持続したことをくわいびです。その見返りが
 如何に大きく豊かたものかあはは言うまでも
 ありませんが、それは私と松下さんの力量による
 ものです。残されたわずかな時間で、松下さんの示
 唆をどかどか活用し活用できるかを考えています。

当たり前な事ですが、追悼会における
 発言や、今回送ったいただいた文書から、各人の
 松下さんとの関わり方は多岐多様であり、
 そのそれにとり、松下さんの存在がどんな意味を
 もつていたか、そして、いかにどんな意味をもち
 うるのかを問ひ直し、ある程度見きりあるには
 まだかなりの時間が必要であるように感じ
 ました。そうした多様な模索の延長線上に
 永里さんの言われる「特に若い世代を中核と
 した」と「結果軸」が形成されることを遠
 隔の地で感じ、見守っています。

松下昇さんと最中関わりが深かった松下
 恵美夫さんが情状に強いくゆて、当然の間
 沈黙させざるを得ないと思察されますが、
 たとえ一方通行になったとしても、最大限の
 情報を恵美夫さんに届けて下さるよう、
 皇弟後にお願ひいたします。

'96.6.23 山浦 元

山浦元様

お著しいごいせんか、お目にかつてから一月、アツという間に
過ぎました、この節はお忙しいうちにお呼びなすべく
申し訳ありまじりました。

先日お平紙並に松下先生の追悼の資料を頂き
有難うございました。

直接にお存じなす方でしたが、拙著にお寄せ下さった
好意溢れる評を改りて読み返して感入りました。

松下先生の言葉にありまじりましたが、上京の折は頂をまじり
準備書面、お著の立場をより国側も裁判所も
反論の余地のないすばらしい内容で、勇気がすくれまじりました。
全国一斉の三七日の碑を総念に行つて参りまじり、
発言させ世に伝えるかどうかですが、事前に厚回書を出して
ありまじり、誠に下つてまじり。

「時局と真相」をお届けし、巻頭の軍國の七靈」などの
言ひ合は嗜飯ものですが、大真面目にせん主張が出来るのは
幸せな部類かと思ひまじり、お笑ひ下さい。
お陰様で元気に過しておりまじり、又ご報告しまじり。
いつとうい時候がどうもお大事に

(96)

六月二十五日

沖崎信敏

擬制の告発38—破防法の適用対象が仮に

ありうることをすれば、それは我が原子力

崇拜宗教国家機関自体である—

六甲大地震、阪神大震災、オウム事件、米軍基地沖縄における人権侵害、中・仏の核実験強行、そして高速増殖炉・原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏洩・火災事故と、95年も多災であった。その多災さの質と量が世紀末へ向けて一そう深化、拡大するのは避け難い状況であるが、天変地異に起因する災害を含めてその内実が全て〈人災〉の範ちゅうに属することは明らかである以上、克服する可能性はまだ残されている。

年末に科技庁前で行なわれた抗議集会で、高木原子力資料情報室代表は、「もんじゅ」は原型炉ではなく実験炉であることが明らかになったと述べ、日本山妙法寺の僧侶は、普賢や文殊からの借名は菩薩と信仰者に対するいわれなき誹謗と冒とくに他ならないと訴えた。優れた文学作品、哲学書として聖書や仏典の類を誦んだことがあるに過ぎない筆者にも、宗教者の心情は身に沁みて了解できる。

92・7・17、最高裁第三小法廷で開かれた「もんじゅ」訴訟上告審の最終弁論について本欄で報告し、『危険性、不経済性、反対世論が三位一体となって、仏の実証炉である超不死鳥「スーパーフェニックス」は六月にあえなく絶息した。我が国に欠けているのは世論だけである。原型炉「もんじゅ」の次は実証炉「あまてらすおおみかみ」そして実用炉「かみかぜ」なんて、もうご免こうむりたい。やち部落・竜ヶ窪の名水を利用した環境にこよなく優しい水車発電「ふちがみさん」くらいで、心豊かに老後を送りたいものである」と記したが、原型炉「もんじゅ」の実体は、特攻隊ならぬ実験炉「かみかぜ」だったのである。老後の見通しはともかく、これまでにない世論の高まりによって廃炉に追い込むと共に、巻および珠洲原発計画が消滅する日も視野に入ってきた。その一方、柏崎では世界最大のABWR型原発6号機の試運転が1月29日に始まり、暗雲が深まりつつある。

筆者の研究室では92年度の卒業研究のテーマに高速増殖炉を取り上げていた。「フェニックス、スーパーフェニックス」の事故解析、「かみかぜ」に関する研究会資料、京大原子炉実験所・小林圭二氏の論文などをもとに問題点を分析して学生たちが到達した結論は、当然のことながら「事故は不可避である」であった。そして最も懸念されていた複雑で脆弱な冷却系配管から未曾有の量のナトリウムが漏れ出し、動燃の模擬実験では予測しえなかった一千度を超える激しいスプレー燃焼、火災が持続して、酸化ナトリウムなどの有害化合物が建屋内外へ広範囲に拡散するという、世界の高速増殖炉史上でも類例のない最悪の事態が発生したのである。

動燃にとって災害の規模以上に〈予想外〉だったのは、六ヶ所村ウラン濃縮工場の場合と同様、事故原因そのものであった。これを記している時点で、二次冷却系の配管に差し込んだある温度検出器48本のうち一本のさやの先端部分が破損し、配管内を流れるナトリウムが検出器の内部を通して保温材の外部に流れ出した事実が、ほぼ確認されている。だが、この事故はほんとに予想外だったのか？

動燃は、実験炉「常陽」では同種の破損が起らなかったとして、単に全出力時における秒速5mのナトリウム内でさやが共振しないことを計算上確かめた(ほんとか?)だけであり、模擬実験は一切行っていないからである。ところが事故後のコンピュータ解析によると、さやの固有振動と流体振動の周期が近くなれば共振現象が生じ(当たり前である)金属疲労が強まることが判ったという。因みに事故当時の出力は40%、ナトリウムの流速は2m、温度480度、内圧2気圧であった。この条件下ではどうだったのか?

模擬計算(シミュレーション)は、その前提条件である入力パラメータの種類と数値を適当に設定すれば、任意の結果を導き出せるものである。第40号の公判報告で紹介した六ヶ所村再処理工場の臨界計算コードは、それ自体が恣意のかたまりであった。「常陽」が臨界に達する前年の76年に、物理学者・武谷三男氏は「模擬計算は条件の違う実験点の間を内挿してつなぐには有効であるが、実験もしないで結果を予測するほどの理論的な力はない。シテムに関する数多くの実験を様々な条件で繰り返し、その結果をもとに一步一步実験式を作り確かめていかなければ、信頼できる計算とは言えない。また原子炉の安全性を評価するためには、計算機コードの公開は絶対に必要な条件である」と、技術論のイロハを指摘している(原子力発電、岩波書店、絶版)。

即ち今回の事故は、技術の本質規定(技術とは人間実践における客観的法則性の意識的適用である)に則して言うと、対象系の客観的法則性を把握するに際して不可欠な実験段階が一切欠落していたがゆえに、一〇〇%の確率で起こるべくして起こったに過ぎない。一事が万事に通底しているの言うまでもないだろう。実験炉「かみかぜ」たるゆえんである。

原子力への幻想が払拭し切れていない限界があったとは言え、武谷氏および昨年4月に逝去された小野周氏らの共同研究による同書の先見性は、その数年後に世界を震撼させたTMI炉心溶融から現在に到る原子力関連事故総体を明確に予測しえていたと言ってよい。私事であるが、学生時代に小野氏の熱統計力学の授業があった。他学科からの聴講者が絶えない懇切丁寧な名講義であった。その後も、学問・研究とは単なる知的遊戯ではなく、不条理とたたかう営為に他ならないことを氏の姿勢から示唆されてきたように思う。TMI事故当時の切り抜きノートによると、小野氏は朝日新聞紙上で彼我の原子炉の安全設計が欠陥だらけであることを徹底的に批判し、事故原因がはっきりするまで運転中の原発を全て停止せよと求めた上で次のように書いている。「一番気になるのは、我が国の原子力安全委員会の態度だ。事故の内容そのものも判らない段階で、日本の原発では起こらないという趣旨の声明を發した。これで安全委員会の信用は失墜し、今後この委員会を信用する人はなくなるのではないか。」

チェルノブイリ暴走事故の際も全く同趣旨の声明を發した原子力安全委員会は、もともとない信用が失墜するわけがないと言わんばかりに居直り続け、自ら擬制的存在であることを認める言辭を平然と繰り返している。ウラン濃縮工場で続発した一連の深刻な事故に関する青地哲男・原子力安全専門審査委員の証言を速記録から抜粋してみる。専門者は国側代理人

(代) それで最後に5分ぐらい時間を頂きまして、本件濃縮工場で操業後に起こったいくつかの、我々不具合、具合の悪い点と、不具合と呼んでますけども、それについて、ごく簡単にふれておきたいと思えます。これは昨年2月の計測制御設備の異常発生についての報告書ですが、このことはご存じですか。

(証) はい、科学技術庁から説明を受けてまして知っております。

(代) この伝送ライン(の故障)というのは、証人が本件安全審査で審査した事故に入るのでしょうか。

(証) いや、入っておりません。

(代) その理由は。

(証) 伝送ラインというのは、その計測制御を実施する設備、機器の間に信号をやりとりする、まあ媒介をすると、それだけのものがございますので、よって安全審査はしておりません。

(代) この異常事象(廃品第一段コンプレッサの故障)ですけれども、これについて証人がなさった安全審査との関係で、何か問題がある点があるとお考えですか。

(証) いや、ないと思います。特別なこととは私はそう思っております。

(代) これは、それ以外の本件濃縮工場で起こった不具合について記載されている文書ですけども、これらの不具合については証人ご存じですか。

(証) はい、ここに参ります前に科技庁のほうから説明を受けました。

(代) それでご存じだということですか。

(証) はい。

(代) その限度でしかお聞きできませんが、これらの事象は証人が行なった本件安全審査と関係があるとお考えですか。

(証) いいえ、これらの不具合と言いますか…は、全くその、何と言いますか…、現場の、まあ、施工に関係するような問題でございますので安全審査の対象とはならないと、ですから関係ございません。

裁判長は元来丸い目を一そう丸くして、科技庁官僚が資料と共に手渡すメモを読み上げる証人を不思議そうに見つめていた。青地証人は去る2月2日、伊東良徳弁護士による反対尋問で、一分間に3万回転以上とされる超高速遠心分離機の共振点の存在や、ウラン臨界計算の入力条件に関して全く未確認、未審査であることを認めた。この人たちは、自らの学問や知の所有の仕方、所有のさせられ方に全く気づいていない、あるいは気づこうとしたこともなかったのだろう。ほんとに悲しいことであるが、これが原子力産業界を牽引する国家機関の形骸化した赤裸々な実態であり、全国各地の法廷で日常的に展開されている光景なのである。思えば核燃提訴以来、私たちの相手は、竹下、宇野、宮沢、海部、細川、羽田、村山、橋本と転変したが、最高責任者である彼らと歴代の科技庁長官、原子力委員長が異議申し立ての場や法廷に姿を見せたことは一度もなかった。ナトリウム漏洩は必然だったのである。

動燃は青地氏にならない前代未聞の事故を事象と表現して軽視し、地元住民と世論の憤激を買った。あまつさえ、情報と事故データの隠匿、捏造を謀って虚偽報告を行ない、幹部職員を（自殺）に追い込んだ。これを法的に表現すれば、慢性骨髄性白血病で死去した浜岡原発労働者の場合と同じく、原子力エネルギーという名の物神崇拜を旨として、官、産、学が癒着し一体化して形成された我が国最大の原子力宗教政治集団による（未必の故意）に基づく構造的殺人に他ならない。然るに、情況の深層にまるで無自覚な動燃理事長と科技庁長官はそれぞれ「理事長としての責任を厳しく受け止めている。職員は団結して原因究明に精励している」「誠に残念、二度と起きないよう厳格な対応をしたい」と的外れな常套語を繰り返すのみであった。

原因究明を徹底すれば、下請け労働者の被曝が激増する。原因究明や今さら地震を想定した過酷事故対策など何もしらない。これ以上、被曝労働者、あらゆる犠牲者、そして処分不能な核廃棄物を生み出してはならない。彼らが真に責任を取り、不幸な事態を二度と引き起こさないために取るべき唯一の用途は、既存の全原子力施設を即刻閉鎖することである。原発に限らず、過酷事故が生ずる可能性のある巨大技術は根絶すれば済むことだ。どんな対策を講じても事故は必ず起こる、しかし、無から有は生じない。これは科学技術の安全性に関する絶対的真理である。

だが、核エネルギー、とりわけプルトニウム幻想に取り付かれている彼らは、再処理工場の建設費が当初の見積りもりの三倍に当たる2兆円に膨張した現在も、依然として再処理と増殖の規模の見直しを云々するに止まっている。近藤駿介東大教授は「今回のナトリウム漏れはレベル0か1の事象なのに事件になってしまった。もんじゅの臨界当時、マスコミは過激なまでにナトリウムを水と激しく反応する危険な物質と紹介していた。原子力関係者と公衆のナトリウムに対するこの危険感の違いが大騒ぎになった最大の原因だ（エネルギーレビュー、2月号）」と、例によって臆面もなく報道と大衆を批判していた。つける薬がない。国家機関を母体とするこの狂信的な原子力教団内に、近藤氏の如く研究費と仕事と業績を求めて莫大なお布施に国民の税金に群がる信者、科学技術者らを利用してウランとプルトニウムの軍事転用を目論む政治家、官僚、企業体が潜在しているのは疑う余地がない。

折りしも1月27日、フランス政府は世界の抗議の声をあざ笑うかの如くファンガタウファ環礁を破壊する第6回目の暴挙に出た。フランスの最も親密な同伴者として再処理事業に協力し、核燃サイクルと高速増殖路線を踏襲してきた我が国の原子力教団は、国内外の地域共同体を分断、収奪して生態系を破壊し、平常時被曝、福島、美浜、敦賀等の数え切れぬ事故によって、地域住民、労働者、職員を蝕びみ傷つけ死に至らしめ、プルトニウムとガラス固化体の輸送を強行して、沿岸諸国を恐怖に陥れてきた。①その圧倒的な組織性において、②自前の核武装国家樹立という究極の政治目的において、質的にも量的にもオウム教団などは比較にならない彼らは、③将来も継続、反復して暴力主義的破壊活動を行ない、主権者たる国民および国土を破滅に導く明らかな恐れがあると言わなければならない。

即ち、ひたすら破壊活動に専念してきた違憲存在そのものである原子力教団＝現国家機関が、同じく違憲存在である破壊活動防止法を他に適用しようとしているのが、決して現実化させてはならない自家撞着きわまる現在の虚構の構図なのである。破壊法の適用をひとたび許すと、その適用および破壊法一般に対する批判活動総体が即破壊法の適用対象になってしまふ恐るべき悪法であることを銘記しておきたい。その上であえて述べると、右の①、②、③からして、破壊法適用の三要件をほぼ満たしているのは、唯一、我が原子力崇拜宗教国家機関自体であることが判る。悪法を自らに適用すれば、違憲存在同志の相互消滅が成就するに違いない。

(96・3 原告 山浦 元)

註記―本稿は〈松下オウム論〉への共斗の意もこめて執筆したのであったが、反核燃関東原告団機関誌「げんこくだん」が第42号以後刊行不能に陥り、幻稿となった。

(98・4 筆者)

友田清可様

「ひかりだより」響き、コピー端会議からしを
ありがとうございました。

五十嵐良雄さんは心臓の重圧をおいて

遠拝会にどうしても行きたいと言わゆるし、

私も関西の比留様に一度お目にかかる機会

でもあると思ひ、5・26に^(同行し)出席させて頂いたのみ

まりました。一面識もない私に連絡して下さり、

改めてお礼申し上げます。

会の進行状況はほぼ予測した通りで、

主催者が誰であれ、同様の展開になった

ことば、よろ。

遠拝会における発言から、各人と松下

昇さんとの関わり方は多様であり、

そのなかにとりて松下さんの存在がどんな

意味を持つていたか、また、そこからどんな

意味をもちうるのかを問い直し、ある程度

見きりめるには、かぎりの時間が必要である

ように思いました。そのなかの十分な模索の

No. 1

1974年 5月 1日

延長線上に松下さんの仕事を継承していく
 新たな刊行委員会が形成されることを
 遠隔の地で願い、見守っています。私たちの
 救援連絡会も、20年近くに及ぶ裁判闘争を
 総括するのに一歩を踏み出しました。友田さんや
 八木さんたちが松下さんととりゆけ近い関係に
 あったことは理解できますが、必らずしもそんば
 なかった多くの方々への配慮が必要なのでは
 ないでしょうか。追悼会およびその後の状況
 松下さんは深い跡を残さなから見守
 っている気がします。

松下昇さんと旦那も関与りの深かった松下
 恵美子さんが情状に強いかゆて当分の間
 沈黙せざるを得ないと推察してあります。が、
 たとえ一方通行になったとしても、最大限の
 情報を恵美子さんに届けて下さるよう、
 最後にお願いいしておきます。

96.6.25 山浦 元

以上とはほぼ同様の要旨日は、八木さんへも
 伝えてあります。

コピー端会議から

第1号

1996年6月15日

《光でできたパイプオルガン》では、1989年4月より「コピー端会議」と呼ぶ意見交換会を開いてきました。きっかけは、表現変革運動に生涯を懸けていた松下昇氏が《光でできたパイプオルガン》の「1枚3円！」の格安コピー・サービスを毎週定期的に利用するようになったからでした。松下氏は、27年前ごろ〈全共闘運動〉の嵐の中で、大学と大学で過ごす人々がその存在の根拠を根底から問われたときに、文学者としてのひとつのあり方を自ら示した人物です。氏は、混迷する現代を透視するためのいろいろなヒントを提供していたと思いますが、その〈難解〉に見える言動のためにか、長年にわたって論争を続ける人はほとんどいませんでした。

5月6日に松下氏が永眠されて、コピー端会議には目に見える参加者はいなくなりましたが、松下氏の思想・人間・生き方を知りたいという人がところどころにいるようです。《光でできたパイプオルガン》の「コピー端会議」の延長として、私が生きているかぎりには、いろいろな場で語り続けたいと思っています。もちろん、松下氏のことだけにかぎらず、私にとっても〈全共闘運動〉以後の問題と子供たちを含めた現代社会との関わりを自ら問う場でもあります。この「コピー端会議から」のコーナーもそのひとつなのです。

神戸大学新聞部からの取材

先日（6月6日）、神戸大学新聞部の人から連絡があり、松下氏のことで取材にきました。27年前に追放された大学の学生から、松下氏がどんな人だったのかを問われるとは、なんと奇縁なことかと思えます。二十歳を少し過ぎたくらいの若い世代の人の顔を見たとき、たったひとりの人間のことを伝えるだけなのに、膨大なエネルギーが必要だと思った瞬間、めまいががしそうになりました。けれども、若い世代であればこそ、語る内容に普遍性がなければ、伝わらないわけで、聞く聞かぬに関わらず、ここはひとつの試練だと考えて、私は世代を超えたことばを手探りしながら、語ってみようと思いました。

松下氏の著作を公開しています

松下氏は、ここ十年近く「松下昇批評集」「松下昇表現集」「松下昇発言集」「神戸大学闘争史」「松下昇概念集」などをパンフレットの形で発表していました。《光でできたパイプオルガン》のコピー端会議の部屋には、一通りそろっています。どうぞ、手に取ってご覧下さい。ただし、「複写」については、まだ複雑な気持ちで、どうしてよいか迷っています。説得力のあるご意見を下さい。遺書には「遺品を複写しないこと」と書かれていましたが、ここにあるのは「遺品」には当たらないと思いますが……。

人物事典での「松下昇」

五十嵐良雄氏提供の朝日新聞社刊『現代人物事典』より

松下昇 まつした・のぼる

詩人。1936（昭和11）年3月11日奈良県生まれ。63年東大大学院修士課程（独文）修了後、神戸大学講師。68年、69年の大学闘争を最も鮮烈に闘った文部教官として70年10月16日〈懲戒免職〉。松下の闘争はいわゆる造反教官の闘争とは次元を異にしており、このことは69年2月2日、神戸大学教養部掲示板に張り出された『情況への発言』に正確に表現されている。「……この〈スト〉を媒介にして何をどのように変革するのか、それを持続拡大する方法は何かを一人一人表現せよ。少なくともこの実現の第一歩が大衆的に確認されるまでは〈私〉は旧大学秩序の維持に役立つ労働（授業・しけん等）を放棄する……」。これは、砂川闘争から出発した1人の詩人がハンガリー〈革命〉を契機

として現代史の評価軸の転倒を体験し、さらに60年安保闘争（6月15日松下は樺美智子と同じ隊列にいた）を経て果てしなく分裂抗争を続けていく分派闘争（現在の党派状況もその延長線上にある）のさなかにおいて、詩と政治の二元論の克服、いかえれば主体の変革と情況の変革は厳密に対応するということの徹底的な検証なしには一步も進めぬとの自覚に到達し、その自覚の上で立てた『情況への発言』であった。それ以後の松下の表現行為は、一見それがいかに奇妙で難解にみえようとも、ひとたび発したみずからことばを物静かに生きていく詩人の生の軌跡にほかならない。1女まやの父。作品として『六甲』『包囲』『松下昇表現集』がある。
(浅野利昭)

密葬から追悼会までのこと

「密葬から追悼会までのこと」については、いつか詳しく書くにしても、今は「もっと優先して書きたいこと」があります。松下氏に関わったことのある人で、何かを書こうと思っている人は、みんなそうではないでしょうか。

密葬から追悼会までの私の言動に不信感をもたれている方々に言っておきたいことがあります。くれぐれも「投げやりなことば」や「けんか腰」で自分の意見を言うのはやめて下さい。いろいろな疑問には、それぞれの立場の人に配慮しながら、ゆっくりとていねいに回答していくつもりでいます。どうも松下氏の周辺には、極端に自己中心的で、理屈こね屋が多くって、広い視野でものを見ないタイプの人が多いようで、正直なところ、この間かなり疲れしました。

人間として大切なことは、もしもそれまで信頼していた間柄ならば、事情のわからないことで不信感を決定的にしてはいけないということではないでしょうか。裏の事情がわからないときの判断の中にこそ、それまでの信頼の質が見えてくると思います。そこには、私が「たとえ事件が〈藪の中〉でも、はっきりと見えているものがある」というときと同じ構図があります。（信頼感を失った者たちよ、去るがよい。）

ひとことだけ。松下氏の追悼会をやって、—— よかったと思います。参加して下さった方々、それぞれに心のこもったことばを聞かせていただきまして、ほんとうにありがとうございました。

響き 第2期/第1号/1996年6月15日 《光でできたパイプオルガン》
〒657 神戸市灘区上野通3丁目10-18 ☎ 078-882-024 編集・発行=友田清司

松下氏配布の資料公開について その2.

※ タイトルを5月25日に発表した「松下昇遺稿集の公開について」から上記のように変更しました。

- ① 松下氏が他界して1か月以上経過しましたが、私はまだぼわ〜んとした気分です。関係者(?)のみなさんにおかれましては、いかがですか。松下氏を知っているそれぞれの人にとって、存在感のとても大きな人だったと思います。中には、氏の思想的営為に強い関心を寄せ、私の資料公開に関する意見に対してキリキリした気分である人もいるかも知れません。私の気持ちのペースからですと、まあ夏くらいからぼちぼち方針を再検討して……など思っているのですが、どうも私に比べてせっかちな(?)人たちが確かにいるようなので、取り合えず基本的にはオープンな姿勢もっているつもりであるということを示しておかなければいかんかいなと考えて、この「その2」を執筆することにしました。
- ② まず、この間ことばの流通が相当に混乱していると思われます。松下氏を含めて、松下氏に関わる人たちは、それぞれに表現にこだわってきた人たちだと思うので、もったきちんとお互いが了解したことばを使用してほしいです。例えば「松下氏が死んだ……」と言いかけると「いや、松下氏は生きています」と言ったり、「刊行委はほとんど松下氏が担っていた……」と言いかけると「我々全員が刊行委である」など言ったり、するわけです。いいたいことはわかりますよ。私は、年数だけ長らく松下氏と付き合ってきたつもりではありませんから……。もしも、私が< >語を理解していないと考えているようでしたら、それはとても失礼な態度だと思いますよ。私が< >語の理解をしていなかったとしたら、松下氏は私を「松下思想の後継者のひとり」として、位置づけていないはずですよ。「後継者のひとり」なんていうとまた問題発言として、あちこちから批判が出てきそうな気がしますね。そのことすら認めて下さらないなら、ちょっと話にならないと思いますね。松下氏と私が<69年>の状況を共有していたというだけでなく、松下氏はかなり以前から「私が松下氏とは違う独自の思想的立場をもって、< >語の翻訳(?)に挑戦していること」を認識していたからこそ、私の力量の小さいにも関わらず、ずいぶんと多くの仕事を私に託したのだと思いますよ。このことが自惚れ(?)だと思う人は、きちんと批判して下さい結構です。
- ③ そもそもある人が言っていることに対して意見を言うときには、その人の言うことをキャッチしてから、自分の言いたいことをいうのがルールでしょう。その人の言う

ことをキャッチせず、自分の言いたいことだけを自分たちだけのことばで言うなんてのは、話し合いの成長度においては中学生以下ですよ。はっきり言って、< >語を使う人の中には、そういう基本が身につけていない人がいますね。好意的に解釈すれば、自分が< >語を理解するだけで精一杯で、人に伝えるほどまでには、応用力を養えていない段階ということが出来ます。でも、プライドはみなさんそれぞれにもってられるから大変……。そういう人とことばを交わすのは疲れます。実は、毎週のコピー端会議のときに松下氏がいちばん多くぼやいていたのが、この疲れだったんですよ。松下氏はやさしいから、みなさんの面前ではあまり言わなかったでしょうから、これを機に私が代わりに言っておきます。

- ④ さて、厭味ったく聞こえるかも知れない前置きはこれくらいにしておいて……資料公開について、ていねいに説明しないとわかってもらえない人もいますから、ていねいに説明しておきます。くれぐれも謙虚な姿勢だけはもって読んで下さい。
- ⑤ *タイトルの変更にも表れているように、前回私が「松下昇遺稿集」といっている資料の名称の問題です。早くから「遺稿」という言い方に批判的なご意見が見られました。要するに松下氏が生前に20人ほど(?)に配布した「松下昇批評集」などのパンフレット群のことですね。それを「紙」と呼ぼうが「レンガ」と呼ぼうが「未来」と呼ぼうが、私にとってはどうでもいいことです。ただ「遺稿」というのは「いかん」という人がいるので、そしたらやめましょう。私は、別にこだわりません。「遺稿」と呼んだ理由は、「松下氏が残した文書」ということで、それなりのイメージでネーミングしたのですが、確かに自分でもうひとつピタッとしていないとは思っていました。特に、その呼び方をしているために、話が前に進まないようでしたら、そう呼んでほしくないという人の気持ちを尊重しましょう。そういう人には、すぐに対案を出すことを要望します。とりあえず今の時点では「松下氏配布の資料」と呼んでおきます。
- ⑥ なぜ、「遺稿」という呼び方に鬼の首でも取ったように批判を加えるかについてはここでは詳しく展開しませんが、表現の背後にある問題点として、指摘だけはしておきます。それは、裁判闘争以後の松下氏と関わった人たちの心の中に、<69年>に松下氏に関わった人たちへの潜在的批判が前提にあるです。残念なことには、私の場所から見ているかぎりでは、<69年>に松下氏に関わった人たちの中には、だれひとりとしてその批判に応えることをしている人物がいません。けれども、批判に応えることをしている人物がひとりもないからといって、その批判が全面的に正しいという理由にはなりません。批判する者自身が相当に謙虚な姿勢で<69年>という時代を見なければ、<69年>を踏まえた批判にはなり得ないのです。実際に、批判に応える人物に会いたいというのなら、私のところに来て下さい。ほんとうは、私が<69年>に松下氏に関わった人たちの中で、松下氏の配布した資料を「遺稿」と呼ぶのに最も遠い場所にいるということを見抜く力が、あの人々にはなかったのですかねえ。

⑦ 私たち何人かの手元にある「松下氏配布の資料」(A)と区別して語ってほしいのが、松下氏宅に残された私信や「松下氏配布の資料」の原本など(B)です。この(B)を松下氏の「遺品」と呼ぶのが適切ではないでしょうか。私たち何人かの手元にある「松下氏配布の資料」(A)を「遺品」と呼ぶのは、ちょっと無理があると思いますが、読者のみなさん、いかがでしょうか。できるだけ、ことばの混乱を避けるために、この(A)と(B)を区別して語りたいと思いますが、どうでしょうか。この前提についても、異論があれば、出してください。

⑧ 私の考えは、松下氏宅に残された私信や「松下氏配布の資料」の原本など(B)については、遺族の意向を尊重するべきだと思います。5月26日の追悼会の席上で、八木氏がそれすらも「刊行委」のものであるかのような言い方をしたために、強くなしためたのです。第一に、遺族と八木氏とは、「遺品」に関する距離が決定的に違うでしょう。第二に、追悼を目的として人が集まっている場で「資料公開についての論議」をすることは、場違いでしょう。場に対する認識が欠けていたと思います。もしも、八木氏が追悼会そのものがナンセンスだという考え方で参加していたり、追悼会を討論会の場にするつもりで発言したのだったら、論外です。第三に、いまになって「刊行委」を名乗るには、あまりにも松下氏の汗水を無視した身勝手な態度だといったかったわけです。

⑨ 私たち何人かの手元にある「松下氏配布の資料」(A)についてとなると、話は変わってきます。先に述べておくと、この(A)は、私のところだけにだけあるものではないのですよ。たまたま追悼会場を提供したり、死亡記事の中に連絡先として私のところが載っていたりしたために、松下氏の思想的営為に関心を寄せる人たちのために、発表したのです。もしも、私が松下氏の死を過去のこととして考えているなら、なぜこんなしんどい発表をするのですか。この(A)は、私のほかの20人ほどの人たちのところにもあるはずですよ。その人たちは、自分の手元にある(A)の公表について、どのように考えて、どのように開示しているのでしょうかね。黙っている人こそ、自分だけの宝物にして棺桶まで持っていくつもりではないのですか。

⑩ 基本的に、私の手元にある「松下氏配布の資料」(A)について「公開」^{は、}しています。

今回は、これくらいで置いておきます。またたくさんの批判(非難でなければいいのですが)が来ることでしょう。もうそれらも一種の楽しみと考えることにします。

1996. 6. 21

友田清司.

・ (196.7.10)



私は、六甲空間に遍在している。
日々が死去と生誕であり、
油コブシが墓石かつ生誕碑である。

松下昇
先日は本気で御礼を言いました。主人の根源的
な生存は、先き方の支えがあったかと思つて
神戸の動きは、私も丁度いいわかんね。
ご挨拶の代わりに。
主人の生きた道標をどうか送って下さい。あねがいます。
又助言して下さい。あねがいます。
神戸市灘区赤松町1-1
TEL (078) 821-4984

松下まや
恵美子

このクニ不承の足場をまやが書きました。

山浦 元様

本年5月6日、松下昇氏が逝かれました。

突然のお手紙で失礼をば思います。氏が生前、刊行物を渡さされていた方々のうち、現時点で所在を把握しうる方へ、さし出していきます。

～刊行過程は、それ自体、未踏の表現～として、余人が手を触れ難い質量へと突出しており、同質の膂力を有する人々の登場があるまで、〈放置〉するほかないので、はいいか？という思いもわいてきます。

しかし、固有の生死からあふれかえっている～に、自らを開いていくことも、私たちが相互に負うべき責任であることは確かです。

何らかの御意見を お寄せ いただければ、飛翔のための手がかりにさせていただきます。

1996年7月18日

永里繁行宛付〈仮装被告団〉
～刊行委員会

刊行委員会への伝言

松下山氏との直接の連絡が不可能となった後の、刊行委員会の連絡先は、

〒802 北九州市小倉北区寿山町六一三五―二〇六 永里繁行気付八仮装被告団 刊行委員会

郵便口座 17480・1191051

既刊パンフの増刷と発送は可能です。今後、新しいパンフの発行が可能などうかは不確定ですが、今までのパンフに出会って、各位が、それぞれの拠点に集積している資料の整理と、資料の原本性に出会う回路の創出と、作業を媒介して、自発的に刊行委員会として出現する方向を模索する必要があるように思われます。その過程で、何らかの結集軸が明確になり、松山氏が切り開いている刊行過程に共闘し、届け、受け取る関係の固定性は、爆破Vされておりましたが、ここで、概念集を含む刊行人物の表現域へ浮上せよ、との状況的要請を受け止め（伝え）ておきます。示唆と共闘をお願いします。

1996年7月16日（時の楔通信第15号発行日から10周年）

永里繁行気付八仮装被告団 刊行委員会

土曜<学校>通信

第<11>号

～1996年7月～

※ラセン状の軌跡・・・

概念集・別冊2～ラセン情況論～の序文は次のように始まっている。

概念集・別冊1の刊行以来、それまでの号を読んでいた読者が増加している気配があり、この変化に影響されて別冊2を1との関連で刊行することになった。しかし、そのままの持続ではなく、前記のような読者が表面的なテーマの展開の核心にある何かを、私たちの刊行してきた～していく全過程との関連において自発的に追求し始めるための契機になるように構成しているつもりである。この号を刊行する私たち自身こそを、「前記のような読者」の中心に設定したいのであるが…。(後略)

そして、あとがきは次のように終わる!

(前略) 3以降を構想する場合、1→2の変移以上に<オウム>論を前提とせず、あらゆる未踏のテーマへ自在な移動性で関わっていくことになるであろうが、その場合にも、今は気付かないラセン状の軌跡を描く予感があるので、その感触も表紙の副題に込めた。

なお、前記の記述と矛盾するようであるが、この号を含めて96年以降は具体的には何も刊行しない可能性があったし、これからもあり続けていくであろう。それは私の発想や生存形態を根底的に変換しかねない条件がラセン状に拡大しているからであり、私もそれを加速しているからであるが…。具体的な予測は私にもできないけれども、以上をかきとめておく。

このように指し出された<最後>の記述から、私たちは何を聞き取るべきなのだろうか?

5月6日、松下昇氏の<出立>を知らされた時、「私たちはどうとう見捨てられた…!」という思いが最初にやって来た。情念の激震がおさまっていくにつれ、未明の出発点のようなところへ吐き出されていくのに気付く。

1992年の末期的な病（過酷な闘病状態さえ逆用して概念集・8『表現過程としての医療空間』を刊行）から生還を果たした1年の後、概念集・9「表現の重心—序文の位相で—」には、

仮装的に別のいい方をしてみると、概念集9は、松下の〈死〉後に、刊行委が残されたメモやフロッピーディスクからの表現を開示する位相に対応している。（中略）

生と死の、表現と未表現の〈重心〉を、この厳しい状況の中で真に潜り抜けていこうとする人々の共闘を得つつ発見し応用していきたい。

とあり、身体状況を含む刊行の持続条件の困難さを越えていこうとする切迫と、透徹した表現意識の〈二〉重の声聞こえてくる。私たちはなす術もなくこの言葉を受け止めながら、その時点では（でさえも）自らの〈非力〉〜〈無力〉という自己規定の枠にうずくまったままだったのだ。松下氏も常にその自覚から出発したが、自覚を固定的な枠に閉じ込めることなく、未踏の領域に開かれていく〈0〉へと変換しつつ飛翔した。凄絶な孤独と対話するように、あるいは、未出現の共闘者の全てに向かって「既刊表現の総体と今後の作業方向」が記され、

これら全ての既刊ないし企画中のパンフは何かへ向かって深化ないし飛翔し、既成のイメージないし形式からはみ出していく過程にある。この動きに参加し、応用する人々の一人でも多いことを願う。そして、たとえ私が身体的な条件などでこれらの作業を展開することが困難になった場合にも、それらの人々が仮装的かつ本質的な刊行委メンバーとして作業を持続していくことを切望する。

という言葉が続いていることを忘れてはならない。この記述の1年以上前、入院に至る前段で、おそらく進行する病の気配と闘いながら1992年3月11日（56年目の誕生日）に書かれた遺書が、誤解を招きかねない要約で新聞に掲載され、松下氏の表現過程を〈伝説〉として扱いたい秩序的・時間性の型を全国レベルで開示した。このことは単に批判の対象であるばかりでなく〜刊行委の要請に対する未出現罪を転倒していこうとする全ての人々が自らの厚意や善意の質を写し出す反面教師的鏡なのである。曲解や、松下氏が直接反論できない状態に居直った利用〜に対しては様々な時と場で必ず反撃す

るが、むしろ、誰もが本気で接近するかぎり、〈伝説〉化や既成の〈批評〉の手には負えない構造を思い知ることになるだろう。

概念集・9における直接的な要請の息遣いから、再び〜ラセン状況論〜の序文とあとがきに戻ってみると、〈六甲大地震〉〜〈オウムの戦争〉による状況の膨張と圧縮、その後の落差を戦後状況や大学闘争後状況との対比において誰よりも正確に指摘しながら、

45〜46年や69〜70年を体験していない人もこの視点から、この号の位置を共有できるのではないか。そして、私たちは、地震やオウムを契機として論じているとしても、個々のヴィジョンや時期やテーマではなく、より普遍的かつ切迫している何かヘラセン状に迫りつつ格闘していることを感じとり、共闘への提起をしていただくことを切望する。

という数行が現れてくる。

「あとがき以上の〈あとがき〉」と位置付けられた6項の註が序文本文に続いて展開されるが、この註の前で存在の根底的な揺れを覚えずに通る過ぎるなら、私たちは、〈不〉可能な刊行作業の継続というテーマに立ちつくすことなく何かを行い、または永久に何も行わないだろう。本当は今まで引用した所も、これから引用する所も全てに言えるのだが、引用する主体たりえない不安と震えの中に向こうからやってくる〈作業〉の気配を媒介したいのだ。そして6項の註は各人が、〜刊行委の仮装性に対応しようと具体的に試みる度合で引用以上の〈引用〉として、その自己対象化の基底に交差してくるという感受だけを今は述べておきたい。

私たちが、或る切迫感から序文やあとがきを通じてラセン状にたどろうとしているのは、次のような〈資料〉〜表現への姿勢である。

なぜ、このような原則が要請されるのかというと、たとえば、1969・2・2の〈状況への発言〉は、それがたんに掲示板にはられたという契機をもつだけであるにもかかわらず、その後のバリケード状況、処分〜起訴〜公判過程にもつ意味は、決して単なる掲載〜転載によつては測りえないし、起訴状で「く」の字形十二個」と記述されている1970・1・8の黒板上の表現は、掲載自体が{不}可能であり、その困難さとの距離をみきわめずに、〈資料〉としてとらえることはできないからである。これらは、断片的な例にすぎない。大学闘争の世界(史)

性からみれば、だれの、どのような表現についても、その意味がどのように現在まで持続しているかを、全てのテーマ～現実構造との関連でとらえようとしないう限り、ついに表現されきったとはいえない。表現されつつあるものの方向性や位置が、どのように持続～変化するか、という恒常的条件の追求が主要な課題の一つになるだろう。そして、ここで「私」たちが表現というとき、国家が処罰しようとする行為や、闇の領域に深く閉ざされている対的な感覚や、日常言語にさえ到達しえないまま次の世界へ永遠に巡礼したものの微笑をもふくんでいる。これらの表現のむこうにあるものに生命を与え、全ての抑圧的な関係性を破砕していくためにも、パンフ「時の楔」は、「時の楔」通信～と共闘しつつ、また、いま予測しえない表現を包括しながら、「あなた」の存在しはじめの風景へ舞い立っていくだろう。（時の楔—〈 〉語…に関する資料集 14～15ページ）

1978年段階のこの記述の位相に戻りながら全ての既刊表現のページをめくりなおしていくことは、どのような追悼よりも先行的でなければならない。追悼を超える追悼の〈場〉を設定し、出立していくためにも…。

このパンフが出現した70年代後期は、70年代初期と同じ問題がラセン状に一周して問われた時期であった。1970年11月、神戸大学闘争史発行委員会は、松下氏に対する大学当局の処分発表の直後に5項目の目的を記した〈呼びかけ〉のビラを配布し、資料の収集を計画的に開始した。翌年1月には自発的参加者8名の討論要旨がパンフによって公開されるとともに予約購読も募集されたという。真剣な多岐にわたる討論過程と具体化の試みが展開されたけれども、その後も続く闘争の経過の中で各人の把握の根拠の問い直しと同時に、深刻な分岐も生じた。長い宙づりの状態をくぐりながらその情動的な意味を活かす試みは様々に形を換えつつ、また具体的作業としても継続する。

パンフ「時の楔—〈 〉語…に関する資料集」は、70年～71年当時の原初性をくりこみながら数年の不可避な回路を通過して、とりあえずは松下氏の表現原論として地上に降り立った何かの手ざわりを、非人称を主語とする位相に変換する媒介性として出現して来たのである。

更に〈10〉年、視ようとする者にしか見えない位相に転移しながら全国性を帯びた〈 〉闘争の激動は、～1986年～、表現論的な圧縮と存在的な分岐の極限を指し示した。同年7月、この経過と格闘しつつ刊行された、時

の楔通信第<15>号の配布に関して～μ～名で次の要旨の提起が出現する。

(1) (第<0>号)～第<15>ないし、それに対応する表現を自分で編集～発行するとしたら、どのような根拠と構成内容をもつか？これに対する応答の後で、第<15>号を配布する。

(2)前項の提起に関する討論の場の設定が可能であり、討論の媒介としていくためのヴィジョンを記す。

*₁ 自然過程のように発行したり、うけとったりしかねない表現過程の批判的止揚の必要。

*₂ この通信が出現しなくなったり、提起主体が討論等の場へ参加しなくなったりする事態からの生き方の検証。

*₃ この提起がとどく範囲と度合の確認～応用。

提起は、第<16>号の発行委託プラン～へと跳躍しつつ<私>と関係性の総体を根源から問いはじめる。そして、今また、次の<10>年性を一周して～ラセン状況論～序文の註へと変換されて、その本質がめぐってくる意味に耐えうる人がいるだろうか。ここでも、ただ立ちつくす感覚だけが<私>と私とを係留している。とはいえ、それはこちら側に止まろうとする感覚ではない。< >闘争は私たちが無意識のうちに依拠しようとする幻想性構造の岩盤を確実に打ち抜いており、なにものかの<凄絶な孤独>に包括されてもいるのだ。

1986年3月～の拘束施設において記され始め、幼い人間^{アイヌ}に手渡された時の楔《^{への}からの》通信は、～1987年9月～、仮装被告団の女性の一人によって刊行され、< >～{ }的問答の<記録～記憶>を奇跡的に開示している。この表現ないし刊行過程から照射されることにより、現在がより鮮明に見えるのはなぜか？奇跡的^と言いうる構造は、新聞各社及びその周辺の表現位相が読みとることのない「遺書」の、あの{基本的に廃棄して良い}という記述の位置に関わっている。言い換えれば、書かれたものの総体が失われても、未来からのかすかな記憶のように残り、新たな生成の気配に包まれた何かへの～祈り～こそが私たち全ての出発点であること、むしろ、その地点から出発する深さで、あらゆる時点でのテーマや表現や要請をとらえなして生き始めよ、と、非人称を主語とする何か^が松下氏の声に仮装しながら告げているのだから…。

*。どの号にも委託プランが潜在してきたとして、なおかつ、いま、この委託プランが可視的に必然化する時間的根拠は何か？

— 第<6>号、第<11>号、第<16>号という{不}可視の等間隔性はあとで気付いたことで意図したものではない。基本的には、発行を含めてあらゆる人～関係性の閉塞状況～惰性を爆破するために、非人称を主語とする何かの準備していることの喩ではないだろうか？

～1987・3・30～付の発行委託プランと同じ日付で、<白夜通信>や<根本>氏公判や<岡山>大学祭の成立不可能性に関するレジューム（後註六）が出されていることは、対応する断片例といえるし、中島みゆきが、オールナイトニッポンの七九年四月以降の最終回を三月三十日に放送したことも決して無関係ではないだろう（後註七）。もちろん、東アジア反日武装戦線に対する上告棄却判決（三・二四一後註八）後の<—>週間に、<—>年や<—>生を<—>気にかけて抜けるほどの切迫にかられつつ、死と接して横たわる人たちを巡礼したことも加えねばなるまい。しかし、ここにのべたことは、時間的な楕円の一つの焦点にすぎない。もう一つは、この問答のむごうに生成しつつある。

この後に次のような問答が続く。

*。委託プランへの反応はどうか？

— ほぼ予測通り、どだけいって置く。どのような予測であるか、については本質的共闘の度合で開示せざるし、してきた。もう一つ、半分は冗談であるが、委託を提起した主体が身体的に<消滅>した場合の表現状況の変化をも測定しえた。少なくとも方法的に。

非人称からの<準備>と、人称からの<測定>が交差する磁場に引き寄せられるように、 α 系（国家による批評）・ β 系（マスコミによる批評）・ γ 系（個人による批評）を包囲する松下昇（についての）批評集企画が訪れ、対応する反批評～本質的再審請求の根拠を立体的にくぐりなおしながら、表現状況の変化を超えていく方法が展開されていく。

～1988年10月～、 α 篇への序文はこの企画の生成のプロセスと情念を具体的に記述するとともに、かつまた、こうも述べる。

私たちが、過去の特定の時期や情況に固執しているなどと思いこまないでほしい。むしろ、この作業ほど現在～未来的なものは、まだ、どこにも出現していないのだ、とひそかに誇ってもよいのである。しかし、誇ることは止めておく。私たちのなした20年間の表現行為は、極めて不十分な、偏差に満ちたものであり、その自覚～止揚なしには、<死者>たちを復活させうる未来に、この企画はとどかないことをなにもものが示しているのだから…。

先行するβ篇の実質的作業が、1987年9月から始まっており、また、γ篇・α篇の刊行作業と相呼応するように表現集や発言集の< >化も進化した。これらの企画と、同時代建築研究会に象徴される他者性を介した企画の総体的な対象化を経つつ、1989年1月、概念集シリーズは《私たちのくぐってきたく >闘争過程と、はるかな異時・空間に生起しうる< >闘争過程に共通する本質を、経験ないし思考を媒介して言葉によって抽出する》作業として、他の全ての試みと共闘しながら表現情況の風景へ舞い立ってきたのだった。

再び冒頭の引用部分に戻ろう。

それまでの号を読んでいなかった読者の増加の気配—未知の読者が自発的に核心の追求を開始しうるような契機への配慮—そのような新しい読者の中心に自らをこそ設定したいという願い—自在な構想の移動性の示唆—にもかかわらず、潜在する刊行の<不>可能性……。刊行主体の意図が、その固有性をも喩に換えて、動かしがたい情況～存在の逆バリケード性～抑圧的構造の根幹～をめぐっている究極の像をうけとめることができなければ、私たちは松下昇という巨大な同時代者の各々の虚像を抱いて、ただすれ違うことができるだけだ。

ドゥルーズの自死を<自己を含む情況を重力へ委託する形で処刑したのではないか>とうけとった松下氏自身は、あらゆる処刑性を転倒する生命的意志に輝きながら、情況的閉塞～を爆破するように表現を身体化しつつ、自宅近くの散歩道から垂直方向に移動し、そのまま不可視の時空へとラセン状に出立していった。

.....

永里繁行

山浦元様

お年紙と原告団ニュースをありがとうございます。
5月6日以降のパンフ発送にさいして、その作業を担
った人々が、松下さんの住所の事で奥さんに負担
がかかり過ぎるという点や、生前からの松下さんとの
話し合いの過程を話せる方向を見出したという
点から、連絡先を過渡的に私宛付にして発送し
ました。

前回お送りしましたものは、

今でこそ松下さんから～刊行物を受け取る側だった
私たちが、彼に対して、その～刊行過程を全体として
担うことはできるのか、できないのか？ 出来れば今後
自発的に何を創り出せるか、出せないのか？

という問いだけをとりあえずは提出するほかあ
りませんでした。

山浦さんの位置は、松下さんからのお聞きして
あり、野村資料として送っていただいた表現に
よって角張っている～文明批判～の観点から、深い
示唆を受け取っています。(何故か、投稿もよく
自分(46年生)と同年代の人に感懐いしていて
松下さんに「どうでしょう!」と笑いはがら言われたこと
があります(た。)

お年紙の最後の数行は私も肝に命いて
おきます。具体的には、その不安定な住居のことや

生活費のことについて、近くに住らる方々が中心に
 行って対処していく体制はできつつあります。もちろん
 「誰の世話にも頼りたくない」といふ奥さんの思いを
 もっとも尊重しよう。

マヤさんは 松下さんの手紙（'95.10.11付）に「おれは」
 東南アジア諸国の文化への流氷方の調査・研究に
 生涯をささげようという意気をおもちのようです。6月初旬に
 帰省されるのを知り、直接お会いして意向をお聞き
 したのですが、おれの専門とはおれ違ひにあり、
 その後、奥さんと一緒に西宮の高尾和宣氏のお宅
 で専門をお話ししていただく予定です。

マヤさんは 松下さんの活動領域を広くおる～に
 若い感性からおれも理解を共有できたり、私（私）
 も心強く感じています。

永浦さんのお手紙におきまして、テーマを「おれら
 おれ判りやかく伝へ、共有していられる努力」を
 おれらの限界を背負って取り組むが、私（私）も
 おれらつもりです。

今後とも何かおれプロジェクトでおれらおれら
 幸ひです。

1996.7.28

司こ里繁行

コウヨ 4-35 20X20

郵便はがき <196(8).11.15>



浦元様
海老名市さつき町
1-3-506



弘前ねぶた 見送り絵 里見八犬伝

前略。松下昇さんの死去に関連した諸文書の御送付、ありがとうございます。私、実は去る5月19日から長期外国旅行に出かけて、10月31日に戻ってきて、貴方からの文書を読ませていただきました。松下昇さんの追悼文、及び松下さん死去についての各新聞の切抜きコピーは、とりわけ強い関心をもって読ませていただきました。今では松下さんの死去が信じられません。また小倉の永里さんという方から「概念集別刷り2」と送っていただきました。以上簡単ですがお礼と報告まで。

11月14日

昭和25年 東長町 竹森節堂筆

堀川 勉

八房が安西景運の首を主君義美に献じ、伏姫を襲る。